

平成29年第1回定例会

長柄町議会議録

平成29年 3月2日 開会

平成29年 3月17日 閉会

長柄町議会

平成29年長柄町議会第1回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号 (3月2日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	10
川 嶋 朗 敬 君	11
鶴 岡 喜 豊 君	24
本 吉 敏 子 君	38
古 坂 勇 人 君	51
山 根 義 弘 君	56
○散会の宣告	88

第2号 (3月3日)

○議事日程	89
○出席議員	90
○欠席議員	90
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	91
○開議の宣告	92

○諸般の報告	92
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
○議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
○議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○議案第14号～議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
○議案第20号～議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託	163
○休会の件	167
○散会の宣告	167

第 3 号 (3月17日)

○議事日程	169
○出席議員	169
○欠席議員	169
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	169
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	170
○開議の宣告	171
○諸般の報告	171
○議案第20号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決	171
○発議案第1号の上程、説明、採決	177
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	179

○同意第 1 号の上程、説明、採決	187
○閉議及び閉会の宣告	189
○署名議員	191

長柄町告示第1号

平成29年長柄町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月1日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 平成29年3月2日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

平成29年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成29年3月2日(木曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告(議長の報告)

(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)

日程第4 一般質問

出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	鈴木誠一君
総務課長	蒔田功君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	石井正信君	健康福祉課長	小林敬二君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	若菜聖史君
会計管理者	大塚真由美君	教育長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	石井一好君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理委員会 書記	蒔田功君	農業委員会 事務局長	若菜聖史君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森 田 孝 一 議 会 書 記 安 部 吉 輝

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成29年長柄町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

8番 関 民之輔 君

9番 大 岩 芳 治 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2日から17日までの16日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日2日から17日までの16日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者について、印刷してお配りしてあり
おりです。

陳情が1件提出されました。議会運営委員会で協議した結果、審議保留となりました。印
刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書及び定期監査報告書が提出されました。印刷
してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

また、去る2月23日に行われました長生郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会において、
平成29年度予算が可決されましたので報告いたします。組合予算書をお手元にお配りしてご
ざいますので、ご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員であります池沢俊雄君より報告があります。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、池沢俊雄君。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（池沢俊雄君） 皆さんおはようございます。3番、池
沢でございます。

本日は、第1回議会定例会の傍聴に、たくさんの皆さんにお越しいただきまして、まこと
にありがとうございます。

私からは、平成29年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の議会報告をさせていた
だきます。

平成29年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会は、2月13日に開会し、平成28年度
補正予算並びに平成29年度予算など議案18件を審議し、2月23日に閉会をいたしました。

議案審議に先立ちまして、平成29年第1回議会定例会におきまして、長南町の板倉議長の
辞職、広域議長の辞職承認に伴い、長柄町議会議長職議員の月岡清孝氏が組合議会議長に選
出されました。ご報告をさせていただきます。

以下、審議の結果概要についてご報告をいたします。

初めに、議案第1号 平成28年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

内容として、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億124万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億7,184万8,000円とするものでございます。

主なものは、人件費の精査、過年度分の市町村負担金の精算還付、清掃費、消防費などにおける入札減に伴う補正をするものでございます。

次に、議案第2号 平成28年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第1号）でございます。

内容としては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,054万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,590万5,000円にしようとするものでございます。

主なものは、過年度分の構成市町村負担金の精算還付をするものでございます。

次に、議案第3号 平成28年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）。

内容といたしましては、水道事業収益を4,613万9,000円減額し51億737万1,000円、水道事業費用は2,660万8,000円を減額し50億6,658万2,000円とするものでございます。

主なものは、受託工事収益及び新規給水申し込み、県補助金の減、費用においては修繕費、工事費の入札減によるものでございます。

資本的収入を3,249万1,000円を減額し7億3,662万9,000円、資本的支出を4,803万円減額し15億6,186万9,000円とするものでございます。

主なものは、収入において、新規開発行為や負担金工事の減、支出においては各工事費の入札減によるものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、276万2,000円減額し4億3,122万2,000円とするものでございます。

次に、議案第4号 平成28年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第2号）。

内容としては、業務の予定量を、入院患者数を6,570人減の3万7,230人、外来患者数を1,944人増の8万9,424人とするものでございます。

病院事業収益を2億2,825万7,000円減額し33億7,114万9,000円、病院事業費用を3,324万6,000円減額し35億5,173万4,000円とするものです。

収益の主なものは、入院収益の減、費用において材料費や経費の減によるものです。

資本的収入を995万4,000円減額し2億70万7,000円、資本的支出を1,990万7,000円減額し3億4,643万3,000円とするものです。

収入の主なものは、市町村負担金の減、支出においては資産購入費の減によるものです。

議会の議決を経なければ流用することができない経費として1,533万9,000円増額し23億8,012万4,000円とするものです。

棚卸資産の購入限度額5億6,372万7,000円を5億3,325万円とするものでございます。

次に、議案第5号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算でございます。

内容といたしましては、歳入歳出予算総額を前年度予算に対し8億1,309万8,000円、12.2%増の74億8,618万6,000円に定めるものでございます。

総額の主な要因は、人事異動及び給与改定などに伴う人件費、新最終処分場候補地選定やごみ焼却施設の基幹整備に係る委託料、汚泥再生処理センター、新し尿処理場でございます、の建設事業、新し尿処理施設債、消防施設債の元金償還開始によるものでございます。

次に、議案第6号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算でございます。

内容としては、歳入歳出予算総額を前年度予算に対し639万1,000円、4.4%減の1億4,846万4,000円とするものでございます。

減額の主な要因は、火葬設備の修繕及び工事費の減によるものでございます。

次に、議案第7号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算。

内容といたしましては、業務量の給水戸数を6万1,707戸、前年度比1.1%増、年間総給水量は1,901万9,000トン、前年度比0.6%減、1日平均給水量は5万2,107トン、0.6%の減といたしました。

水道事業収益は、前年度対比7,558万3,000円、1.5%減の50億7,792万7,000円、水道事業費用は前年度対比7,773万8,000円、1.5%減の50億1,545万2,000円といたしました。

資本的収入は、前年度対比3,034万8,000円、3.9%増の7億9,946万8,000円、資本的支出は、前年度対比4,582万7,000円、2.8%増の16億5,572万6,000円といたしました。また、不足する額を当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

次に、議案第8号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算でございます。

内容としては、業務量の病床数を180床、入院は4万1,610人、外来は8万9,792人といたしました。

病院事業収益は、前年度比3.6%、1億2,816万7,000円増の37億2,757万3,000円、病院事業費用は、前年度比3.0%、1億674万7,000円増の36億9,172万7,000円といたしました。

資本的収入を前年度比3.5%、734万6,000円増の2億1,745万7,000円、資本的支出を前年度比2.2%、821万8,000円増の3億7,575万8,000円といたしました。また、資本的支出の不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

次に、議案第9号 長生郡市広域市町村圏組合情報公開条例の制定でございます。

内容としては、公文書の公開を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、情報の一層の公開を図ることを目的として、新規に条例を制定するものでございます。

次に、議案第10号 長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の制定についてでございます。

内容は、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利、利益の保護を図ることを目的として、新規に条例を制定するものでございます。

次に、議案第11号 課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容としては、事務局総務課の地域医療民生室を組織改編により医療民生課とし、分掌する事務の所在と責任を明確化し、事務の効率化と迅速化を図ることを目的として改正条例を制定をするものでございます。

議案第12号として、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、千葉県人事委員会勧告に準拠した一般職職員給与改定及び特定任期付職員給与改定並びに確定拠出金法の一部改正に伴い改正をするものでございます。

次に、議案第13号 長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容としては、千葉県人事委員会勧告に準拠した一般職の職員給与改定に鑑み、水道部企業職員について一般職職員に合わせ扶養手当の改正をするものでございます。

議案第14号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

内容は、千葉県人事委員会勧告に準拠し、病院事業管理者の期末手当を改正するものでございます。

議案第15号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容としては、千葉県人事委員会に準拠した一般職職員給与改定に鑑み、病院事業企業職員について一般職職員に合わせ扶養手当を改正するものでございます。

次に、議案第16号 長生郡市広域市町村圏組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、情報公開条例及び個人情報保護条例の制定に伴い、公文書の公開、個人情報の開示、決定等に対する審査請求について調査、審議する諮問機関を既設の行政不服審査会に一元化するため改正をするものでございます。

次に、議案第17号でございます。監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

内容としては、組合議員の白子町議会議長職議員の大多和正之氏を監査委員に選任をするものでございます。

最後に、議案第18号でございます。教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

内容として、現教育長の内田達也氏の教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに小高憲二氏を教育委員会委員に任命をするものでございます。

これらの全議案とも原案のとおり可決、同意をされました。

以上で、平成29年長生郡市広域市町村圏組合第1回議会定例会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、一問一答方式と従来方式の選択制を試行的に採用することとし、既に通告がなされておりますので、通告順に従いそれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一問一答方式を採用する場合は、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 皆さんおはようございます。私、1番、川嶋朗敬でございます。ちょっと風邪を引きまして、声のほうがなかなか通らないかもしれませんが、その辺につきましてはお許しのほどをいただきたいと思います。

まず質問に先立ちまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

現在は、ちょうど確定申告の時期に当たりまして、確定申告、大変な仕事でございます。そんな中を担当する課の皆さん方、一生懸命ご努力されることにつきまして敬意を表してまいりたいと思います。石井課長様もご苦労さまでございます。

さて早いもので、私当選してから1年半が過ぎました。先日、実は、先週日曜日ですか、前宮崎県知事東国原英夫氏の、これは地方改造論、地方をどげんかせんといかんという講演会に友達と参加をさせていただき、90分間という長い時間だったんですが、私にとってはこの90分間、いろいろな地方の創生のお話を十分勉強ができて、知らなかったこと、またこれからやらなければいけないこと、随分勉強をさせていただきました。

そんな地方から我が自治会、集落にも、宮崎県、大分県、鹿児島県、長野県、近隣は東京都というところから移住をしてきている今の現状が私の集落です。しかし私の集落におきましては、自助・共助・近所の役割を果たしながら、知恵を出し合いながら力を合わせて連帯感を醸成しているところでございます。

移住されてきた町民の皆さんとともに、町の将来を考え、やはり長柄町に住んでよかったと、心から言えるプランを、時間のある限り町民とともに考え透明性の高い情報発信と想像を發揮した斬新な政策を提案してまいりたいと思います。

そんな1年半を振り返りますと、昨年6月に私は、一般質問でこういうことを言いました。

危機管理とは、想像と最小限に抑える準備が最低限度重要であると考えていますよというようにお話を、防災の時間のときにお話をさせていただきました。これは、地方分権と規制緩和の進展と社会の情勢の急激な変化に伴いまして、これまで主に行政が担ってきた公共の領域が大きく変わろうとしております。既に変わってきております。その反面、行政の対応し得る領域は、財政難、経営資源の限界により縮小する傾向にあり、行政が新しい公益の領域全てに対応することは非常に質、量とも極めて困難になってきております。従来の公共サービスは、行政が担うもので、行政に任せておけば、それを享受できる体質でもあります。公共の領域の拡大を考え、解決する町民の自治意識を高め、個性豊かで活気ある地域づくりを進めるために、どうしてもこの協働社会の転換が必要不可欠になります。

私としましては、総合計画にも載っているんですが、協働の町づくりを実現するのであれば、これからはぜひ協働推進課、または町民協働課などの専門部署を設置していただき、職員の協働意識の啓発に取り組んでいただきたいというように願っております。

先ほども言いましたように、今後も厳しい状況の中で、公共事業の妥当性、機能性の必要性を横断的な観点から優先度を考えて、適正に管理運営していくことができるかどうか、この長柄町の喫緊の課題と私は危機感を感じております。

残された、私2年半の期間で、何とか魅力あふれるスローガン、いきいき長生を進めていくために、将来に継続する協働のための担い手づくりを積極的に取り組みバックアップする施策を町民の声として伝えてまいりたいと思います。

最後に、12月の一般質問でも、教育部局の教育長さん、そして教育課長さん、これは行政の透明性と住民への十分な説明を踏まえた、あすにつながるような回答を得ることができました。私も大変感謝しております。ぜひ、今回の一般質問におきましても、将来へつながるような回答を町長部局さんの皆さん方も切にお願いをいたします。

それでは、通告の住民ニーズに対応した交通弱者対策について。

今回につきましては、総務課さん、そして企画財政課さん、そして健康福祉課さんのほうにそれぞれ質問をしてみたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

まずは、昭和45年に過疎地域対策緊急法が議員立法にて10年間の時限立法が施行されて以来、時代の趨勢に実行性のある過疎対策を図るための措置が講じられております。平成27年の3月に、過疎地域における今後の集落のあり方について、困難なケースが増加していることから、集落の維持、活性化を図るために、基幹集落の中心に、周辺の複数集落の一つのまとまりになる集落ネットワーク圏、いわゆる小さな拠点において、承継、創出する活動意識

とネットワーク圏の取り組みが図られてきております。現在私の集落にも5軒という、小さくて、なかなかいろいろな役が回ってきているというような状況でもあります。そんなときに、この過疎化というのは、合併を含んだ一つの小さな拠点を増やしていきたいということがうたわれております。

そんな過疎化の状況を見ますと、全国1,718市町村ございます。そのうちの全体の46.4%となる797市町村が現在過疎で占めております。過疎申請を申告しております。我がこの千葉県におきましても3市3町が、過疎申請の届け出をしており、長柄町におきましては、これは昭和35年、平成、たしか、昭和ですかね、昭和から、5年、国勢調査のときから始まっておりますので、多分昭和45年とか50年とか55年とか、こういう形で人口の増減の比較をしていますので、当初から見ると長柄町増えています。現在は、7,000近くになってきておりますけれども、当時からは8,000人台を超えるような人口推計になっておりますので、対象にはなっておりませんが、喫緊の緊張感を持たなくてはならないということでございます。

長柄町も高齢化により空き家対策の増加、そして商店の閉鎖、そして交通、公共交通の利便性の低下、耕作放棄地の増大などの影響で維持困難な集落が増え続けることになると考えております。過疎地域の分散集落の交通弱者対策に、根幹に目を向けずに、中・長期的に継続的な集落を集約する勇氣ある対策を打ち出すことを願っております。

今回の住民ニーズに対応した交通弱者対策につきましては、1大綱、6項目を質問してまいりますので、ぜひ本町における維持可能な交通弱者対策のあり方についてお聞きをしております。

まず①地域公共交通が不十分な過疎地域における主な交通移動手段はマイカーであります。高齢化により自動車の運転ができなくなったり、居住地の近くに路線バスの停留所がない場合、生活に必要な食料品等、生活必需品の買い物や通院などの町民の暮らしの足を、どのような施策で効率的な路線運営をするか、お聞きいたします。

②多くの住民は、交通弱者になっても、自らが生まれ育った、慣れ親しんだ町で、少しでも長く自立した生活を継続していくことを希望していると思います。老いてマイカーから離れ交通弱者になっても、自立した活気ある日々を送り、生きがいを感じながら住み続けられる町づくりを、町は新たなコミュニティ形成のために、どのような行政サービスの拡充を提供しようとしているのか、お聞きしてまいりたいと思います。

③バス路線に対する住民ニーズが、高齢化の進展に伴い、目的地までのアクセス、中心から町内循環の新設を求める変化が生じてまいります。放置しておく、安全で安心な輸送が

脅かされかねません。そこで、地域公共交通の交通対策活性化協議会にて、どのような施策で、地域公共交通総合連携計画素案を示されてきたか、お聞きしたいと思います。

④人口の減少や高齢化が進み、社会的弱者だけが移住に残ってしまう限界集落の問題が深刻化する前に、交通空白地帯の地域の解消と町の将来との両方を意識した効率性と活性化の高いコンパクトな町づくりが求められてまいります。そこで、町の中心付近へ交通弱者の移住を誘導し、日常生活、衣、食、住の利便性の向上や公共サービスの受けやすさ、自然災害の不安解消などを考えた交通空白地帯地域解消策が有効性の高い将来のある施策と考えますが見解をお聞きしたいと思います。

⑤空気を輸送するバスへの財政支援では、コンセンサスがなかなか得られない状況でございます。住民にも、「私も乗りたい・乗ってもらえる」ような、評判のよい、注目を引くキャラクターバス、犬、猫、汽車、いろいろありますが、このキャラクターバスを導入し、バスが子供たちの心をつかみ、町と町民が協働で将来を考えた生き生きとした町づくりをすべきと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

最後の⑥に入ります。本町においての人口減少による少子高齢化問題は顕著なことでございます。中心から離れたところにある集落が、若年層の流出などで既にコミュニティーの機能が失われ、将来、集落が自然消滅してしまう事態が推測されます。本町にとって喫緊の課題であり早急に対策を取り組まなければなりません。そこで、町の過疎化対策及び活性化対策として、町のPR事業を考えた町づくりのいきいきプランをどのように形成しマンパワーを集約していくか、具体策をお聞きしてまいりたいと思います。

以上で、私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員のご質問にお答えします。

町の現在の地域公共交通体系は、茂原駅を結ぶ主要幹線道、千葉茂原線と市原茂原線の2系統の路線バス、町内を巡回する町民バス、福祉有償運送の3つとなっております。

ご案内のとおり、路線バスにつきましては、民間バス事業者の撤退廃止線とならぬよう、お互いに協力し、維持支援に努めているところであります。

町内循環バスにおいては、残念ながら年々利用者が減少していることは承知のことです。ピーク時に比べ、現在約4割程度の利用者数となっている状況であります。

このような中、昨年、本町の公共交通施策のあり方を検討した結果、来年度から高齢者外

出支援タクシー利用助成制度、いわゆるタクシーチケット事業を実施すべく新年度予算に計上したところであります。

本助成制度実施に伴いまして、既存の巡回バスにあっては、廃止の方向で検討をしていかなければならないと、現在考えておるところであります。

この巡回バスを利用しているこども園の通園児の代替交通は、並行して確保に努めてまいります。

その際、バスの更新に当たっては、ご提案のキャラクターバスも含め前向きに検討したいと考えております。

ご質問の地域公共交通対策活性化協議会、また地域公共交通総合連携計画素案のようなものは、残念ながら現在本町にはございません。

また、ご提案のコンパクトな町づくりにつきましては、利便性や合理性の観点から、今後いわゆる人口の少ない小さな町、地域の一つの選択肢となるのは間違いなく、町づくりの有益な施策の一つかと認識しているところでございますが、現在本町においては具体的にコンパクトシティについては、まだ見解はございません。よろしく申し上げます。

本町唯一の公共交通であります路線バスの存続を、まずは第一としつつ、一方で、路線バス以外の高齢者の足となるタクシーチケット事業を秋には確実にスタートさせ、その中で利用者など町民のご意見を頂戴しながら、よりよい制度となるよう改善を進めてまいりたいと考えております。ぜひともご理解を賜りますようお願い申し上げます。雑駁ではございますが川嶋議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。ぜひキャラクターバス、前向きにというお話ですので、ぜひ子供たちに夢を、ぜひ与えていけるような形をとっていただければ大変ありがたいなという、心強い前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

実は、この新しい事業の、今お話を聞きました。タクシー事業、それから今の町民バス、いわゆる公共交通の循環バス廃止になるという名目ではございますけれども、実はここからが大切、今年で17年目に、この事業が入ってくるんですが、16年の経験は経験として生かして、今年からのぜひ再スタートという気持ちで、ぜひ取り組んでもらいたいことは、人口減少は先ほどから何回も何回もこのようお話しております。自動車ができない方々、交通弱者とは高齢者だけではなくて、やはり障がい者の方々、幼児、子供たち、やはり弱い人間にどうしても弱者というものが当てはまってまいります。

私も免許を持っていますが、なかなか80歳超えても農業をやるには免許は離せません。タクシーで田んぼに行くことができません。ですから、返納と、申告取り消しということはなかなかできない時代でも、また地域でもありますので。

そんな中で、私、全国の市町村の、このバス利用状況を、ちょっと調べてみました。それを全国の過疎地域も含めた中で、どのくらいの今後の推移が行われるのか、これはエクセルという機械で率をはじめてみたんですけども、その状況の中で、今後10年、5年というスパンの中で、どんな状況がわかったかという、団塊世代の方々が、移住が、退職されまして、交通の利用ができない。平成23年度、平成27年度、そして平成32年度、この実態調査を調べてみました。

そうしましたら、何がわかったかという、買い物に行く人たちが、毎年毎年平日の平均ですが増えているんです。そして、通院が増えているんです。5年後の32年も増え続けるんです。これどこの市町村でも同じでした。

年代別、今度調べてみました。そうしますと、全国の平均では65歳で免許を返納する方が一番多かったです。白井さん、もう一度言いましょうか。一番多かったです、調べましたら。私は返しませんけれども、返せませんけれども。でも都会に住む方々は早い時期に、タクシー助成を受けたり、いろいろな施策で、各自治体手を打っていますので、免許を返しても安心して暮らせるという状況がわかりました。

そんな中で、65歳から74歳を見ますと、これ年々、将来も含めて、バスの利用が減ってきているんです。しかし75歳になると、後期高齢を迎えるとバス利用者が増えているんです。5年の、平成32年見ましても、前年、平成27年度、5年前と比べますと、やはり4%ぐらい増えると。これはまた、オリンピック終わっても増え続けるのかなという懸念はしております。

そんな中で、長柄町も、新しい事業、バス廃止をするために、目的、何のためにそのトリップ数、目的トリップを使うのか。この住民ニーズという目的というものが、いろいろなケース・バイ・ケースで出てきておりますので、まず1点目、調査に当たっては、この目的のトリップ数を、ぜひ調べてください。

2点目、お願いすることは、年齢層、年齢別ですので、年齢別のトリップ数を調べてみてください。

この状況から、また新たな10月からのスタートの中で、毎年毎年変化する住民ニーズの対策を講じていってほしいというのが私の願いです。答弁は要りません。

先ほどキャラクター……、いい、前向きな答弁をいただきましたので、要望だけ伝えていきますので。

次に、2番目、②の質問の中で、これも大変難しいんですけども、現在路線バスが、長柄町走っているわけです、小湊鉄道。これが、乗車率を考えた場合に、この通勤とか通学と、朝の時間と、これは非常に多く、地元や隣接する市町村、通う率が非常に高いと。しかし、それ以外の時間帯になりますと、非常に乗車率が低いと、お話を白井課長とも話ししていますけれども、これが赤字の要因につながってきているのではないかなというように感じております。

これは実際のところ、赤字の原因というのが、お客様が乗らなければ、当然これは明らかな問題でありますけれども、かといって、それを、赤字だから路線バスを廃止してしまうと、もっとこの町は衰退してしまいます。これも事実です。

バスの事業者にとっては、採算は不採算路線であっても、不採算路線であるということは撤退したいというのが事業者からすれば、これ事業、会社経営していれば誰もが思うところなんです。しかし、この地域の住民の足を奪われるということだけは絶対に避けなくてはならないということは念頭に置いていていただきたいと思う中で質問をします。

バス路線の事業を存続するためにお聞きするんですが、バス交通は本町の交通体系を維持する上で、地域の実情に応じた地域交通をつなぐ基幹交通として重要な役割を担うものであります。これまでの赤字路線バス路線に対する行政支援を継続するとともに、法律家による経費削減や路線運行ダイヤの見直しの企業努力を施し利用促進に向けた取り組みをどのように実施していくのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） まず、バス交通の行政側の支援、町の支援ということなんですけれども、今、議員さんがおっしゃられましたように、現在2路線ということで町長からの答弁もございましたが、大津倉に行く路線とロングウッドステーションに行く茂原街道の2路線ということになっております。

茂原駅ロングウッド間につきましては、旧来から、国の補助金を受けて運営、路線存続をしておる路線でございます、年々いろいろと、数値は変わるんですけども、おおむね200万円ぐらいの補助金が国から入ってくるという状況でございます。本町からは、特に町の一般財源で支援をするという状況ではございません。

それから、大津倉線につきましては、こちらは国の補助金の路線、対象路線となっておりませんが、赤字ながらも、赤字ながらも小湊鉄道さんのほうで存続をさせていただいているということでございます。聞くところによりますと、日当たり1万円を超えるぐらいの赤字が出ているというような状況だということで、先ほどの議員のご指摘と、ちょっとずれてしまうのかもしれないかもしれませんが、通勤、通学の時間については確実に確保したい、それ以外の、乗る率が低い時間帯についてはということで年々、年々ということではございませんね、過去から何本か本数が減ってきていると、そういう状況かなと思います。

では長柄町はというところではございますけれども、これまで巡回バスの接続等を行うこと、最近で言いますと塩田病院のところではバスの接続とか、そういうことを検討しながら、少しでも乗車をいただくような仕組みづくりというところの観点ではやってきたんですが、数字的にはどうしても伸びてきていないという状況でございます。

今後も広報とかそういうところに、地域の大事な路線バスだということでは残すために、維持していくために、何とか茂原駅行きのバスを使っていこうというところを広報していくのが大事なかなというふうには捉えております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。国庫補助金が出ているということで、一番しているその懸念は、要するに一般財源がバス事業者に対して支出されるようだと非常に困るんですが、一反面、そこもやむを得ないところが、暮らしの足には必要かなというのも事実であるかなということも認識しておりますから、その辺はまた随分検討を、お互いにしていただければいいなど。

と同時に、バス路線までの足を、ぜひ、ここで何になりますかといっても、まだ考え、要するに実績を出してみないとわかりませんから、本当に、タクシーがいいのか、タクシーで乗り合いバスまで来ちゃうと大変なことになってしまいますから、前、6月に三枝議員さんが過疎化、有償バスの話をしましたから、このボランティアというバスの必要性も当然あります。メリットがあります。しかしデメリットもありますので、いろいろな方法がありますので、ぜひここまでのつなぐ足は確保するような検討をしてみてください。答弁は要りませんから。

次に、タクシー事業を行うに当たりまして、10月からスタートするんですが、このタクシーの高齢者向けの事業の中で、一般の方々は、町民は利用できない。ですから町長さんが答えたように、それにかわるような前向きな質問をいただきましたので、こちらにつきまして

も、ぜひ、本来ですとタクシーのメリット、効果、実績、聞きたいところなんです、これからやるスタートです。ぜひその辺も分析を、ぜひしてってください。そして町民が、納得するような情報開示をしていただきたい。それが1点。

もう1点は、大変申し訳ないんですが、利用するには全部、全て血税なんです。要するに国・県から助成は出ていないんです。血税ということは、町民からお預かりしている税金です、職員の皆さん方も一人一人、これは管理職の問題になろうかと思いますが、十分な認識を持ってもらいたいです。使う形の中で。

ですから、そういった取り組み、総務課になりますね、今度は。総務課になりますけれども、ぜひこの情報開示の中で、そういった取り組みも、ぜひ進めていただきたい。特に管理職、中心となって、予算に関わる支出をすることについては、十分横の連絡を取り合って、縦割りではない行政を、まず進めていっていただきたいということで、これはぜひ私のほうからはお願いしておきます。

なるべく質問は少なくということでしたので、では、4番目の移住対策、これ過疎化、白井さんに聞きたいんですけれども、この対策、過疎化対策については該当はしていないんですか。この事業が、新しい制度ができて、今現在、市町村の中では、コミュニティーバス、交通機関の整備、もしくはイノシシ対策。ここは、イノシシ対策と出ましたから、どんなことをやっている。この、ここは1,210万円もらっています。石川県の羽咋市というところ。人口は2万2,427人と、断然長柄町よりも多い過疎市です。イノシシ対策で補助金をもらっているんです。ここの市、何をやったかという、食肉加工センターをつくったんです。これを調べていきますと、ほとんどバス事業に充てているんです。この自立支援という、せつかくある国庫の事業です。

この過疎地域等自立活性化推進交付金、初めてのよう聞きような事業名だと思いますけれども、今までの平成13年からの昔からの過疎事業債、起債ではなく、時限立法によって新しく新しくその事業が変わってきております。これたくさんの全国の市町村で、食肉センターをやろう、バスを使おう、いろいろなアイデアが出て、国庫補助から大臣表彰まで、優れたところに表彰状も出ています。そんな魅力ある取り組みを、どのように考えているか、それだけお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ご答弁になるかどうか、ちょっとわかりませんが、い

ずれにいたしましても、長柄町、議員のほうにも、これまでもご説明してきておりますように、今はまず第一、地方創生、生涯活躍の町ということで、今プランを千葉大学と一緒に、今考えております。

それらの中から出てくる私たちのほうの知恵として持ち合わせていなかったものなども新たに受けながら、今後の長柄町の移住、定住に向けたものが示されてくると思いますので、その辺を具体的に具現化する計画を29年度できちんとつくって、国のほうの認可を受けつつ、本町の移住、定住、これまで以上に進めていきたいというふうに思っております。

その中でまた、この後のほうにも出てくるかもしれませんが、空き家の活用だとか、そういうことがやはりどうしても財の、この地域のところでは必要になってくると認識しておりますので、その辺も重要な施策だということでは認識しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 今、空き家対策が出てきまして、6番目で、そのお話もして、これは前から、リバースモーゲージのお話はさせてもらっておりますので、時間がありましたら、ぜひそのリバースモーゲージ対策のお話、何回もお話ししていますけれども、せっかくの機会ですから、初めての方もおりますので、時間があればしてまいります。

いずれにせよ、喫緊の課題でありますから、こういった移住が、暮らしができなくなってからでは遅過ぎますので、ぜひ早く早く、この行動に移して、国・県の交付金をうまく利用されればいいのではないかなというように思います。

ちなみに、時間がありますから、後で調べてもらいたいですけれども、白井課長、平成12年の総務省の集落事業の住民アンケートってとってあるんでしょう。この過疎地域のみんな、全国から。そうしたら、集団移転の感想の結果、81.8%が移転してよかったとなっています。移転理由は、1位は当然買い物や外出など、日常生活が非常に便利になったよと。あと行政の公民館とかお役所とか、例えばここでいう社会福祉協議会のお風呂とか、こういうところも近くなって便利になったよということの率も72%という高い数字を受けていますので、後でぜひご覧になってみてください。いろいろな方の意見が出ておりますので。

さて、本題のキャラクターバスに入らせていただきたいと思います。

現在、小林課長のほうも、私のほうで時間が足りませんので、私のほうから調べたことだけ、もちろん認識していますからお話ししますけれども、現在、平成19年度は7,300人ほど、乗っていた循環バス、それがこの……、失礼平成28年、今年、実績見込みでいくと昨年並み

ということで、バス路線も7路線から6路線になっているんですが、この年間の率を、こども園の子供たちを見ると約250日ぐらい、こども園の子供たちは現在6名の園児が、幼児が、年少から年長まで、3歳から6歳というんですか、含めて6名乗っています。しかも、登録している人は9名いるんです。なおかつアンケート調査をとりましたら、キャラクターバスとは言いませんでしたけれども、小型バスでうちの庭先、うちの近所まで来てくれればバスに乗りたいという人が5人いました。そうすると、やはり乗りたいと。そうすると保護者の朝の負担、時間帯、これ楽なんです。

ですからそういう形でぜひチャイルドシート、今はチャイルドシートのバスではありませんので、チャイルドシートを公道法に基づいて、しっかりとした幼児用と、そして大人が乗れるバスを、ぜひ前向きにとってもらいたいというように感じております。

そこで、もちろんこのバス買うにも、やはり血税ですから、税金が伴ってきます。お金を、税金使えばいいという考え方を毛頭最初から持っています。やはり、こんな時代だからこそ、これから少子高齢で石井課長、5年後の財政見込み、税収見込み上がっていきませんよね、当然。法人税、個人住民税見ても、落ち込んでいくわけです。現に、まち・ひと・しごと、6,000人、5,000人という数字が出てきているわけですので、そういうときにはやはり新しい財源の確保が必要なんだと。

そこでキャラクターバスを買うためには、財源が必要になってきますので、昨年の教育委員会のときも、ふるさと目的納税のお話ししました。6月のアクアポニックスですか、のときも、このお話をしました。話をしたんですが、白井さんも検討しますということだったんです。でも検討しなくて結構です。

私も1年間、これ研究してみました。どうしたらいいのかということで。このふるさと目的納税にかわるもの、何かないだろうかということ、何で考えてみたかということ、このふるさと目的納税って、行政主導型なんです。そうすると、町民との共感が得られない、共有が得られない。となったときに、町民型主導の寄附金を考えなくてはいけないということを1年間、ずっと考えてきました。

その結果、どんなことがわかったかというと、限られた経営資源を、効率的な配分を、徹底した新たな政策の展開や公共サービスの的確な対応が必要であるということで、町民との協働の取り組みをするのが一番いいだろうと。

そこで考えた寄附金が、もう先ほど、冒頭朝にも言いましたように、公共的なことは全て行政が担うという考え方を変えていく必要があるんだよと。これ確かであります、間違いな

く。ですから、新しい公共の領域が増えてくる。またそういうものが求められてきますから、こういったものに対して、まず町民活動の領域、自助・共助、そして行政の組織、公助、自助・共助・公助、この役割をきちっとしないことには、これふるさと目的納税やっても、全く町民からの理解が得られない。現に、多分私の推測だと、現在のふるさと納税も不採算に、本当にごくわずかではないかなというように、税の経験上そう思います。

そこで、今言ったように、何がというヒントが、行政の皆さん方はご存じですから、補完性の原則、サブシディアリティと、これは研修会でよく出てくる言葉であるんですが、補完性の原則があったんだよと、これをやるしかなかったということで、これを再認識して、全て主体が積極的に共助の担い手のつながる必要性があることに気がつきました。

何をやるかという、まず協働活動の定義をつくるということです。協働活動の担い手を、どう発掘するか観点から、当然資金の確保というのが出てきます。地域経済の活性化という問題も出てきます。ですから交流、活動拠点の確保も出てきます。そして一番大切な情報の共有化、こういった協働活動で行う団体、これを共助活動団体。行政がやるんじゃないんですよ。バックアップしてあげるんですよ。こういう団体を、組織を立ち上げまして、事業者や個人が寄附の形で資金を、援助が行われる仕組みとしてコミュニティーファンドが、何度かあちこちで聞いたことがあると思いますが、コミュニティーファンドを基金として創設し、この長柄町もそうなんですが、ふるさと納税がこれだけ上がっているには、やはり時代が変わってきていますので、寄附文化の醸成を図っていくタイミングであるので、ぜひこれを一般財源にも使える新しい財源確保を考えなくては、もうこの先、何年も厳しい状況が続いてきますよ。扶助費は上がっていくんですよ、ご存じのとおり。税収は下がる。人口も下がる。ですから、ぜひこのコミュニティーファンドを検討していただきたい。

どんなコミュニティーファンドかという、なぜふるさと目的納税がいけなかったかという、私が考えたのは、一般寄附ではなくて目的納税にしてしまったからです。これをするによって、まず基金の使い道を目的と一般寄附に分ける。普通には一般寄附が多いんですが、その目的というのが分野別希望寄附金、要するに分野別というのは、マンション型の建物でいくと、1階が、教育委員会でいけば教育施設整備資金、教育援助資金、今回につきましては公共交通の整備基金、いや私は両方とも払いたくなくて高齢者福祉の充実に寄附したいとなれば高齢者福祉基金、オリンピックを成功しよう、町を明るくして花いっぱい運動しよう、そして環境美化基金、基金をいっぱいつくればいいというものではないんですが、とにかくこのカテゴリーをつくっていただいて、この寄附金を募ってもらいたい。こういう

施策をしていかないと、当然にあれです。白井財政課長、聞いていますか。大丈夫ですか。

ぜひ、なぜかという、これは当然税控除の免除が受けられるわけです。税控除と免除ということは所得控除と住民控除と2つ受けられるわけですから、これのメリットもありますし、いや私は寄附するお金がない、貧困という問題もあるし、のときには蒔田課長にも一昨年の12月にも言いましたが、ボランティアポイント、これからボランティアポイント始めていきますが、ボランティアポイントの移行というのができるわけです。今の時代は。

ですから、寄附の金額だけではなくて、ぜひその、町のお金を使えばいいのではなくて、どうしたらいいかという、どうしたらできる理由を、できない理由ではなくてできる理由を、ぜひ皆さん知恵を出していただきたいなというように、新しい財源方法のほうをお願いしていきたいと思いますが、白井課長どうですか、この方法は。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいま議員のほうがおっしゃられた内容等も含めまして、これから一緒に考えていながら、あらゆる可能性を探っていければというふうに思っておりますので、いずれぜひそのような話し合う場所とか、そういうような機会を多くとっていきながら方向づけていければと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 私も一生懸命になって勉強してまいりますので、ぜひ同じ共感をもって、この町民、小池百合子さんでしたっけ、都民ファースト、これをまねすると町民ファーストになるわけですから、町民が第一という形の中で勉強を、各部署皆さん方とともに勉強していければ、一番いい方法を出していきたいなというように思っております。

最後の6番目、まだ2分30秒もありますので、こちらについては、先ほどリバースモーゲージのお話、空き家対策ですね。これ、空き家対策もそうなんですけれども、一番大きな問題が、いきいき移住、さっきも言いましたように移転されてきた方とか、居住する人たちと共栄、共存をどうしていけるかというのがテーマなんです。現在、へそ祭りと桜祭りと、皆さん方のご協力で、町民体育大会がなくなった分、いろいろな活動を支援してもらっているわけです。これは大切なお祭りなんです、これ。実は。

ですから、こういったものをどんどん増やして、お互いのこの町の中で活性化を求めていく。そして、求めるついでに移住された方、また空き家住宅で引っ越してきた、リバースモーゲージ、リフォーム資金をお借りして活用する、利活用する方法、そして何をするかとい

うと、農政さん、農地が不耕作地で荒れているんです。この不耕作地を農地法ですと50アールという縛りがありますが、ぜひ役場で、行政で担ってほしいんです、行政でお貸ししてほしいんです。法律関係ありませんから。そして、行政主導のもとで現在も、農業者の研修、講習、今行っていますね。新しく移住された方もぜひ、農業大学並みとは言いませんが、ぜひ応援をしていただいて、不耕作地の解消を、畑、農地、農業機械、リース、全て変更するような形のことを私は願っているんです。

この続きは、6月の一般質問で農政からスタートさせていただきますので、またそのときはひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で、川嶋朗敬君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時半といたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時31分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鶴岡喜豊君

○議長（月岡清孝君） 次に、2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡喜豊です。少し体調を崩しまして、皆さんの質問の際、風邪引いたせいだか、せきをしてしまって少し迷惑をかけていますけれども、どうかご容赦願ひたいと思ひます。そして、傍聴人の皆さん、議会の傍聴に足を運んでいただきご苦勞さまでございます。

私は、議会議員になり、町民の皆様から依頼、要望された道路の改修工事、道路の舗装工事、オーバーレイなど、執行部の協力をいただき、できる案件については実現してまいりました。しかし、そんな中で、平成27年12月24日に、道の駅ながらの建て替えに関する要望書に議会議員として署名しましたが、1年以上経過して道の駅ながらの要望がどうなったのか、

何も情報を得られない状態です。町民の皆さんに聞かれても、何も現在は答えることができない状況でございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

1の1、最初に、道の駅ながらの建て替えについてでございます。

道の駅ながらの建て替えに関する要望書が執行部に提出され1年以上経過していると思いますが、道の駅ながらは地域の活性化、地場産業育成、地域の交流につながり、大変意義のある施設だと私は考えています。

要望書には、直売所が手狭になったという理由で建て替えを要望していましたが、私は建て替えだけが手狭になった道の駅の解決策だとは考えていませんが、長柄町の場合、有限会社道の駅ながらが経営母体であり、民事不介入の原則に抵触するといけませんので、解決策は有限会社道の駅ながらにお願いしたいと思います。

しかし、町が、道の駅ながらのために血税を導入し補助金などを交付し建て替えなどをするとすれば、さきの中央公民館の建設のときのように、私の自分なりの考え、意見をはっきりと述べさせていただきます。

今、確認したいことは、要望書を受理した執行部が道の駅ながらの建て替えに関する回答をどうしたのか、また建て替えに対して執行部がどのように考えているのか、そして要望書が提出され1年以上経過していますが、現在どこまで道の駅ながらの建て替えの計画が進んでいるのか、執行部がどこまでその状況を把握しているのか伺います。

1の2、次に、道の駅ながらのトイレの業務管理費の支出について伺います。

売り場面積が狭くなるほど農産物等の出店が多くお客様が多く来店され、道の駅ながらが繁盛しており、大変よいことだと思いますが、私は道の駅ながらのトイレの業務管理費を、血税による支出に疑問を抱いています。

道の駅とは、24時間利用できる一定の駐車場とトイレが整備され、その地域の特産物を活用した農産物直売所、インフォメーションなどが整備され道の駅に登録されるものでございます。

この中の一つでも欠けていれば、道の駅として登録されないはずですが、それに長柄町の場合の道の駅ながらは、公営施設ではない経営が有限会社道の駅ながらの民間会社のはずです。近隣の陸沢町の道の駅、農産物直売所の茂原市のねぎぼうず、白子町のひまわりについて調査しましたが、町が援助するのは補助金を交付し施設の建設をするまで、あとの業務管理費については経営母体が支払っています。

つまり、道の駅ながらの経営は、民間会社、有限会社道の駅ながらなのに、町がトイレを建設したからといって、トイレの業務管理費のために町がトイレトペーパーの購入費や清掃の代金を血税で支出するのは公設民営化の原則のもとでは大きな間違いだと私は考えています。

町の皆さんは、町民の皆さんは、水道料金のときも、道の駅が支払っていると思っていたようです。トイレの業務管理の話をする、町民の皆さんは、それはおかしい、喜豊さんの言うとおりでと言ってくれる人もいます。執行部の皆さんは、おかしいと考えないのか、お聞きします。

私が、まだ役場に勤務し水道部に出向しているときに、水道の用途が料金の安い家事用になっておりました。いろいろありましたが、私は給水条例を遵守し、最後は用途変更を、長生広域の管理者田中豊彦の職務権限で通達、通告し営業用に訂正しました。また、水道料金の支払いについては指摘をし、去年の3月の定例議会で、平成27年の最終補正により水道メーターの設置工事を行い、平成28年度より町が全ての水道料金を支払うのではなく水道料金の支払いの分離を行いました。私はまだこの案件も十分だとは思っていません。ある町民の方からアドバイスをいただき、まず一步前進ということで考えています。

道の駅ながらの業務管理費について、このようないろいろな経緯がありますが、トイレの業務管理費の支出について、水道料金の支払いの見直しをしました町長ならば理解していただけたと思いますが、これでよいと考えているのでしょうか、それともトイレの業務管理費を血税でこのまま支払い続けるのか、お聞きします。

2の1、次に、空き家の実態調査と今後の空き家の管理について伺います。

町では、平成28年で、町内の空き家の実態調査を行いました。空き家の戸数など、その成果はどうであったのか伺います。

そして、町長の年頭の挨拶を拝見しましたが、平成29年度より空き家バンク登録促進事業として長柄町への移住を促進したいとあり大変よい事業だと考えていますが、執行部は空き家への移住促進事業の展開の情報収集、情報公開、あっせん等を、どのように考えているのか伺います。

2の2、空き家対策特別措置法の勧告の対象になるような基礎や屋根、外壁などに問題があり危険な空き家は何戸あったのか、適切な管理が行われず著しく景観を損なう空き家は何戸あったのか、ごみ屋敷など衛生上問題のある空き家は何戸あったのか、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な空き家は何戸あったのか伺います。

そして、これら移住に適さないと考えられる空き家の管理、空き家対策等の計画書の作成、空き家を放置しないために、どのように考えているのか、執行部の考えをお伺いします。

3の1、最後に、高齢者の交通事故の安全対策について伺います。

最近、テレビのニュース、新聞などで、高齢者の運転によるアクセルとブレーキを踏み間違えた交通事故が報道されています。長柄町の75歳以上の運転免許証の所持者の人数と割合を伺います。

また、平成28年度で運転免許証の返納者は何人いたのか、そして平成28年度までトータル何人の返納があったのか伺います。

また、町の3カ年計画の実施計画を見ますと、川嶋議員からも質問がありましたけれども、平成29年度より高齢者の外出支援としてタクシーの利用助成を実施します。この助成事業を生かして、高齢者で免許を返納したいが通院などでどうしても必要で返納ができない、このような町民を優遇し、自主返納のメリットに結びつけ自主返納を増やす事業に結びつけるべきだと私は考えていますが、執行部の考えを伺います。

3の2、最後に、自動ブレーキシステムの搭載車の購入時の助成についてお聞きします。

私は、自動車のことは余り詳しくありませんが、町民の方と自動車の話をしていたときに、自分は年をとったので自動ブレーキシステムの自動車を買って、少しでも交通事故に気をつけたいと話しておりました。

現在では、自動車の性能が大変飛躍し、各自動車メーカーが競って、安全・安心な自動ブレーキシステムの開発を行い、自動ブレーキシステムが搭載されている自動車が国交省によると、2015年に生産された新車の45.4%に搭載されています。

そこで、60歳以上で、このような自動車を購入するとき、交通事故を減らし人命を守るために、町で購入費の助成をすることは大変よいことだと考えますが、執行部の考えを伺います。

大変申しわけございませんでした。以上で、私の一括の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

1点目の道の駅ながらの建て替えについてでございますが、道の駅ながらにある直売ながらについては老朽化や来客数の増加により手狭となり建て替えが必要であることは認識しております。昨年末には、職員による6月からプロジェクトチームを結成し、県内各所の道の

駅を視察し、今後のあり方について検討し、その結果の報告を受けたところであります。

本来であれば、この調査結果をもとに、具体的な検討に入るべきところでありますが、残念ながら公民館建設事業の遅れなどもあり、現在、計画策定に至っていないのが現状であります。

2点目のトイレの業務管理の支払いについてお答えします。

国土交通省による道の駅の目的は、道路利用者への安全、快適な道路交通環境の提供、及び地域振興への寄与であり、さらに議員ご指摘のとおり、24時間利用可能な一定数の駐車スペースやトイレ、公衆電話、情報提供設備を備えた施設であることが登録の条件となっております。加えて、地域の文化、名所、特産物等を活用した施設を併設したものとなっております。

本町も、国の指針に沿い、トイレや公衆電話などが併設、設置されておりますが、これらの管理者は町であります。トイレやインフォメーションの清掃、トイレトペーパーの補充、並びに施設の不具合に対応すべき簡易な修繕を含めた管理については、直売ながらに委託をしておりますので、ぜひともご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、空き家の実態調査と管理についてお答えいたします。

町内に増加している空き家を有効的に活用し、定住促進、地域活性化を図るべき登録制度、いわゆる空き家バンクを、平成25年に創設し、同時にバンク利用促進のための空き家改修費補助金制度も実施してまいりました。

昨年までの実績といたしましては、登録及び補助金利用等は、ほとんどない状況でありましたが、今年度に入りましてからバンク登録数で3件となり、物件に対する問い合わせも多くなってまいりました。今年に入り、県外から若いご夫婦が、この空き家バンクを通じて移住されることになったことも報告を受けているところであります。

今後一層、この事業を推進すべく、新年度には、これまでの改修費用補助に加えて、空き家の家財道具の撤去、引っ越し費用等の補助を追加し、バンク登録促進事業として予算を本会議に上程しているものであります。

ここで、情報収集、情報公開、あっせん等をどのように展開するかとのご質問ですが、情報収集に関しましては、今年度実施しております空き家実態調査で判明した空き家の所有者に対し、活用方法等の意向調査を実施すると同時に、空き家バンクへの登録へのお願いと本登録促進事業の周知を図っているところであります。

情報公開、あっせん等については、町ホームページへ掲載し充実を図ってまいります。

次に、特措法にかかわる勧告対象物件数ですが、今回行っている調査では正確な数字は把握しておりません。本町が今年度行っている空き家調査は、まず移住、定住の促進の観点から、住居として残っている空き家の場所と数、そして所有者情報や家屋状況の把握を行い、希望者とのマッチングを行うことを目的として取り組んでいるものであります。

また、空き家の管理につきましては、当然のことながら、所有者にその責務がございます。建物が老朽化して倒壊しそうだとか、庭の草木の成長による道路通行妨害、ごみの放置による害獣の発生など、その状況を改善する義務は所有者に求めるものでございます。

そのような原則を持ちつつも、法律の定義にもあります周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等が現認された場合、公共の福祉と地域の振興に著しくマイナスであると判断された場合につきましては、適切に対応してまいりますのでご理解をお願い申し上げます。

次に、3点目の高齢者の交通安全についてお答えいたします。

まず1点目の本町の75歳以上の運転免許証の所有者の人数及び所有割合ですが、平成28年末の茂原警察署管内における運転免許保有者数は10万5,941人で、うち75歳以上の人数は8,851人で、保有の割合は8.35%であります。

なお、本町の運転免許保有者数は5,258人ですが、このうち75歳以上の方が何人所有しているかは現在公表されておりません。

次に、返納者であります。茂原警察署管内で314人、本町が、このうち8人です。

次に、タクシー利用助成に係る返納者のメリットでございますが、本制度につきましては平成29年度から65歳以上非課税の方で家族の支援を受けられない方を対象として実施する予定であります。また、バス、タクシーなど県内の各公共交通機関におきましても、乗車運賃割引など、さまざまな特典を受けることができ、社会全体としての取り組みも進められています。

本町といたしましても、警察署と連携し高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者が運転免許を返納しやすい環境を整備したいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

2点目の自動ブレーキシステム搭載車購入に対する助成についてでございますが、自動車メーカー各社においては自動ブレーキの標準装備が進められている状況であり、かつ装備されていない車両には後から装備できない点などから、町で補助する考えは今のところございません。

以上で、鶴岡議員への答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ちょっと少しお聞きしたいと思いますけれども、まず直売所でございますけれども……、失礼しました、道の駅でございますけれども、道の駅が登録になったのは平成何年なんでしょうか。そしてそのときに、町で多分トイレ等建てたという話を聞いておりますので、そのトイレを建てたとき、道の駅の有限会社ですか、業者との、民間との協定云々というものはなかったのでしょうか。あくまでも町の助成で建てたと。それでも町が永久的に管理をするんだと。そういう考えでよろしいのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

道の駅の登録につきましては、平成16年に登録されてございます。また、トイレ等の道の駅に関連する施設でございますけれども、町長の答弁にありましており、設置管理者は町でございます。当初から、その管理につきましては、町が本来行うというような考えのもと、そのような協定は行ったことの文書等は確認しておりません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 文書を確認していないんじゃないかと文書のやりとりはなかったのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 私の知る限りでは、そのようなものは存在しておりません。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） どうしても私の考え方と違うんですけれども、私は一括質問のときもしたんですけれども、町が援助するのは建てるまで、あとの管理云々は民間だと、そこで業務を営んでいるところ、それが公設民営ではないかという話で、管理者は町であると、道の駅にトイレの掃除等委託していると、そういう考え方であれば、いつになっても私とは執行部、平行線のままなんですけれども、どうしても私は納得いかないんですけれどもね。

水道は、去年、確かに水道メーター設置工事ということで最終補正で計上して切り離して、全部払うのではなくて別途にしてもらったんですけれども、そういう考えが執行部に、去年は少しあったんですけれども、今年はもうトイレの掃除、トイレトペーパーの購入云々は

委託しているものだと、町が委託した分について町が支払うと、当然だという話なんですけれども、少し納得できるような説明いただけますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 先ほど申し上げましたとおり、設置管理者は町でございまして、極端に申し上げますと直営で管理すべき施設でございまして。

しかしながら、それにつきましては、トイレ、インフォメーションにつきましては、隣接する直売ながらに、事あるごとにお話がまいります。その経緯を経まして、以前は修繕、さらにはトイレトペーパーの補充等を職員が直に行っていたと聞いております。

そのような場合ですと、当然お客様にご迷惑をかけることが多々ございますので、隣接する直売ながらに速やかに対応いただけるよう委託しているものでございます。どうぞご理解をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） すぐに理解していただきたいと言われても、私のほうで理解できないんですけれども、反対に、若菜課長、平成27年の決算委員会的时候、通常公設民営化とは行政側が建設し、その後管理を委託することだという回答をしているんですけれども、そしてほかの道の駅、多くがそのような手法をとっているのでもう後はそのようにしたいという答弁をしています。

私それも受けて、町が、あくまでも血税で管理するのではなくて、経営母体である道の駅がすべきだと、そういう考えで質問しているんですけれども、では反対に、今後そのようにしたいと。では今後そのようにしたいって、今後って、それいつからなんですかね。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 公設民営化というものはおっしゃるように、行政が施設をつくりまして、民間にその管理を委ねるといふようなことではございますけれども、委ねるに当たりますとも、当然必要な経費というものがございまして。

直営でした場合に、それが有利なのか、委託した場合が有利なのか、その観点から、当然必要な委託料というものは、どこにいても必要となりますので、公設民営化というから、全部民間に負担をさせるというふうな考えではないことはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 平成16年に登録になったということで、その後ずっと、今平成29年で

すか、13年間、このような形でやってきているんだと思うんですけども、当初の町長とい
いますか執行部と私が、考え方が一緒になっているのは、インフォメーション、駐車場、直
売所、トイレ、その4つがですかね、整備されて道の駅に登録されるんだと。道の駅に登録
するために町が援助、補助したんじゃないんですか。そのためにトイレ等設置して、直売所
だけではなくて道の駅に登録するために町が援助して補助して登録するように、登録に、道
の駅として登録になるようにしたんじゃないんですか。

〔「根本はそこなんです」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） まず、直売ながらにつきましては、昭和62年に建設をされて
ございます。先ほど申し上げましたとおり、登録につきましては、平成16年ということにな
りますが、その際、道の駅に登録する理由といたしまして、東京千葉方面から九十九里地域
に抜ける茂原街道という、ちょうど中間地点にあの場所があるというようなことから、本町
のPRと申しますか、その街道にそういうものがあることで多くの方々に活用いただける、
またさらには道の駅の本来の目的であるドライバーの休憩所というような目的の観点から、
あの場所に道の駅を持ってきたものでございます。

先ほどから議員もおっしゃっておりますとおり、道の駅を認定いただくには、トイレやイ
ンフォメーション、電話、駐車場、これらが必要となりますので、それらの整備は町で行っ
たものも当然でございますし、先ほど申し上げましたとおり、直売ながらにつきましては、そ
の以前より直売ながらが整備した建物であるということをご理解いただきたいと思ひます。
よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 道の駅に登録する理由云々というのはわかるんですよ。それは共通認
識だと思うんですけども、私はその後の管理なんですけれども、平成27年度の決算のとき
も、多くの道の駅が、私の言っているような手法をとっていると、そういう答弁しているん
ですよ。それで、長柄町においても、今後そのようにしたいという答弁をしているんですよ。
私は、それいいことだと考えていたんですけども、来年度予算も、また100万円近い金額、
計上してございますので、今回の質問に至ったんですけども。

急に言われて云々って、私も納得できませんけれども、徐々に若菜課長ともう少し、詰め
ていきたいと思っておりますけれども。

○議長（月岡清孝君） それではここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時といた

します。

休憩 午後 12時04分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君の一般質問の続きを始めます。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） トイレの業務管理費の支払いについては、ちょっといつまでいっても平行線だと思いますので、今日はこれでいいかと思います。

道の駅の建てかえについて、28年の6月、プロジェクトチームを立ち上げて調査、報告、やっておるみたいでございますけれども、計画の作成には至っていないと。公民館等の問題もあって、執行部もいろいろ大変だと思いますけれども、今、計画作成はできていないと、今後の見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご質問ですけれども、できる限り29年度中には、スタートを検討というか、計画のスタートに入りたいというふうに思っております。

ただ、今現在、予算とか、そういうものを持ち合わせている状況ではございませんけれども、早目にとすることは考えてございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） その際は、議会の説明、密にお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、空き家バンク等の質問にしたいと思います。

空き家バンク登録促進事業につきましては、一括の質問でも行いましたけれども、長柄町

への移住促進につながれば大変いい事業だと考えております。

本事業は、情報の収集、情報の公開、あっせんだけではなくて、情報の提供、交換等が私は必要だと考えております。議員の中にも、不動産業を営んでいる議員がいますけれども、個人の不動産屋ではなくて、相手が、県宅地建物取引業協会ですか、それとか全日本不動産協会千葉県本部ですか、そういうところと協定、提携して意見の交換等、必要ではないかと思えますけれども、その辺考えないでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご質問の内容の関係は、多分今週か先週ぐらいに、南房総のほうで記事がございましたけれども、そういうことかと思えます。私たちのほうも、それをちょっと拝見しまして、そういうツール、やり方もあるんだなというふうに承知しております。

それらも含めまして、本当に出たばかりで私のほうも不勉強なんですけれども、皆さんが空き家にたどり着きやすい、そういう仕組みづくりというのについては、今後も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） よろしく申し上げます。

空き家の実態調査、平成28年度ですか、せっかく行ったのに、その空き家の状況、先ほど私空き家の対策特別措置法に該当する危険な家、景観を損なう家云々と言いましたけれども、把握していないという回答でしたけれども、せっかく調べたものを、この特別措置法に適用する云々に区別することはできないのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほども町長の答弁にございましたように、目的としては、マッチングのためのということで、家の成りようについてを調べたところございまして、その旨の答弁を、先ほど町長したところです。

議員の求められている、今言っている特措法に基づく危険な建物だとか風致上のところについて、町長の答弁等をまとめ上げた後、一応業者のほうに、私たちもヒアリングをさせてもらいまして、ちょっと口頭で、調査に1件1件歩いているわけですので、どういう状況だったのかというふうに聞いたところ、大変恐縮です、メモで大変恐縮なんですけれど

も、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態のものは4件程度あるのではないかと
いうふうに口頭で聞いております。

あと、著しく衛生上有害となるおそれのある状態のもの、こちらも4件と把握していると。
適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態のもの、こちらが36件ぐ
らい、それからその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
のもの、こちらが3件です。合計だと47件ですか、というふうになるかと思います。

これも、町長の答弁の補足になってしまって恐縮なんですけれども、目的としては、そこ
をしっかりと見に入っているわけではないというところで、調査員のほうのヒアリングとい
うところでご了解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） あと空き家対策、放置せずに管理の問題につきまして、所有者に求め
るという答弁だったかと思うんですけれども、そのために、そのためのとか、それではい
けないということで空き家対策特別措置法ができて行政ですか、代執行ができるんだよ
と。あくまでも所有者に求めるだけではなくて、こういう危険な47戸ですか、全部が全部長
柄町、そんなまだ都会じゃないので、すぐ影響する云々はないかもしれませんが、そ
ういうものについて所有者に求めるだけではなくて、代執行ができるんだと、そういうた
めの措置法だと思うんですけれども、その辺の管理等につきましてはどうお考えでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今回の議員おっしゃられたとおり、空き家というのが近くにあ
った場合に、先だっても火事とか何かもございましたけれども、非常に心配だという状況だ
と思います。これが、東京江戸川区だとか、そういう密集地域だけの問題ではなくて、こ
ういう本町のようなところでも重要な問題だというのは認識しております。

ただ、特措法に基づく、この云々については、まずこの協議会等を立ち上げまして、この
問題の処理についての議論をきちんと行った上で、最終的には指導と勧告と命令、これを行
った上で、なおかつ指導に従っていただけないということの場合に代執行の措置をとる。こ
の段取りをとるための協議会の場と特措法の適用ということになりますので、今現在この空
き家調査を行っている、この段階でというところでは、残念ながらいい答弁にはならないん
ですが、いずれ最終的に移住、定住の方たちがどんどん増えていく中で、そういう環境づく
りというのが条例的にも必要だとか、そういうことになった際には、検討で恐縮なんですけ

れども、していくことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 将来を見据えて、そういう協議会等を設置して、よい環境づくりをしていってもらいたいと思えますけれども、よろしくをお願いします。

今の質問と真逆になってしまうかもしれないんですけども、危険な家とか景観を損なう家、そういうものではなくて、反対に、空き家を調査して、ちょっと手を加えれば、移住促進に提供できるんだよと、そういう戸数というか、そういうのはまたランク別、100万円かかればいい家、20万円ぐらいですぐ住めるような家になるとか、そういうA B C Dなりランク別、反対に住めるようにするためのランク云々は、空き家を調査して行ったというか成果は出ているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 結論から申し上げますと、そういう意味では見ておりません。

外観上のところで、建築、中身の建築的のところ、床だとか水回りだとか、そういうところの云々とかについては、所有者さんに対するアンケート調査、その辺の内容のところで把握する程度しか今のところございませんので、どのぐらい良好な状態の空き家があるということまでは承知しておりません。

ただ、この後、空き家の活用等に向けて、この調査結果をもとに、私たちのほうも何かしら計画立てをしていくというところでは、より具体的に所有者さんに対して接していくことになると思えますので、その辺の相対的な数については、いずれどこかでは大体の数字が出てくるのかなと思えますが、現段階では持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） でも、移住促進に結びつけるには、そういうことが、私が今言っているようなことが必要になるのではないかと思うんですけども、考えはどうか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 決して否定するものではございませんので、確かにそのとおりだというふうにも了解しています。

ただ、繰り返しになりますけれども、所有者さんのお考え等がございますので、いずれに

しても。触れないでくれ、私は触らせない、何もする気もない、お金もない、いろいろな事情があると思いますので、その辺をよくよく伺っていく中で、幾つかのものを出していくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

続きまして、高齢者の交通安全について、ちょっとお聞きしたいんですけども、こども園とか小学生におきましては、交通安全教室を開いたとか、そういうことを耳にするんですけども、高齢者の方に対しての交通安全対策と教室ですか、そういう云々についてはいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

高齢者につきましては、ご案内のとおり、高齢者講習ということで、70歳を過ぎますと必ず講習が義務づけられると。更新は3年ということで、警察のほうで取り組んでおります。

町としても、警察と協力して、そういった啓発活動については、これからも取り組んでいくということですが、教室等については、今のところ開いた実績はございません。

1点、来年度、役場の駐車場会場に高齢者講習を、主催はJAFなんですけれども、そういったものも開いてみようというようなところで、今、話が進んでいるような状況でございます。参考までにご報告申し上げます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 警察任せではなくて、行政も少しでも取り組んでいただければと思いますし、来年度ですか、JAFですか、運転の技術等を見ていただけるんでしょうかね、そういうところは。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 高齢者特有の事故に起因するものの防止等、あるいは運転免許の返納の見きわめとか、そういったところで、高齢者特有の事故防止の講習というふうに取り組んでおります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 要は、高齢者の交通事故を減らしてもらい、ゼロにしてもらいたい、そういう考えがございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、自動ブレーキシステムの搭載車についての助成金、今のところないということでございますけれども、町長、ご存じのとおり、リソル生命の森、CCRC事業において、あの辺CCRC事業を展開しましても、どうしても交通の便が悪いと、そういうものがあるかと思ひますけれども、行政の協力できる問題について、60歳以上の方に、そういう搭載車につきましても助成できるとか、そういう協力ができないか伺ひます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願ひます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 先ほど町長の答弁もありましたけれども、今現状、自動車メーカー各社、自動ブレーキシステムというのを標準装備、先ほど鶴岡議員もおっしゃってましたけれども進んでおります。

現行、補助制度を考えると、新車購入の補助というふうになってしまうということもございまして、今のところ考えていないというふうには先ほどお答えしたところでございまして、各関連、自動車関連のメーカーさんのほうでは、ただ踏み違えといひますか、防止装置、外づけのものも今開発、販売、一部販売しているものもございまして、そういったものもラインナップ見た上で、その上で再度検討はしたいというふうには思ひます。現在のところは考えていないということでございますので。

当面は、議員がご指摘のとおり、高齢者の交通安全の啓発、警察と一緒に連携して取り組んでいきたいというふうには思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 検討することにつきまして、結果が出たら報告願ひたいと思ひますけれども、そういうことで私の質問、以上で終わりにします。

○議長（月岡清孝君） 以上で、鶴岡喜豊君の質問を終わります。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 次に、5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 皆様こんにちは。5番、本吉敏子です。

3月に入り、春の足音が近づいても、まだ肌寒い日が続いていますので、健康には十分気をつけていただきたいと思います。

3月1日から8日までは、女性の健康週間です。女性が、生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごすことで、社会全体の経済発展と活力増進につながってまいります。女性は、思春期、出産期、更年期、老年期と、生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動し、結婚や育児などのライフステージによっても、心と体にさまざまな変化があらわれます。

世代ごとにかかりやすい病気の悩みは、複雑できめ細やかな対応が欠かせません。毎年、この期間に、皆さんに女性特有の健康問題について、より多くの皆さんが考えるきっかけとなり啓発につながるとよいと望んでおります。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3項目にわたり、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まず1項目め、子供のB型肝炎対策について。

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスが原因で肝炎を引き起こしてしまうことをB型肝炎といいます。B型肝炎は、世界的に見ても、感染者がとても多い病気と言われており、患者数は3億5,000万人、それにかかわる病気で毎年60万人の方が亡くなられているそうです。日本でも、感染者数は100万人以上にもなると言われており、100人に1人の割合で感染していると言われております。

このウイルスが、赤ちゃんの体内に入ることによって肝臓に住みつき、将来肝硬変や肝臓がんを引き起こすと言われております。大人になってもB型肝炎ウイルスによる肝硬変や肝臓がんを苦しんでおられる方の多くは、子供のとき、それも3歳までに感染したためと言われております。

これまでに、日本では、B型肝炎ウイルスの感染経路は、お母さんから赤ちゃんへ感染する母子垂直感染によるものでしたが、近年、問題視されているのは父子感染などの家庭内感染や保育園での子供同士による水平感染であります。

これらは、感染経路がわからない場合が多く、より一層予防接種による予防が増しております。特に、乳幼児は、唾液や汗、涙など体液を介して感染する機会も少なくありません。世界保健機関、WHOは、平成4年に、全ての赤ちゃんにB型肝炎ワクチンを接種することを推奨しました。その結果、平成20年までに、世界177国で定期予防接種となっております。そして、日本におきましても、厚生労働省の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）、予防接種基本方針部会の中で、平成28年10月から、B型肝炎ワクチンの定期接種化が了承さ

れました。

そこで、本町の取り組みとして、どのように取り組もうとしているのか、お伺いいたします。

次に、2項目め、本町の役場の衛生管理者についてお伺いいたします。

昨年、本町の役場職員のメンタルヘルス体制の充実と対応について質問をさせていただきました。職員のメンタルヘルスに関しては、平成27年度から産業医をお願いしまして、役場の中でも衛生委員会という組織を組織して、これに対する新たな労働安全衛生法に伴う体制を整備しているとの答弁をいただきました。

厚生労働省は、精神障害を原因とする労働認定件数の増加等を受け、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向を即した形で対応し、労働者の安全と健康の確保、対策を一層充実するため、労働安全衛生法の一部を改正する法律が、平成26年6月に、ストレスチェックの義務化になりましたが、本町ではどのような取り組みをされるようになったのでしょうか。

また、常時50人以上の労働者を使用する事業所は、労働者の健康障害を防止するため、その事業上、専属の衛生管理者を専任しなければなりません。

衛生管理者は、少なくとも、毎週1回、作業等を巡視し、整備、作業方法、または衛生状態に有害のおそれがあるときは直ちに労働者の健康障害を防止するため、必要な措置を講じなければなりません。本町の衛生管理者について、どういう立場の人がいるのか、お伺いいたします。

最後に、3項目め、買い物弱者の支援についてお伺いいたします。

長柄町第4次総合計画にもありますが、本町の商業は周辺地域と比べて商業規模は極めて小さく、ほとんどの商店が兼業的な小規模経営形態となっております。また、商店も町内に分散しており、まとまりのある商店、集約を形成しておらず、町民の購買需要に対応し切れない状況にあるため、近隣の千葉市、市原市、茂原市などへの依存をしている状況です。

既存商品を商店の活性化を図るため、商工会も魅力ある商店づくり、商業集積地の形成を誘導し、新たな雇用創出が図れるよう努力されておりますが、高齢者を初めとする買い物不安を抱く町民に対して、事業者と連携を図り、本町に合った販売体制を整備しなくてはなりません。

買い物弱者など、消費者のニーズに応えるため、新たな販売システムの導入が求められております。高齢者を初めとする買い物弱者対策として、移動販売、買い物代行、配送サービスなどの新たな支援サービスを導入するなど、町民生活の利便性を図ることが求められてお

ります。

買い物弱者の問題は、高齢者人口が増加する長柄町で、今後さらに深刻化すると予測されております。現在は、本町の商店では、住民の皆様からの依頼があればお届けをする御用聞きや道の駅ながらでは店内商品に限り配達料1回につき100円で自宅まで、季節の野菜、果物、みそ、お寿司など加工品も多数配達もされておられ、お客様の声に対応されております。

ですが、高齢化や人口減少等を背景に、日常の買い物に不便を感じている方が増加しております。こうした買い物の足がなくて困っている人たちのニーズに応えるため、移動販売事業を提案いたします。

国の地域自立型買い物弱者対策支援事業を活用し、県内の近隣市町村では、睦沢町、大多喜町で買い物機会を提供するミニ店舗、移動販売、宅配事業をされております。

睦沢町では、オレンジカラーのふれあい食卓便として移動コンビニ車を購入し、有限会社ふるやまという事業所が町全域の買い物困難地域の高齢者等を対象に移動販売車事業を、また宅配事業を実施するとともに、高齢者の見守り活動及び安否確認を行っております。また、大多喜町では、地元の小売業シシクラが事業主体となり、LEO移動スーパーまごころ便として、ピンク色の荷台が目印で、毎週平日、町内の計5コースを回り、停留所には数十分停車し、お総菜や日用品など数千品目を対面販売をしております。

私も、実際に移動販売車が地域を回り、高齢者も家から歩いてこられる停留所に集まってこられている方々にお会いし、お話を伺ってきました。今日、ピンクの車が来ると思うと朝からわくわくするとか、また買い物でみんなに会えるのが楽しみだとか、あの売りに来る若いお兄さんと会えるのが楽しみだとか、また見て買い物ができるのがありがたいと、とても楽しみにされている様子うかがえました。

大多喜町役場の職員は、実際に物を見て買いたいという町民アンケートに寄せられた声に対応できる外出支援サービス事業のコスト削減にもつながると、移動販売車の登場を歓迎していました。また、移動販売車両の購入も改造の一部を補助金で賄うことができますので、ぜひ本町でも取り入れていただきたいと思っております。

商工会が中心になり、町内の商店も巻き込んでいただき、ぜひ道の駅が主体、窓口になりながら、買い物弱者の支援として移動販売車の運行を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終了させていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

1点目のB型肝炎対策についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、B型肝炎ワクチンにつきましては、平成28年10月1日より、予防接種法に基づく定期接種が開始されております。

本町における対象者については、平成28年4月1日以降に生まれた1歳未満の方で、標準的な接種期間は生後2カ月から生後9カ月に至るまで3回接種することとなります。本町の平成28年4月から平成29年1月末までに生まれた方は29名で、1月現在のB型肝炎予防接種者数は、1回目21名、2回目20名、3回目1名の方が接種しております。

本町の取り組みといたしましては、対象者の保護者に、個別通知書の送付はもとより、新生児訪問などでも説明しておりますが、電話や窓口相談、乳幼児相談等でも接種を奨励しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目の労働安全衛生法における本町の衛生管理者についてお答えいたします。

本町では、労働安全衛生法の規定に基づき、平成26年度に長柄町職員安全衛生管理規程を定め、職場における職員の安全及び衛生に努めているところであります。

この規程に基づき、衛生委員会を設置しているところであり、委員会は、産業医の塩田医師のほか、総括安全衛生管理者の副町長、衛生管理者の総務課長、衛生推進者の健康福祉課長、建設環境課長、学校教育課長及び会計課長で組織しております。

ご質問の衛生管理者につきましては、労働安全衛生法第10条に規定されております。職員の危険、または健康障害防止措置、安全衛生教育などの業務の技術的事項を管理するものであります。

3点目の買い物弱者の支援についてでございますが、近年、高齢者等を中心に、食品の購入や飲食に不便を感じる方、いわゆる買い物難民や買い物弱者と言われる方々が増えてきておることは社会的な課題になっております。

この問題は、地域交通の衰退や介護、福祉など、さまざまな分野が関係する問題であり、行政の関係部局が横断的に連携し、多様な関係者と連携し、協力しながら、継続的に取り組むことが重要であると存じます。

このたびのご提案は、有限会社直売ながらが事業主となり運営していただけるということですが、やはり町商工会等も含めて、今後協議してまいりたいと考えております。

以上、本吉議員のご質問に対して答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、自席にて質問をさせていただきたいと思います。

初めに、1項目めの子供のB型肝炎対策についてお伺いさせていただきます。

まず、予防接種上の分類ということで、先ほど今年度は、1月末までに29名ということが対象ということでお話を伺いました。

それで、予防接種法の分類と対象者というのが、対象者はわかったんですけども、長柄町に関してはA類の疾病だとかB類の疾病だとか、いろいろあると思うんですけども、今回はどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） ただいまのご質問でございますが、予防接種法の分類といたしましては、B型肝炎につきましてはA類疾病に分類されております。

それで、対象者につきましては、先ほど申し上げましたとおり、生後1歳未満、接種回数は3回ということになってございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ありがとうございます。

先ほどもお話しありましたけれども、ワクチンの接種が3回行わなければいけないんです。

それで、乳児の体調などによって3回目ということが、先ほどは、まだ1名ということでお話がありましたけれども、接種が1歳を超えるということが考えられるのではないかなって、この何日、ワクチンを受けて、何日後に2回目は打つ、3回目は何日あけて打つというように決まっておりますけれども、その場合は、もし3回目、1歳未満を過ぎて、1歳を過ぎてしまった、過ぎてしまう場合が考えられるのではないかなと思うんですけども、その場合の定期接種の、それは対象となるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 先ほどの質問でございますけれども、この定期接種につきましては、国が定めた期間内に接種することが定期接種ということの原則でございますので、1歳を超えた場合については定期接種の該当にはならないということになりますのでよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ならないということでもありますので任意ということなんだと思うんですけれども、定期接種の対象から漏れてしまう1歳以上のお子さんに対しても、町の任意の助成事業として接種の推進を提案したいと思いますけれども、町としてはどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 現時点におきましては、助成につきまして、とりあえず今のところは考えてはおりません。

今後、国やほかの自治体の動向を検討した上で検討したいと思いますけれども、保護者への新生児訪問や乳児相談等、事業を通して接種期間の受け方について周知させていただきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 国の定期接種ということもありますので、職員の皆さんが赤ちゃんの誕生されたときに訪問されるとかということでも伺っております。漏れないように、また先ほど29名いらっしゃるんですけれども、まだ1回目の方が20名でしたっけね、20名ぐらいか、21名ぐらいしか、まだ受けていないということもお話をされていまして、ぜひまだされていない方に対しては連絡をしていただきながら、ぜひやっていただければなというふうに思います。

またB型肝炎というのは、感染時の年齢が低いほど慢性化しやすいということをおっしゃっております。定期接種の対象者を1歳未満とされているもので、現在小児科の先生方や肝炎の患者の団体からは、国や東京都に対してですけれども無料接種を求める、この接種対象者を1歳以上の乳幼児までということによって要望書が今出されているというお話を伺っております。

長柄町、この近隣市町村もまだ、そういうことはされていないということも全部調べさせていただきましたけれども、まだなっていないということですが、このワクチンの接種によってB型肝炎から救われる多くの乳幼児がいる現状において、定期接種の対象から漏れてしまう乳幼児、またリスクの高い3歳児までは一部負担でワクチンができるよう、本町独自の、また助成事業を、強く要望したいと思いますので、これからまたぜひ検討していただきたいと思いますので、これは要望としてお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、本町の役場の衛生管理者についてお伺いさせていただきたいと思います。

先ほど、長柄町の安全管理規程に基づいて、副町長を初め各課長がメンバーとしてなっ

いただいているというふうにお伺いしたと思います。

この衛生管理者には、免許が必要だと思いますけれども、この、じゃ、一応3種類の免許というのがあると思うんですけれども、これは、副町長が取られているということなんでしょうか、お伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

ただいまの免許につきましては、衛生管理者のことだと思います。衛生管理者は、私が務めさせていただいております。役場組織上、職員の労務管理を所管する総務課の中で私が衛生管理者ということで担当しております。また、私の補佐として、総務秘書係長、秘書係員ということで、全体としては、衛生管理について担当しているところでございます。

ただいまの免許ですけれども、衛生管理者につきましては、ご指摘のとおり、国家資格ということで、試験を受けなければいけないんですけれども、現状私まだ試験を受けていない状況でございますので、それらについては次年度以降、来年度以降、ちょっと考えたいと思います。

従前は、保健師に、衛生管理者ではないですけれども衛生管理委員会のメンバーとしてお願いしていたんですけれども、うちの保健師は若いということもありまして、今、職務も多忙ということで、十分な配置も、いろいろな面でないというようなことでありまして、いずれにしても総務、労務担当の総務課で、この衛生管理者、担当するのが最適かというふうに考えておりまして、その国家資格については追って対処したいということでご理解賜りたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） では、免許に関してはわかりました。

衛生委員会の開催についてですけれども、これは毎月1回以上開催することになっておりますが、また開催後の周知については周知をしていかなければいけないという規定があると思いますけれども、それはどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

衛生委員会につきましては、原則毎月ということでございますが、今年度で申し上げます

と、これまで4回開催しております。主にはストレスチェック、職場環境の検討、視察、巡視等でございます。

本町、役場につきましては、産業医の先生からも、一般事務を行う事務所ということで、特段問題ないということございまして、毎月開くまでは至らないということございまして、毎月の衛生管理につきましては総括安全衛生管理者であります副町長、そして衛生管理者であります私、それから衛生推進者の各健康福祉課長、建設環境課長、学校教育課長、会計課長で、ご指摘の法律に基づく巡視、監視等はしておりますので、その点ご理解賜りたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 一応、毎月1回以上ということで、産業医に入っていてということですが、これは開催しなくてもよいのでしょうか。

また、監視をされているから、それでいいのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 衛生委員会につきましては、毎月1回ということが原則でございます。

が、本町の場合、産業医のご意見も含めまして、毎月やる必要はないということで、原則隔月ということなんですけれども、先生の都合やら役所の行事やらの都合で、これらについてはこれまで4回行っているというところでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） メンタルチェックの周知をし、また職員の実態をどのようにまた把握をしながら産業医につなげているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） メンタルヘルスチェックにつきましては、ストレスチェック、既に実施済みでございまして、結果についての産業医の意見、今後の対応等あります。

ただ、ストレスチェックにつきましては、私の立場でも内容はわからないと、見てはならないということの制度になっておりますので、詳細につきましては担当事務員が直接産業医さんに、内容は見ませんが面談等の手続はとったところでございます。

なお、つけ加えて申し上げますと、本町につきましては、高ストレス者の割合、おおむね10%ということで、平均レベルということでございましたので、あわせてご報告申し上げます。

す。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 昨今では、鬱病など、メンタル不調者が増えていますけれども、その職員の休職、また復職などをサポートするなど責任の重大な仕事であると思いますが、本町の直近の休職者の人数、またもしくは、もしあれば、その後のサポート状況はどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 休職者については、昨年度は1名、その対応につきましては、私が責任を持ってやっております。私と担当課長、連携とりまして、責任を持ってフォローしているつもりでございますのでご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 体制としてメンバーが、どういうサポートをしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 休職者のことでよろしいでしょうか。休職者に関しましては、私、そして担当課長、そして当然上司、町長、副町長にも相談しながら、本人と話を聞きながら、よりよい復帰方法等について相談し対処しているというところでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 健康診断の結果、また異常の所見がある方は、医師、また産業医の意見を聞き必要に応じて就業制限を行うなどの措置をとらなければならないことになっておりますけれども、本町はこの二、三年の状況はどうか、また異常所見がある方にはどのような対応をされたのか伺います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 本町におきましては、健康診断は全職員、受診するようというところで、また健康診断ないしは人間ドック、いずれかを必ず1年に1回受けるということで、その中で結果につきましては、要注意者の職員については、産業医の面談を、産業医に面談をさせていただきまして、健康管理等についてアドバイス、指導をいただいているところで

ございます。

また、本町におきまして、現在のところ、重篤な、勤務について制限を加えるようなところまでの職員は、現在のところおりませんので、あわせて報告申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 衛生委員会のメンバーの中に、先ほど課長、副町長初め、課長ということでお話がありましたけれども、会計課長の女性の課長も今回入っていただいているということ伺いました。

仕事を両立していくのに、男性ではわからないことがたくさんあると思いますので、また男性の目線と女性の目線では違うメンタル面での考えていただきたいと思います。

例えば、今までは男性だけだったと思うんですけれども、今回女性の課長が入っていただいて変わった点、またどうだったかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ご指摘のとおり、今の組織は、私と1階の両側の課長、それと教育委員会の課長、そして女性の課長ということで組織しました。今まで女性いなかったかという、今までは保健師1名お願いして衛生委員会のメンバーになってもらいました。

今年度、女性管理職がおりますので、保健師も業務多忙で、なかなか都合つかないことも多かったこともございまして、去年は今年よりも回数多く実施しましたので、そんな関係でございまして。

ご指摘のとおり、やはり男性と女性では、私たちにはわからないこともたくさんありますので、女性の視点からの意見も多くいただきまして大変参考になったというふうに思っています。

これをまた、衛生委員会の中で生かして、職場の安全、衛生管理に生かしたいと、かように考えますので、ご理解のほどお願いします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 女性は、育児、また介護、家事をしながら仕事をしております。負担もあるのではというふうに私も思うんですけれども、例えば育児休暇から復帰後だとか、また作業管理がとても大切になってきますので、衛生管理委員会のメンバーに女性の大きな声をしっかりと入れていただきながら、これからも役場の衛生管理ということ、しっかりとお願いしたいなと思いますので、強く要望したいと思います。

それでは、3項目めの質問に入らせていただきます。

午前中、鶴岡議員が、質問がありまして、道の駅の建て替えについてプロジェクトチームの設置の進捗状況をお伺いしました。先ほどのお話ですと、いろいろとあって、まだこれから、これからの見通し、計画を立てていくというお話がありましたけれども、プロジェクトチームモデルですね、先日、テレビ放映で、大人気の道の駅の秘密と題して、昨年来場者が140万人の道の駅、うつのみやろまんちっく村が紹介をされておりました。46ヘクタールで東京ドーム100個分の広さ、一日中過ごせて、関東の道の駅で唯一の施設のようなのですが、本町のプロジェクトチームは県内という先ほどお話がありましたので、全然行ったことはないのか、たまたまは行っているのか、皆さん視察をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 県内です。県外には出ておりません。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 先ほど町長からも、前向きなご答弁をいただいたと思うんです。どうせ建て替えをするならば、どこにもないような大人気の道の駅を、ぜひ考えていただきたいと思いますが考えを伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 具体的にと言われると、まだございませんが、今、議員がおっしゃったように、やはり誇れるような、特徴のある、利便性のある、使いやすい、人に優しい、いろいろな観点からの、いわゆる道の駅をつくっていきたいというふうに思います。

これから、いろいろ障害が多々出てくるかというふうに思いますが、ぜひその辺は議会の先生方のご協力をいただいて、やはり長柄町の道の駅はすごいと言われるような建物、それから生産者の寄り合い、町民の寄り合い、町外の人たちの寄り合いの場というような気持ちもあります。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 町長の思いはわかりました。

また、買い物弱者についてということで、先ほど提案をさせていただきました。商工会、先ほど道の駅が窓口になってというお話を私はさせていただきました。その中で、町の商店街も、しっかりとありますので、もう本当に道の駅さんだけということではなくて、また商

工会が窓口となって、町の商工会も潤うような、そういうような状態になるような計画もしっかりと立てていかなければいけないと思いますので、ぜひこれは、先ほど大多喜町でもニーズ調査をされたというお話がありました。ですので、まずは、何かをするときには、町民の皆様の声というものが、とても大事になってくると思いますので、その辺をこれからぜひ、ニーズ調査をやっていただきたいと思いますが、その考えをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それこそご提案のありますニーズ調査でございますけれども、先だって商工会の事務局のほうからも、実際には、そのアンケートのご提案がございました。

その手法につきましては、今詰めておるところでございますけれども、この4月を目途に、その実施に当たりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ありがとうございます。4月に、このニーズ調査がということでお話が今あったと思います。ぜひ、それを参考にしながら、これからの買い物弱者につながっていくような、以前からも、何度も私も買い物弱者対策についても質問をさせていただきました。ここまでするまで、もう本当にいろいろな方がたくさん一般質問もされてきたと思うんですけれども、本当に長柄町に合った買い物支援、弱者対策ということを考えていただきたいなと思っております。

また、先日、農業新聞に、JAの全農も買い物弱者対策で移動販売車のモデル事業を広げていくという記事が、掲載がありました。高齢化の進展に伴い、地方、中山間地域で、小売店舗の撤退が進み買い物弱者対策の重要性は増している中で、相談のあったJAに関して移動販売のモデルを提案しているというお話が載っておりました。本当に、もう今どこでもというんじゃないんですけれども、JAでも全国でまだ2個ということで、これからもっともっと増やしていくというお話もありましたけれども、本町も高齢化率が36%に突入してしまったんです。それを考えていくと、先ほどの交通弱者の方のこともありましたけれども、今ここで、どこが主体となって取り組んでいくのかというのが、とても大事になってくると思います。

ぜひ、一日も早く買い物弱者の支援の充実ということでお願いしたいと思いますので、これから、先延ばしではなく、本当に一つ一つやることはたくさんあると思いますけれども、

同時進行という形を、ぜひ強く要望していきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） それではお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、それこそご提案のありました直売ながらが事業主体になるのか商工会が事業主体になるのか、別の町内の商店の方が事業主体となるのか、この辺につきましては今後協議する中で決めたいと思いますが、いずれにいたしましても、議員のおっしゃるように、まずニーズを把握して、どのような形態がいいのか、ご存じのように、ご紹介のありましたように、さまざまな形態もあるようでございます。

また、やはり町長の答弁にもありましたとおり、継続することが重要かと存じます。それらを見きわめた上で、その実施に踏み切れるよう準備したいと思っておりますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 今日の千葉日報では、道の駅指定管理返上ということで、NPOから南房総市の運営ということの記事が載っておりました。もう本当に地域の振興発展の拠点になっていかなければいけないということで、本当に道の駅ながら、これからも、県におきましても、もう本当にどこよりもすごいというふうに言われるような、とにかくこちらも応援をしていかなければいけないのではないかなと思っておりますので、前向きにぜひお願いしたいなと思ひまして、強く要望しながら終了したいと思ひます。

○議長（月岡清孝君） 以上で、本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 古 坂 勇 人 君

○議長（月岡清孝君） 一般質問を続けます。

次に、7番、古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 傍聴席の皆さん、足元の悪い中、ご苦労さまでございます。

7番、古坂でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、一括質問一括答弁方式で一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1項目め、企業誘致につきましては、平成28年第1回定例会でも質問させていただきました。その際、町長から、今後の町の発展に期待を抱かせる答弁をいただいたところで、1年が経過し、その後の進捗状態について伺います。

続いて、2項目め、地籍調査につきましては、当初、10カ年で事業が完了するものと理解していましたが、最近では、事業に遅れが生じるという話を耳にします。そこで、当初の計画と比較した現在の進捗状況についてお伺いいたします。

最後、3項目め、東日本大震災の発生から6年がたち、長柄町でも被災地への職員派遣を平成26年度から行っておりますが、新年度からの職員派遣についてはどのように考えているかを伺います。

以上、3項目を質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 古坂議員のご質問にお答えいたします。

初めに、企業誘致の状況についてですが、今年度は、千葉県商工労働部企業立地課、千葉銀行などの金融機関等、関係機関と連携しながら情報発信、誘致活動を進めております。また、役場内において、町有地の活用方法について、企業誘致を含めたさまざまな利用検討をするために、町有地活用プロジェクトチームを立ち上げ、全庁横断的に検討をいたしました。

旧水上小学校に関しましては、いまだに誘致までは至っておりませんが、本年度、4社と具体的な協議や相談をいただき、水上地域周辺を含めた現地の案内をそれぞれにいたしました。また、小売業への誘致活動も実施しており、まずは企業訪問という形で、継続的な協議の土壌づくりに取り組んでおります。

一方、昨年6月に施行いたしました企業立地促進条例関係についてですが、新規事業者に向けては、町ホームページなどの広報や県との連携を行い、既存企業につきましては、商工会との連携や町内企業数社への訪問を実施し、奨励周知を図ったところでございます。

新規に関しましては、今のところ制度利用はございませんが、既存企業の事業拡大では、製造系企業2社を奨励措置対象事業者として指定した状況でございます。

引き続き、企業誘致につきましては、チャンスを逃さず、全力で取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目に、地籍調査の進捗状況についてですが、町では、平成24年度から、土地の地籍に係る問題を解決し、住民の財産を永続的に保全するとともに、次世代へ正確な地籍情報を引き継ぐために、また、行政サービスの向上と円滑な運用、地域経済活動の活性化を図るための基礎調査として地籍調査事業を推進しております。

本事業の当初計画では、町内全域の47.11平方キロメートル、約5万6,000筆について、登記簿や地図の内容が不正確である状況を早期に解消するため、10カ年で事業完了することを目指したところであります。

ご質問の進捗状況ですが、現地での境界立ち会いにつきましては、17.54平方キロメートル、全体の4割弱であり、このうち登記完了は、平成24年度、25年度立ち会いの長柄山、皿木地区の6.63平方キロメートルで全体の14%であります。

当初計画と対比いたしますと1年程度の遅れが生じておりますが、この主な原因は、国県の予算配分から生じているものであり、本年度においても要望額1億3,500万円に対し7,700万円で、57%の交付率でありました。

この決定に対し、町を初め、長生郡地籍調査推進協議会では、平成28年3月から5月にかけて、国や地元国会議員に対して、計画に即した予算配分について強く要望活動を行ったところであります。その効果もあり、追加の予算配分として3,100万円がなされ、最終的には、74%の交付率まで確保することができました。

当初計画に近づくよう、引き続き、長生郡地籍調査推進協議会等において粘り強く要望活動に取り組んでまいり所存ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、3点目の宮城県山元町への職員派遣についてお答えいたします。

東北地方太平洋沖地震の発生以降、被災地におかれましては全力で復興の対応に当たられております。この災害は、未曾有の規模であり、被災市町村において多岐にわたる業務が発生しています。また、被災市町村においては、職員自身も被災者であり、行政体制や行政機能に大きな支障が生まれております。このことから、本町も含め、千葉県内からも多くの職員が派遣されている状況で、本町におきましても平成26年度から本年度までの3カ年、宮城県山元町へ職員を派遣しております。

ご質問の新年度からの派遣についてですが、本町におきましても多くの政策課題を抱える中、行財政の健全化を鑑みますと、職員の配置につきましては厳しい状況にあるものと考えます。

被災市町村においては、いまだ復興途中であり、同じ地方公共団体として一日も早い復興を願うとともに、支援を継続したいという思いはありますが、本町の状況を鑑み、これまでの3カ年の支援を区切りとしたところがございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、古坂議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 7番、古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） それでは、自席から2回目の質問をさせていただきます。

まず、企業誘致につきましてですが、1点目、プロジェクトチームにおいてはどのような内容の検討がなされたのかお聞きいたします。

2点目、旧水上小学校跡地利用については、先ほど、町長のほうから説明をいただきました。これにつきまして、詳細をお聞かせ願いたいと思います。

3点目、田代の町有地の活用の見通しはどうなっていますでしょうか。現状では、県の自然公園法の決まりがあり、有効活用の障害となっていることは十分認識していますが、このままの状況ですと、野生鳥獣の絶好の住みかとなり、農作物等への鳥獣被害の増大を招くおそれがあります出てくると思います。あれだけ広大な土地ですので、企業が誘致できれば町として有害鳥獣対策や町有資源の有効活用という面からすると相当な成果だと思います。いかがでしょうか。

以上、3点についてお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 古坂議員のただいまのご質問についてお答えいたします。

初めに、プロジェクトチームについての検討の内容ということでございますけれども、町のほうで今所有しております旧昭栄中学校の跡地、それから、今おっしゃられた田代地先の山林、それから旧水上小学校の跡地、そして徳増の史跡公園の脇にあります町有地、これらの活用について、企業誘致だとか定住対策等々、町の活性化と課題解決に向けてということで取り組んでまいりました。

昨年11月に、町長からの答弁もありましたけれども、一端の成果の報告があったわけなんですけれども、かといって、町有地の活用について、これだというのが一足飛びにそれ

が出てくるというものではないという状況でございます。

今後もこれらプロジェクトチームが出してきたものを素材として、現在もそうですけれども、窓口にお越しいただく企業さん、景気の上向き等もあるのかもしれませんが、幾つかございますので、それらにご案内をする際の指標となるような形で活用しながらやっていきたいと、また思います。

また、状況は刻々と変わっておりますので、このプロジェクトチームについてもこれで終わりという形では考えてございませんので、今後もこれらの継続的な研究等、職員一体となって、全体が一丸となってこれらの諸問題について日ごろから考えて取り組んでいくということ考えております。

それから、2点目の水上小学校の跡地についてということで、先ほどの町長の答弁で大体言い尽くしているところなんですけれども、プロジェクトチームの中では、とにかくあそこの水上小学校の地域の学び舎であったあの土地というのを何かの活用をしようということについては、地域の声をまずは大事にしていかなきゃいけないねという、ここの1点については、出だしから皆でその方向は共通していたというふうに報告を聞いております。

その中で、公園だとか、6次産業化を軸にした農産物の加工工場だとか、地域の交流施設のような形の誘致だとか、そういうようなものが提案がございましたけれども、先ほどの答弁と重なりますけれども、その後、4社ほど現場のほうをご案内しているところなんですけれども、これといって成果に結びつくというような状況ではございません。

今後も誠意を持って業者さんにご案内をかけていきたいというふうに考えております。

最後に、3点目の田代地先でございますが、議員のご質問のほうにもございましたけれども、県立の笠森鶴舞自然公園第3種特別地域というような状況でございまして、先ほど申し上げました4社とも重複するんですけれども、田代地先、ご案内すると、非常に反応はよろしいんです。ぜひここをということで希望されるんですが、いかんせん、この自然公園というところの壁に当たって手を引いていってしまうというのが私の感想です。その後、連絡が来なくなるとか、そういうようなこともございます。

こればかりはどうしようもない中で、自然公園の中でありつつ活用ができるようなもの、幾つかございますので、例えば千葉市少年自然の家のように、ああいう学校系の、教育系の施設であればとか、そういうものもあろうかと思えます。あと、農事法人等が山を使うとか、里山保全のための活動でバイオマス燃料だとか、そういうのに使うような企業さんが目をつけてくれるとか、さまざまございまして、そのようなことから、古坂議員がおっしゃられて

いたように、鳥獣の住みかとならないとか、副産的な効果も期待できますので、それらに結びつけていければなというふうに考えております。

なお、ただいま生涯活躍のまちの関係で、千葉大学さんとも大変、担当課長が言うのも何ですけれども、大変いい形で、いいおつき合いをさせていただいております。いろいろ知恵をいただく中で、大学のほうの考え方も入れながら、少し幅を広げて考えていければなというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 7番、古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） ありがとうございます。

1項目めの企業誘致関連の答弁内容については、十分わかりました。ありがとうございます。

いずれにしても、新規企業の誘致に関しては、人口減少対策の一策として大いに期待のできるものですし、また、雇用の創出により町の活性化が図られ、そして施策展開などにも好影響を与えるものと考えます。

それに加え、町の未利用の町有地を活用できるとなればなおさらよいことだと思いますので、町長には、町の将来のため、今後も継続的な企業誘致の努力をお願いしまして、1項目めの質問を終わります。答弁は不要です。

それと、2項目めの地籍調査についてですが、我々議員といたしましても事業が円滑に進むよう、そういったことは、ぜひとも力になりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上をもちまして、古坂勇人君の質問を終わります。

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（月岡清孝君） 次に、6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。

議長のお許しを得ましたので、一括質問方式で一般質問をさせていただきます。

1項目めでございます。長柄町公民館建設問題についてお尋ねいたします。

昨年の9月定例議会において、町議会は、建設に先立つ盛り土工事予算を反対多数で否決いたしました。その後、多くの時間を費やして議論を展開して今日に至りました。

その結果、町執行部は、新たに建設場所を現公民館から旧昭栄中学校跡地にすることで議会との合意形成を図っているところでございます。しかし、それには経費や利用者の利便性等、多くの問題があるにもかかわらず、あえて建設を推し進めようとしている町長のご存念をお聞きいたします。

2項目めでございます。長柄町版生涯活躍のまち、いわゆるC C R C構想についてでございます。

官民学の連携による長柄町版生涯活躍のまち構想が本年度に作成されており、産業や福祉、あるいは教育等を初め、人、もの、土地、文化、歴史、自然環境、地元企業等のいわゆる地域資源をいかに活用していくかが施策のキーポイントであるというふうに考えます。まさに町民と行政の協働の町づくりが試されているときでもありますことから、我が町は極めて重要な局面を迎えていると言えます。

そこで、お聞きいたします。

1点目ですが、生涯活躍のまち推進協議会の概要と経過をお聞きいたします。2点目、本構想の町内外へのPR活動はどうしているのか。3点目、現在の進捗状況はどうか。4点目、次年度以降の事業の流れはどうか。そして5点目として、重要施策として町総合計画3カ年実施計画に掲載されていないのはなぜかお尋ねいたします。

続きまして、3項目めでございます。平成28年度新規事業の取り組み状況についてでございます。

最初に、長柄町地域経済活性化提案型事業についてお尋ねいたします。

本事業の事業実施主体は、町商工会であります。総事業費132万6,000円、うち県費補助金であります。これについては101万円、さらに、町から30万円の補助をもって執行されているとのことであります。これについては、2月28日の千葉日報に掲載されていましたが、町の施策上の位置づけとして伺います。

1点目でございます。事業趣旨及び内容と成果はいかようになっておるかお聞きします。2点目でございますが、今後期待できるであろう施策展開についてどのように捉えているのか。そして3点目でございます。町観光協会との連携が不可欠であると考えているが、いかがかお聞きいたします。

続きまして、長柄町地域活性化イベント事業についてでございます。

本事業は、町の地域活性化及び交流に寄与する事業を実施する団体に対し補助金を交付するものであり、平成28年度においては4団体が実施したとのことであります。

そこで、お聞きいたします。

1点目、各団体における内容及び事業効果についてお尋ねします。2点目、次年度以降、本事業をどう生かして施策展開をしようとしているのかお尋ねいたします。

4項目めでございます。町総合計画3カ年実施計画についてでございます。

最初に、健康ポイント事業についてお尋ねいたします。

人が健康であることの幸せを実感するのは、おのれの健康を損なって初めて知ることになることが多いと思います。医療や介護保険等の社会保障制度においては、健康保持者が多い自治体ほど健全な運営が継続できます。そのようなことから、新規事業であります健康ポイント事業には大いに期待するところであり、清田町政の実績評価に値する取り組みであるというふうに思います。

健康ポイント事業は、まずは試行期間だとしておりますけれども、事業の全体像が見えないことから質問をさせていただきます。

1点目、健康ポイント事業制度の目的と仕組みを改めてお聞きします。2点目、健康ポイント事業の初年度及び次年度以降の取り組み概要と課題をお聞きします。3点目、ポイント制度は協働のまちづくりを進めるためのツールになることから、健康側面だけにかかわらず、ボランティア活動等を含めた多種多様なポイント制度の導入について提案いたしますが、いかがかお聞きいたします。

次に、サンプスギ再生・資源循環促進事業についてでございます。

サンプスギは、山武地域で生まれた優良な性質を多く持つ挿し木杉であり、250年以上、挿し木造林の技術とともに受け継がれてきました。通直で枝が細く、心材が赤く美しいなど、多くの優秀な性質を持つことや挿し木のため花粉をほとんどつけないなど、県内のみでなく全国各地で植栽されています。

しかしながら、サンプスギには、スギ非赤枯性溝腐病に罹患しやすいとされまして、チャアナタケモドキという病原菌が空気を媒体として感染し、幹部の形成層や林辺部を腐朽させてしまう病害にかかります。放置すると菌が蔓延し被害が拡大するため、被害木を全て伐採し、林外に搬出することが有効な対策とされています。

本事業は、県森林組合が実施主体となり、国70%、県20%、町10%の補助が受けられるとのことであり、被害木の伐採、搬出、伐採跡地への植栽、被害木の運搬作業からなる事業で

あるとのことでございます。

そこで、お聞きいたします。

本町における当該事業に至る経緯をお聞きいたします。2点目、伐採木の処分はどのようにするのかお聞きします。3点目、当該事業の町全体の賦存量と計画年数はいかに考えているのか、以上、お聞きいたします。

3つ目に、都市農村交流センター施設改修事業についてでございます。

交流センター有料施設利用者状況につきましては、平成23年度対比で、27年度には44%の増加となっております。現行の指定管理者の努力のたまものというふうに考えております。平成27年度における施設ごとの利用者は、プールで1万734人、テニスコート3,885人、バーベキュー場で4,614人、昆虫ドーム2,525人となっております。利用者が増加傾向にありますが、実際、現利用状況で頭打ちの感がいたします。また、会議室、ホール、そして野球場は横ばい状況、体験農園については利用者が少なく、体験炭窯にあつては利用者は皆無とのことでございます。さらに、ログハウスについては9棟設置されており、老朽化が進んできているとのこと、年間利用者数は、平成25年度1,631人、26年度1,415人、27年度1,393人と、減少傾向にあるわけでございます。

3カ年実施計画によれば、ログハウスを取り壊す前提で、その跡地利用計画を平成31年度に策定するということでございますけれども、現在のこの状況を勘案すると、早急に跡地利用計画を策定すべきというふうに考えます。

その主な理由なんですけれども、1つ目は、現状の施設が老朽化による維持修繕費の手当が必要なことから、早期に処分したほうが得策であるということでございます。2つ目の理由は、今年度で指定管理者契約期間が終了しますことから、次期5カ年中に施設整備を終了し、新たな指定管理者の契約をする必要があるということでございます。

そこで、お聞きいたします。

1点目ですが、本交流センター施設計画時における各施設ごとの利用者見込みの目標数値、これはいかに設定されていたのかお尋ねいたします。2点目、平成27年度におけるログハウスの稼働率はいかがかお聞きします。3点目、早急に検討委員会を立ち上げ、ログハウス跡地利用計画策定年度を前倒しできないかお尋ねします。4点目でございますけれども、滞在型施設として再整備するのであれば、グランピング、あるいはオートキャンプ場を提案するが、いかがかお尋ねいたします。

5項目めでございます。ジュニア救命士の養成についてお尋ねいたします。

心臓突然死による死者は、全国で年間約6万人にも上ります。しかし、その場に居合わせた人の適切な救命活動により救える命があります。命の大切さや救命法の重要性を幼少期から根づかせ、救命率の向上を図るため、県内を初め、国内の多くの自治体でジュニア救命士の養成講座が開催されております。

県内の事例では、柏市が平成7年度から中学生以上を対象に普通救命講習会を積極的に行うとともに、さらには、小学生児童のジュニア救命士の養成講座を開催しています。簡易的な心肺蘇生訓練用キットを1人1台ずつ使い、心臓マッサージやAEDの使い方など、応急手当の方法を学びます。

また、45分間の授業時間では、講義や救命講習用アニメDVDの視聴、そして実技訓練を行います。そして、この短期救命講習を修了した児童には、ジュニア救命士入門認定証を交付するという取り組みをしております。これは、単に救命活動にとどまらず、教育の一環としての趣も大きいというふうに思います。

そこで、お聞きいたします。

救急現場で適切に救命活動できる児童・生徒を育てるためにジュニア救命士の養成講座の開催を提案するが、いかがかお尋ねいたします。

6項目めでございます。高齢者の健康についてでございます。

肺炎球菌は、さまざまある肺炎の病原菌の中でも特に病原性が強く、肺炎のおよそ半数はこの肺炎球菌によるものと言われております。しかも肺炎は、日本人の死因第3位、あるいは4位とも言われ、その多くが65歳以上の高齢者であることから、厚生労働省では肺炎球菌ワクチンの定期接種を推奨するようになりました。

高齢者を取り巻く全ての肺炎に効果を発揮するわけではありませんが、海外では、肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチンを併用することで、入院を63%、死亡を81%減らすことができたという報告もございます。

本町における高齢者予防接種事業実績は、インフルエンザワクチン接種が、平成26年度で64.3%、27年度で61.2%、肺炎球菌ワクチン接種は、平成26年度で26.4%、27年度で21.5%となっていますが、インフルエンザワクチン接種率と肺炎球菌ワクチン接種率の開きが非常に大きくなっております。

そこで、お聞きいたします。

1点目です。インフルエンザワクチン接種率と肺炎球菌ワクチン接種率の開きが大きくなっている、その主な要因は何かお尋ねいたします。2点目、接種率について本町と近隣市町

村との比較を示していただきたいというふうに思います。3点目ですが、肺炎球菌ワクチン接種及びインフルエンザ予防接種の接種率の向上について、それぞれどのような取り組みをしているのかお聞きいたします。

7項目めでございます。各種基金の管理状況についてでございます。

最初に、土地開発基金についてお尋ねいたします。

当該基金は、町土地開発基金条例により、公用、もしくは公用に供する土地、または公共の利益のため取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため、長柄町土地開発基金を設置するとして基金を積み立てています。

そこで、お聞きいたします。

1点目でございます。土地開発基金条例第2条第1項では、基金の額は1,120万円とするとしているにもかかわらず、平成28年度における当該基金積立額は約4,850万円となっており、4.3倍の大幅な積み立てがなされていますが、その理由は何かお尋ねいたします。

2点目ですが、平成27年度決算によれば、土地開発基金における現金として4,853万7,000円、土地として1万7,500平方メートルが記載されていますが、この土地について調べたところ、現庁舎の土地であることがわかりました。本来、速やかに行政財産へと移行すべきものが、十数年にわたって事務手続上の不備によって移行手続がなされなかったものと推察いたしますが、いかがかお聞きするものでございます。

続きまして、福祉振興基金についてでございます。

当該基金については、福祉活動の促進及び生活環境の形成を図るため、平成3年に町振興基金条例を制定し、今日に至っております。

平成27年12月議会において、当該基金についての一般質問をさせていただいた経緯があります。そのときの答弁では、今後この基金については廃止も含め早急に検討したいと考えているとのことでありましたが、現時点においても1,230万円のまま積み立てられております。

そこで、お聞きいたします。

当該基金について、どのような検討がなされたのか。2点目、今後の運用計画をお聞きいたします。

3つ目に、減債基金についてお尋ねいたします。

当該基金は、町債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる町財政の健全な運営に資するために、平成2年3月8日付で町減債基金条例を制定したのですが、その運用は、事実上、凍結状態ではないかと思われまます。

そこで、お聞きいたします。

1点目ですが、今まで当該基金の運用実績はあったのかお尋ねします。2点目、平成28年度での積立額は2,510万円となっておりますが、適正な積立額の目標値はいかに考えているのかお尋ねいたします。

最後になりましたが、8項目めでございます。中学生海外研修事業費の個人負担額の軽減策についてお尋ねいたします。

本事業補助金交付要綱によれば、第5条第1項で、補助金額を70%以内としております。また、平成28年3月31日に本要綱が改正になりまして、第2項の中で、被保護世帯は全額負担、それに準ずる世帯は個人負担の70%を補助するとしています。この改正は、大いに評価できるものと考えますが、それでも、平成28年度の実績を見ますと7万3,000円の個人負担があるわけで、負担額に躊躇する世帯が少なからずあるのではないかというふうに思われます。よって1人でもより多くの生徒に参加できるように、個人負担額の軽減を図る策として、町民の皆様から寄附を募ることはできないかを提案するものでございます。

また、ふるさと納税寄附金において、その用途を国際交流事業に指定し、寄附されたものが平成28年12月末現在で181件、金額では242万円となっております。今後も国際交流事業に指定した寄附がなされていくものと考えます。

そこで、お聞きいたします。

1点目でございます。中学生海外研修事業費の個人負担額の軽減策として、町民から寄附を募る考えはないかお尋ねいたします。

2点目です。ふるさと納税寄附金において、その用途を国際交流事業に指定し、寄附されたものが、先ほど申しましたとおり、平成28年12月末現在で181件、金額では242万円となっておりますが、町内からの寄附件数と金額は幾らであったかお尋ねいたします。

3点目です。町民から寄附を募る方策として、ふるさと納税寄附金を積極的に活用していく考えはないかお尋ねをいたします。

以上で、私の1回目の質問を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えします。

初めに、公民館建設問題でございますが、ご質問にもございましたとおり、昨年9月定例会におきまして、公民館建設事業関係予算の否決を受け、以来、約半年間にわたり、議会に

対しまして原案の妥当性や財政的な裏づけなどのご説明、また、その後、皆様から出されました4項目にわたる意見要望について数次にわたる協議などを経て導かれた結果としては、旧昭栄中学校跡地にかえて再検討するとのことであります。

私といたしましては、特にこの公民館につきまして、就任当初から検討の組織を立ち上げ、これまでなすべき手順を踏んで事業を進めてまいったつもりでおりますので、最後まで何とか原案を進めさせていただきたかったというのが正直なところであります。

しかしながら、公民館の老朽化の現状は、待ったのきかない状況であり、早期の建て替えという点につきましては、議会とも軌を一にしていることから、とりもなおさず建設事業を前進させることが町民にとって第一と判断したものでございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、生涯活躍のまちについてお答えいたします。

まず、推進協議会の概要と経過ですが、本町における人口減少を抑え、「まち」の活性化を図るため、「ひと」と「しごと」の好循環を創出する地方創生の観点から、自然環境のよさや東京・神奈川へも1時間程度での移動が可能であることなどの地理的優位性を生かし、都会の元気な移住定住希望者を本町に呼び込み、健康状態に応じたケア環境のもとで、自立した社会生活を送れるような仕組みを構築することなどを目的とし、構想の具現化に向け、長柄町生涯活躍のまち推進協議会を設置したものであります。

協議会における主な協議事項としては、移住支援に関すること、地域社会との協働、継続的なケア環境の確保などについて協議するものであります。

委員は15名で、町内3つの医療機関の代表者3名、産業団体としてリソルホールディングスから3名、学識者として千葉大学地域再生・まちづくり部門と千葉大学医学部予防医学部門から教授を初めとした5名、そして町議会から正副議長の2名をお願いし、加えて、行政から副町長、健康福祉課長の2名といった構成となっております。

これまでの経過といたしましては、まず、昨年7月11日に第1回協議会を開催いたしました。会議事項としては、会長の選出として、本協議会の会長に千葉大学国際教養学部の鈴木雅之准教授が選出されました。ほかにも協議会の設立経過や今後のスケジュール等が話し合われました。

12月7日には第2回協議会が開催され、C C R C発祥地であるアメリカ合衆国内4カ所の現地視察報告、生涯活躍のまち構想策定のための町民アンケートの内容についての意見交換、地方創生加速化交付金による生涯活躍のまち事業の進捗状況報告などが話し合われました。

今月末には第3回協議会が開催される予定となっており、ここでは、構想の骨子、概要を初め、計画内容について意見交換を実施する予定となっております。

次に、構想のPR活動についてですが、新年度以降、本構想についてホームページや町広報等による情報発信を行うことはもとより、新聞社を初めとする主要メディアの投げ込みや取材など、PRに努めてまいります。

もう一点、事業の成功の鍵となる町外の方々に長柄町を知っていただき、魅力を感じてもらい、そして移住先として選んでいただくことが挙げられます。そのため、来年度以降は、移住関連イベントへの参加や観光と連携したPRなどを新たに実施するなど、今後も多角的な情報発信に努めてまいります。

次に、進捗状況ではありますが、本事業は、100%国の交付金によって実施しております、いわゆる地方創生事業であり、空き家実態調査、移住者の生活支援に係るセカンドキャリア支援プログラム策定、健康寿命延伸プログラム策定、地理情報システムの構築、生涯活躍のまち構想策定業務の5業務は、この3月末までに全て完了される予定となっております。

次に、来年度以降の事業の流れですが、平成29年度において、長柄町版生涯活躍のまち構想を地域再生計画として、改正地域再生法に基づき、国に認定申請する予定であります。

認定後は、さらに、より具体的なプランである形成事業計画を策定いたします。こちらは、先ほどの国の認定後となることから、早くても平成30年度になるのではないかと考えられますが、この形成事業計画により、国からの情報・人・財政・政策等の側面支援を受けることが可能となります。

また、リソル生命の森につきましては、その間、千葉大学と連携しつつ移住者受け入れの分譲マンション等の具体的プランが進むものと思われまます。そのほか、先ほどのPRのところで申しあげました移住関連イベントなどへの参加、情報発信を開始したいと考えております。

次に、重要施策として町総合計画3カ年実施計画に掲載されていないことについてでございますが、地域再生計画の国の認定や具体的プランである形成事業計画の策定は、千葉大学の監修を受けながら、基本的には職員自前で策定し申請することとしており、ゼロ予算事業と考えております。その他、計画がまだまだ定まらない中で、実施計画の計上基礎である1件100万円を超える事業がなかったことが大きな理由となります。

いずれにいたしましても、この局面の重要性を改めて全庁的に共有した中で、健康のまち、生涯活躍のまち長柄町を押し進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう

お願い申し上げます。

次に、3項目めの平成28年度新規事業の取り組み状況についてお答えいたします。

まず、1点目の長柄町地域経済活性化提案型事業についてですが、本事業は、長柄町商工会が中心となり、ふるさと納税寄附金をきっかけとして、多くの町の中から本町を選んでくれた方々に対し、引き続きおつき合いをしたく、「ながランくらぶ」を創設し、町内外のお住まいの方々との交流の仕組みを構築するとともに、地域活性化の起爆剤となり、長柄町の知名度アップを図るものであります。

具体的には、町のPRコンテンツとして5分程度のPRビデオの作成や「ながランくらぶ」の運営に伴うシステムの構築、ホームページの開設を行ったとのことであり、今後は、ファンクラブ会員及び協賛事業者会員の登録促進と定期的な情報配信を行うことで誘客や販売促進を図るとのことです。

いずれにいたしましても、商工会・観光協会の枠にとらわれず、町内各事業者には協賛会員として積極的なかかわりを期待するものであります。

2点目の長柄町地域活性化イベント事業についてですが、まず、ご質問の4団体の事業でございますが、1つ目は、アルビンスポーツパークで行われた22歳以下マレーシアサッカー代表の歓迎レセプションで、選手たちに日本の文化に触れていただくとともに、町内の子供たちとサッカーを通じて国際交流を図りました。

2つ目は、ロングウッドステーションでのランタンパレードであります。ペットボトルで作った手づくりランタンを手に長柄ダム湖畔をパレードし、参加者それぞれが触れ合いの時間を楽しむものであります。ふだん見ることのない夕暮れどきの長柄ダムの景色を堪能していただけたのではないのでしょうか。

3つ目は、都市農村交流センターにおいて、伐採木の枝を活用し製作したゴムパチンコで、クヌギのドングリを玉としての的を狙い、点数を競う競技会を開催いたしました。県外から参加者があったとのことですので、さらなる規模拡大を期待するものであります。

4つ目は、「ながらフェスティバル2016」と題し、アルビンスポーツパークで行われた中学生を対象にしたサッカー大会であります。町外の多くの方々に来町していただき、少しでも本町を知っていただく機会になればと思います。その際、夢工房や商工会が参加し、地元産品などの物販を行うことで、あわせて町のPRができたのではないかと思います。

この事業は、町を盛り上げよう、長柄町を知ってもらおうといった志を持った有志の方々の一助になればと創設された事業でありますので、ぜひご活用いただきたく、ひいては町が

行うイベントや各種事業の活性化につながればと考える次第であります。

次に、4項目めの3カ年実施計画についてお答えいたします。

まず、健康ポイント事業であります。事業の目的といたしましては、町民の健康意識を醸成し、健康寿命の延伸を図ることに尽きると思っております。

具体的な仕組みなどについては、長柄町生涯活躍のまち基本構想及び健康寿命延伸プログラムに沿った形で、自身の活動量はもとより、各種健康教室や生涯学習教室、体験型教室、健診受診データ、ボランティア活動参加記録等々、ポイント化し、参加者自身にも、また客観的にもその成果を見える化していきたいと考えております。これにより、体、フィジカル、脳、頭を使うこと、心、人の役に立つなど、やりがいや生きがいなど、町民の活動に対し広角的にアプローチし、結果として健康増進に寄与することを期待するものであります。

また、本町のポイント制度は、単に活動量の対価として商品券などを交付するだけでなく、ポイントの付与に加えて、個々の健康に関する効果検証を生涯にわたって継続するもので、複合的効果を期待するものでもあります。

次に、初年度の取り組みであります。平成29年度は事業のスタートの年でもあり、まずは試行期間と捉えております。

千葉大学としては、総務省の補助事業を活用して、NTTが活動量計を用いたシステム開発を実施中で、本町がそのモニターとなる予定となっております。これは、千葉大学予防医学センターの近藤教授が共同研究者となっており、そのため、神戸市に次いで全国で2番目のモニタリング自治体となり、本町では、介護予防推進員やサポーター、食生活改善推進員、健康教室参加者の合計130名を初年度のモニターとしたいと考えております。

各種教室等の会場に専用のタブレットを配置し、活動量計のデータを読み込ませ、2週間分の活動状況、歩数や消費カロリー等や教室の参加状況の記録をいたします。記録したデータは、千葉大学予防医学センターへ定期的に提供し、健康状態の把握やプログラムの効果検証を行っていくという一連の流れを想定しております。

なお、ポイントは町内で使える商品券と交換することとし、参加者からご意見などをいただき、事業の改善を図りながら本格導入に向けてまいりたいと思っております。

翌30年度からは、その本格実施としたいと思っております。対象は、40歳以上の町民とし、定員は250名程度を想定しております。

ポイントの対象となる活動メニューも2年目以降、充実してまいりたいところですが、千葉大学では、生涯学習教室の教養系や趣味の部類にも学術的視点から注目しており、本町か

らは、独自に介護ボランティアなどの人とのかかわりの効果検証を提案していきたいと考えております。

次に、2点目のサンプスギ再生・資源循環促進事業についてですが、当該事業は、平成22年1月から5年間の山之郷地区における森林施業計画をもとに現在に至ります。

溝腐病の被害が顕著であることから、その対策について要望がなされていたものであり、森林組合としては、当該地区の森林経営計画を策定し、森林整備を計画的に行うとしたものであります。

発生した伐採木は、発電事業者のバイオマス燃料として需要が高く、買い取りが行われることから、優位に事業を行えるとのことであります。

なお、本町の杉林は約430ヘクタールで、そのうちサンプスギは約242ヘクタールと推定されます。

今回、対象となる地区の全体面積は約55ヘクタールで、そのうちサンプスギは約41ヘクタールであります。その中で、道路脇の山林は、防災の観点からも効果が大きいことから、毎年約1.5ヘクタールを5カ年計画で実施いたします。

次に、3点目の都市農村交流センター施設改修事業についてですが、都市農村交流センターが管理する施設は、管理棟、ログハウス、プール、テニスコート、バーベキュー場、昆虫ドーム、炭窯からなり、平成19年度からは、現在のように、指定管理者制度になり、運営を行っております。

建設時の各施設の利用見込み数については、ログハウスで6,300人、バーベキュー施設で5,000人、その他の施設は確認できておりませんでした。

参考といたしまして、隣接する交流ターミナル施設建設時の周辺施設の利用見込み数としては、管理棟、プール、テニスコートで4万人、昆虫ドーム、炭窯で1,800人であり、平成27年度の営業日におけるログハウス9棟の稼働率は13%でありました。

ログハウスは築28年が経過しており、老朽化が進行しております。個体差もあり、一斉に取り壊さなければならないという状況ではありませんが、腐食などの度合いにより順次撤去し、次期指定管理者選定の際は、具体的に跡地利用を示す必要があることから、平成31年度に跡地利用計画の策定を予定しておりました。

跡地利用については、町といたしましてもオートキャンプ場としての利用が適しているのではないかと考えているところではあります。交流センターの管理棟も老朽化が進行していることから、ログハウスの跡地利用を含め、施設検討委員会を立ち上げ、検討してまいり

たいと存じます。

次に、5項目めのジュニア救命士の養成についてお答えいたします。

平成28年度長生郡市広域市町村圏組合消防本部では、管内の中学生職場体験の際、42名の生徒が救急救命講習を受講されました。また、管内の中学生に対し、救急実技講習を年間19回実施し、1,277人の生徒が受講しております。このほか、小学校5、6年生を対象とした親子救急救命講習を2回開催し、20組の親子が参加されました。消防本部では、今後、小学5年生以上を対象に入門コースの開催を検討しているとのことであります。

町といたしましては、消防本部と連携し、現在の取り組みを継続するとともに、中学生が災害時、あるいは家庭における救急救命の大きな担い手となることが想定されることから、現行の救急実技講習の拡充によるジュニア救命士の養成について、消防本部並びに学校現場と協議検討してまいりたいと存じます。

次に、6項目めの高齢者の健康についてお答えいたします。

まず、高齢者インフルエンザワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率の開きの要因はとのご質問でございますが、初めに、長生郡市内の平成27年度接種率の比較についてお答えいたします。

インフルエンザワクチンにつきましては、1位は長南町の68.6%、2位は本町の61.2%、3位は長生村の61.0%、4位は一宮町の60.1%、5位は睦沢町の59.2%、6位は茂原市の59.1%、7位は白子町の50.3%でありました。大体60%前後の接種率となっております。

また、肺炎球菌ワクチンの接種率の1位は白子町の24.1%、2位は長生村の23.9%、3位は茂原市の22.7%、4位は一宮町の22.1%、5位は本町の21.5%、6位は睦沢町の21.0%、7位は長南町の18.0%と、20%前後の接種率となっております。

高齢者予防接種の助成対象の方は65歳以上で、接種期間前に個別通知書を送付し、みずからの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行うこととなります。

ご質問のとおり、肺炎球菌ワクチン接種率は、大体20%ぐらいと、決して高くはございません。

インフルエンザの接種率と単純に比較はできませんが、接種率の開きの要因としては、助成金額は、ともに1回3,000円の助成となっておりますが、個人負担額がインフルエンザの1,000円から2,000円に対し、肺炎球菌ワクチンは4,000円前後と高額なため抵抗があるのかもしれない。また、肺炎球菌ワクチンは、接種期間が年間を通して接種できるため、いつでもできるという感覚があり、つい忘れてしまうという事案もあるかもしれません。

現在、助成金の増額は考えておりませんが、接種率の向上につきましては、個別通知書の送付はもちろんのこと、広報及びホームページ等で周知しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、7項目目の各種基金の管理状況についてお答えいたします。

初めに、土地開発基金であります。昭和46年に本条例は施行したものであります。当時、高度経済成長期にあり、土地の価格が上昇していくことを前提に、公共用地の先行取得により将来の地価上昇リスクを回避することなどを目的として、この時期、全国的に条例化されたものであります。

その後、バブル経済期を迎え、本町においても地価の上昇は著しく、また、当時、国の大きなプロジェクトであった南房総導水路事業と本町幹線町道の整備を同時に行う総合調整事業が計画、または実施されたという時期でもございました。

町では、平成3年、国の事業のスピードに合わせる形で、縦貫道路整備事業を立ち上げ、数キロに及ぶ道路用地の先行取得を想定した中で、基金の積み増しを行ったところでございます。

しかしながら、この総合調整事業は、当時の建設省所管の有利な国庫補助事業に採択され、その際、町の土地開発基金ではなく、年度をまたぐ事業計画に柔軟に対応できる千葉県地方土地開発公社との事業契約による先行取得で行うことに変更となり、結果といたしましては、その積立額が基金に残っております。

その後、間もなく、平成12年、庁舎建設事業化がされ、これに係る用地取得等に本土地開発基金を活用したもので、その取得後、残高がご質問の4,850万円となったものであります。

庁舎の土地に関しましては、現状、このように役場用地として活用され、また登記なども完了しており、既に行政財産となっていることから土地としての問題はないものの、ご指摘のとおり、所要の会計処理がなされておらず、基金に1万7,500平方メートルとして残ったものであります。

今後、できるだけ早く事務処理をまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、福祉振興基金でございますが、一昨年議会の答弁を踏まえて検討した結果、基金の廃止を前提として、福祉目的の事業に充当することと方向づけをいたしました。

今年度の事業であります。老人憩いの家梅乃木荘耐震化事業の予算化に当たり、当該基金を全額取り崩す予定で計上をさせていただいたものであります。

この耐震化事業は、今年度に入り、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する

必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業と認められ、緊急防災・減災事業債の対象事業に採択されました。

この起債は、後年交付税措置率が高く、財政的に大変有利となることから、福祉振興基金については、梅乃木荘の耐震化に充てず、今後、築20年近くなろうとしております町福祉センターの維持修繕事業に充当してまいりたいと考えております。

次に、減債基金であります。平成元年度に条例を制定して以降、町債の償還の財源に充てるため取り崩し、また、予算の定めるところによりまして積み立てを行っており、平成16年以降は利子のみの積み立てとなっている状況であります。

適正な積立額、目標額についてですが、特に目標数値などはございません。国の見解としては、減債基金については、各地方公共団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて各団体で計画的に積み立てるようお願いしている旨が示されており、明確に数値化されているものではありません。このことから、本町では、現状の積み立てとされているところでございます。

以上、山根議員の質問に対する答弁といたします。

なお、8項目めの中学生海外交流事業の個人負担の軽減についてのご質問につきましては教育長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 山根議員のご質問にお答えいたします。

8項目めの中学生海外交流研修事業の個人負担の軽減について、町民から寄附を募る考えはないかということでございますが、町教育委員会といたしましては、明日の未来を築く子供たちのために国際感覚を身につけさせるために、この事業に、より多くの生徒たちに参加してもらいたいという願いは強く持っているところです。そのためには、参加者に対し、負担額を軽減することは大切な要因であります。

現在、郡市内7市町村全てで同様の事業を実施しておりますが、長柄町、長南町は参加費の70%を上限として補助することにより、個人負担額は郡市内で最少となっております。

また、ご指摘のとおり、昨年度、補助金交付要綱を改正し、要保護家庭の生徒は町が全額負担、準要保護家庭の生徒は個人負担の70%を補助することとし、より参加しやすい環境を整えました。

ご指摘のふるさと納税寄附金は、国際交流事業に指定された181件のうち、町内からの寄

附件数は1件もありませんでした。こうしたことから、町民から寄附金を募るふるさと納税寄附金を活用することは難しいという状況であります。

さらに、中学生海外交流研修事業は、長南町と共催で行っている事業でありますので、経費につきましても長南町とバランスをとりながら調整することも必要なことでもあります。

最初に申しあげましたように、より多くの生徒に参加してもらいたいという願いから、魅力ある語学研修や異文化交流、そして現地での体験教室等、研修内容の充実を図っていきたいと考えております。さらに、その上で、個人負担額のあり方を含めて、総合的に中学生の海外交流研修事業について考えていきたいと考えております。

以上、山根に議員からの質問に対する答弁といたします。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、2回目の質問については自席から質問させていただきます。

まず最初に、1項目めの長柄町公民館建設問題についてでございます。

町長の諮問機関であります町公民館建設検討委員会の答申の中で、建設位置については、初回からの重要な課題であったというふうに聞いておりますが、慎重審議、慎重討論の末に、現公民館を含む同位置に決定したとのことであり、多少の経費の比較より町民の利便性を重視したということについては大いに評価すべきことと考えます。

新公民館は、これから恐らく親から子、そして孫の代、三世代にまたがり利用されていくものであり、町民の利便性に着眼することは、まさに百年の計に値するものと考えますが、町長はいかように考えるかお聞きいたします。

続きまして、2項目めの長柄町版生涯活躍のまち構想についてでございます。

本年度に本構想が策定され、次年度以降、より具体的な計画へと進んでいくことになると、本件に絡んだ町の施策もいま一度見直す必要が出てくると同時に、施策展開をマネジメントする組織体制の強化が必要になるのではないかと考えますことからお聞きいたします。

1点目は、今後の町執行部の組織体制はどうするのか。2点目は、施策の見直しはどのようにするのかお尋ねいたします。

3項目めの平成28年度新規事業の取り組み状況についての最初の長柄町地域経済活性化提案型事業についてでございます。

本事業の実施主体は町商工会であります。観光側面と密接な関係があります。よって、町観光協会との連携は不可欠と考えますが、本事業における町観光協会の位置づけ、あるいは役割はどういうふうを考えているのか町の考えをお聞きいたします。

2つ目の長柄町地域活性化イベント事業についてでございます。

本事業の補助は3カ年で終了となりますが、引き続き各団体がイベントを展開していくに当たり、しっかり軌道に乗せるため、あるいは内容等が拡大したり、他団体との合同開催等により変化が生ずるケースが考えられます。

そこで、お聞きいたします。

同一団体が、引き続きイベントを展開するに当たって、イベントの定着化やバージョンアップ、あるいはコラボレーション等により、再度の補助期間の要請があった場合、補助期間を延長する考えはあるのかお聞きいたします。

続きまして、4項目めの町総合計画3カ年実施計画についてお尋ねします。

最初に、健康ポイント事業についてでございます。

心身ともに健康であることが家族のためにも社会のためにも大切なことであることは知っていますが、そのための実践はなかなかできません。新年度からの新規事業である健康ポイント事業は、そのきっかけをつくるツールとして大いに評価するものですが、ポイント制度には多種多様な効用があり、そのために多種多様なポイント事業が考えられます。そこで、「健康の町・長柄」をスローガンとした多種多様なポイント事業の制度化を提案するものでございます。

そこで、お聞きいたします。

今後、多種多様なポイント制度をもくろむのであれば、次年度には想定するポイント事業の制度設計が急務であるというふうに考えますが、いかがかお尋ねいたします。

次に、2つ目のサンプスギ再生・資源循環促進事業についてでございます。

健全な造林のためには、下刈りを初め、枝打ちや間伐が欠かせないことは周知のとおりでございます。

そこで、お聞きいたします。

新たな植栽の後に、適正な森林管理が果たしてできるのかどうかお尋ねいたします。

次に、都市農村交流センター施設改修事業についてでございます。

一般的に、民間のホテル等の損益の分岐点は、土地の自己所有であれば50%の稼働率とされています。当該施設については、営利を目的としていないことから、損益を重視するものではないというふうに認識するものでありますが、逆に、稼働率に重点を置かなければならないというふうに考えます。

先ほどのご答弁の中では、稼働率は何と13%ということございました。もちろん採算を

度外視するということではございませんけれども、集客重視による町活性化の波及効果を算定することになるものというふうに考えますことからお聞きいたします。

町の資源である人、自然、文化、歴史、教育、福祉、経済等を滞在型施設利用者にとのよう提供できると考えるかお聞きいたします。

次に、6項目め、高齢者の健康についてでございます。

肺炎球菌ワクチン接種については、65歳になったときでもなくて、66歳になってからでも接種できるということを知らない人もおります。実は、私もその1人であったんですが、よくよく聞きましたら、66歳になってからでも接種できるんだと、そこからまた5年間だよというふうにお聞きしました。知らないのは私1人ではなかったというふうに考えますので、本制度を改めて周知していくべきというふうに考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

次に、7項目めの各種基金の管理状況についての最初の土地開発基金についてでございますが、本条例第2条における基金の額が1,120万円としておりますが、この額の設定が中途半端といいたいまいしょうか、不自然であるというふうに思いますのでお聞きいたしますけれども、本条例第2条における基金の額1,120万円の根拠というのは何か、わかれば教えていただきたいと思っております。

続きまして、減債基金についてでございます。

これにつきましては、1回目の質問のときに、今まで当該基金の運用実績はあったのかどうかという質問をさせていただいたんですが、これについての答弁がなかったと思いますので、2回目の答弁のところでお願いしたいと思っております。

それと、財政調整基金につきましては、積立目標額の10億円を達成しております。本基金を補完することも可能ではないかというふうに考えたわけですが、国が計画的に積み立てるよにとのことでございますので了解いたしますが、参考までに、郡内町村の積み立ての状況をわかったらお聞かせ願いたいというふうに考えます。

最後に、8項目めの中学生海外研修事業費の個人負担額の軽減策についてでございます。

これにつきましても、1点目の中学生海外研修事業費の個人負担額の軽減策として、町民から寄附を募る考えはないかという質問をさせていただいたんですが、答弁漏れであったのではないかというふうに考えます。

これについては、質問の趣旨が、ふるさと納税というところに着目しただけではないわけです。ふるさと納税というのは、後づけの中での話であって、一般的な寄附も含めた総括的

な寄附についての考えをお聞きしているということで、そのようなことから、ご答弁を願いたいというふうに考えております。

次に、2点目ですけれども、やはりご答弁の中で、ふるさと納税の関係で、町内からの寄附は1件もなかったということから、町民からふるさと納税寄附金を募ることは難しいというご答弁をいただきました。でも、これはちょっとおかしいかなというふうに考えたわけでございます。これは、寄附を募る方法の一つの手段であって、寄附を募るのであれば、これから活用していけるのではないかとのご提案でございます。現時点で、町内からの寄附数がゼロ件だからだめだというふうに考えるのはおかしいのではないかと考えますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

3点目なんですけれども、もう一つ、やはりお答えいただいた、長南町とバランスをとっておるので調整することも必要であるよというようなご答弁であったんですけれども、いかに共催事業であるといっても、個人負担に対する寄附については各自治体の自由裁量であると私は考えます。自由裁量に任せられる範疇ではないかなというふうに考えますので、もう一度、その辺についてはご答弁をいただければと思います。

それと、最後に、町ふるさと納税寄附金取扱要綱の第3条第2項で、前項に規定する使途の指定のない寄附金については、町長がその使途を指定することができるとあります。

そこで、1点ほどお尋ねします。使途の指定のない寄附金の実績をお聞きしたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 公民館のほうのご質問がありました。

私とすると、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、私自身といたしましては、就任以来、検討委員会の立ち上げを行って、自分としては、なすべき手順として、いわゆる手続上は問題なかったというふうに思います。細部にわたっての、いわゆる例えば説明不足であったとか、そういういろんなことが出てきたかもしれない、それは真摯に受けとめなくてはならないというふうに思いますが、手順としては頑張ってきてきたつもりだというふうに思います。

新公民館につきましては、新たに仕切り直しになりますが、私といたしましては、先ほど申し上げました、本町がこれから取り組まなくてはならないような内容で、健康の町だと

か、生涯活躍の町とか、そういったことを含めて考えていくと、やはり大変重要な、避難施設だけではなくて、いわゆる町民の学習権の保障と申しましょうか、生涯学習、社会学習、そういった拠点になっていくのではないかと。ある面では、やはり多少お金がかかるかもしれませんが、町民の学習権の保障という観点から、将来へのやはり投資であるというふうに考えて、できれば、議会とも軌を一にしておりますので、早目にスタートできればというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） C C R C についての町の執行部の組織の今後の体制についてというところでご答弁申し上げます。

組織体制につきましては、本来、総務課長のほうでお答えするところも含まれると思いますので、私からお答えできるものとしたしましてということで、この生涯活躍のまちの構想につきましては、議員のご発言にもあったかと思いますが、まさに全庁的な取り組みで、各課横断的なつながりが強く求められているということは間違いないと理解をしております。

現在、9課1局、全ての何らかのかかわりを持つことになるというふうに承知しております。部署といたしましては、これまでどおり、企画財政課が町づくりの観点から中心となって事務的には所掌することになるかと思えます。特別な推進室を設けるなどは、職員配置の問題などから、今のところは考えていないという状況です。

町といたしましては、今後、生涯活躍のまちにかかわりますプロデューサーというかマネジャー的役割の人材の確保というのが非常に重要というふうに位置づけてございまして、千葉大学との連携を継続していく意味からも、関係のある教授、または准教授クラスの方々に非常勤職員としてお願いをいたしまして、本町の町づくりに全般的にお力添えをいただくような、そういった体制づくりを考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

もう一点、施策の見直しの関係なんですけれども、地方創生、生涯活躍のまちに関する国の方針というのは、非常に、各種施策、随時、創設関係も含めまして変更が生じてございます。これらに的確に対応していくとともに、施策を実施していく過程での新たな取り組みや既存施設の見直しは重要かつ、もちろんやらなければならないことと認識しておりまして、総合戦略の改定、または一部修正などを行いつつ適宜対応してまいりたいと思えます。

ちなみに、地域再生計画、これから国のほうに認定をいただくということで、29年度ゼロ

予算で取り組みたいというようなことで先ほど申し上げたところですが、この再生計画を提出するには、まずは総合戦略内にその事業の明記が必須というふうになってございます。総合戦略の見直しは、今後、必ずやることになるというふうには思いますので、またその際には、いろいろとご相談をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

CCRCについては以上です。

○議長（月岡清孝君） すみません、ここで一回、休憩に入らせていただきたいと思います。再開は午後3時55分といたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時53分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁を求めます。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） それでは、3項目め1点目の長柄町地域経済活性化提案型事業に関するご質問の中の本事業における観光協会の位置づけ、または役割というご質問についてお答えいたします。

今回の「ながランくらぶ」の立ち上げに当たりましては、商工会はもとより、町内の農工商業者や関連団体の代表によりまして実行委員会を組織し、作成してまいりました。その実行委員会の委員として観光協会会長にもご参加いただいて、ご意見を賜ったところでございます。

観光協会会員には、商工会構成員もおりますが、観光協会会員にはさまざまなサービスを提供できる事業者、団体もおりますので、会長を中心に積極的なかかわりを期待するものでございます。

続きまして、2点目の長柄町地域活性化イベント事業について、2回目の今後の展開に関するご質問でございますけれども、まずは、継続的なイベント運営を望むものでございまして、ぜひ定着していただきたいと思いますというふう存じます。つきましては、3年一区切りとしておりますが、議員のご意見のようなイベントの内容の変更を伴うものや、その都度、内容を

精査させていただきながら、必要により継続した支援をしてまいりたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 次に、健康ポイントの2回目のご質問ですが、制度設計等について今後のということでのご質問だと思いますが、今現在、生涯活躍のまち、やっている関係もございまして、企画のほうからもお答えさせていただきたいと思います。

健康ポイントにつきましては、現在、まさに制度設計中でございますが、平成29年度は試行実施といたしまして、各種健康教室に参加されている皆様、介護予防推進員やサポーターなどのボランティアの皆様を合わせて130名程度ということで、先ほど町長からの答弁のとおりでございます。モニターとしてお願いしたいという考えであります。

また、現在、町では、千葉大学とリソル生命の森と連携いたしまして、長柄町版の生涯活躍のまちの実現に向けて取り組んでいる最中でございますので、移住者を含めた町民の皆様の健康寿命を延伸させるために、これから実施していくポイント制度を一つのツールといたしまして、千葉大学の予防医学センターの知見を生かしながら本町に合ったポイント制度を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

ポイントについては以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 2点目のサンプスギ再生・資源循環促進事業につきましてお答えいたします。

事業完了後の管理というところでございますけれども、伐倒を終わり、植栽した後は、5年間ほど下草処理をこの事業で行ってまいります。その後は、所有者と森林組合で委託という形態によりまして山林の管理を行うこととなっております。各種補助事業がございますので、それらを活用しながら森林組合が管理するということになる予定でございます。

以上です。

続きまして、都市農村交流センター施設改修事業につきましてお答えいたします。

施設の利用状況は、夏季に集中してございます。プールや昆虫ドーム、これらの来場者が多くのご利用をなさっているというふうに推察されますが、交流センターの前には大きな看板を設置してございますし、宿泊施設の中にもパンフレットを配置いたしまして、町内の各種施設をご案内しているところでございます。ご理解よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 肺炎球菌ワクチンの55歳以上で、60歳になってからでも接種できるということでございますけれども、こちらにつきまして、再度、本制度につきまして、さらに広報などで周知を徹底して、ホームページにおいても改めて周知をするとともに、高齢者との触れ合いの機会に、さらなる声かけ等を努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 7点目の土地開発基金についてということで、1,120万円という、ちょっと半端なというところでございますけれども、いろいろと調べたんですけれども、本町では、46年にこの条例を制定しておりますけれども、当時の議会の議事録も見たんですけれども、金額設定の経緯等の議事録はございませんでした。

県の市町村課のほうにこの件につきまして尋ねたところ、昭和44年2月に、土地の先行取得に関する基金についてということで、自治省通達があったということ。それから、もう一つ、また、基金の積立金の財源の一部に充てるため、地方交付税の措置について言及がその中にあるということ。また、当時の地方交付税法の附則に、市町村の人口に1人当たり1,000円を乗じて得た額を加算した額とうたってあること。また、ただし書きで、人口の増加率、その他の事情を参酌して自治省令の定めるところにより補正することができるものとなっていることなどがわかりました。

当時の長柄町の国勢調査の人口は、昭和40年で8,064人、昭和45年で7,514人ございました。単純に掛け合わせると、1,000円という1人当たりの今申し上げた単価を掛け合わせると、おおむねその分で七、八百万円かというふうに思われます。

加えて、1,000円という単価に何らかの補正係数がかかるとなっておりますので、補正係数がかかり、算出額に端数が出たことも想定できるかと思えます。したがって、何らかの町の財源を加えたのかどうかも当時の資料がないことから不明ではございますが、条例第2条の額に20万円という端数がつくなどは、当時の地方交付税の関係があったのではないかと推察するところでございます。ご理解を賜ればというふうに思っております。

それから、減債基金の答弁漏れというところの実績の関係なんですけれども、私のほうで調べた範囲では、実績はないというところでございます。

それから、長生郡市の他の6市町村のこの基金の状況でございますが、長柄町2,515万4,000円に対しまして、それぞればらつきはございますが、これ平成27年末現在ということ

をお願いいたします。茂原市が2億9,185万5,000円、白子町が1億2,734万1,000円、長生村が1億232万2,000円、一宮町が14万6,000円、睦沢町が6,987万4,000円、長南町が2,986万5,000円という状況でございました。

ちなみになんですけれども、積立目標額については、7市町村、いずれも持ち合わせていないという状況でございます。

基金につきましては以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 中学生の海外交流研修事業について寄附金をという議員のご質問でしたけれども、まずもって、教育委員会といたしましては、より多くの中学生をこの研修に参加させたいと、非常に強い願いを持っております。

そして、近隣の市町村の中学生の海外交流事業個人負担額を調査しましたところ、本町、長柄町は最小であったという結果が出ております。茂原市につきましては、やはりオーストラリアなんですけれども、23万3,000円個人負担がございました。白子町、長生村、一宮町、海岸方面の中学生ですが、オーストラリアです。9万8,000円の個人負担です。睦沢町につきましては、シンガポールの海外交流なんですけれども、8万5,000円の個人負担です。昨年度、長柄町、長南町は、7万3,000円の個人負担ということで、郡内では、最小の金額で海外交流参加しているという実情がございました。

議員の寄附金を集めて子供たちに負担軽減をというお話でございましたが、先ほど教育長の答弁の中で、現状では難しいというふうにお答えさせていただきました。その現状は難しいという判断は、ふるさと納税で国際交流事業に指定された181件のうち、町民から寄附金をいただいたのが1件もなかったと、そんな実情から、寄附は現状では難しいんじゃないかというふうに答弁させていただきました。

寄附を募り、また、子供たちの参加費をさらに減額していくという方法等、今後、また事務局のほうで検討してまいりたいというふう to 考えます。

そして、長南町と共催の事業であるということで、議員のほうから自由裁量ではないかというお話がございましたが、もっともなお考えだというふうに思います。しかしながら、長南町と話し合い、また協議を進めながら、子供たちの個人負担、バランスをとりながら決定していきたいというふう to 考えているところでございます。どうかご理解のほどをいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ふるさと納税の使途の指定のないものの使い道についてご答弁申し上げます。

ふるさと納税の寄附の中で、町政全般に活用、町長にお任せとなっているものがございませぬ。

ちなみに、12月末現在のふるさと納税全体の額を先に申し上げます。4,988万1,000円でした。現在はもう5,000万円を超えていますが、12月末現在は4,988万1,000円。そのときの町長にお任せなるもの、町政全般ということの回答をいただいたものが3,514万9,000円でした。率にして70.46%、約7割が町政全般にということで、特に指定のないものでした。

先ほど、教育委員会のほうからも答弁ありましたが、国際交流事業特別出しで設けてございますが、それらのものにも当然割り振りは幾らか入っておりますが、多額のお金が町政全般で来ているというこの現状は間違いないところでございます。

そんな中で、使途についてというところでございまして、答弁としては、ちょっと歯切れが悪いのかもしれませんが、特に、一般財源化をしている中で使用しているというような状況で、これに特出ししてという使い方をこれまではしてまいっていないという状況でございませぬ。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

1項目めの長柄町公民館建設問題についてでございます。

再三、これについては質問させていただいたわけですが、それによりまして、町長のご存念はしかと拝聴いたしました。しかしながら、どうしても理解不明な点がございませぬ。

それは、建設場所が、現公民館を含む、この位置のほうは旧昭栄中学校跡地利用より高額な建設経費がかかるということから、これが主な理由として、町の議会は、町公民館建設検討委員会の答申と町執行部計画に反対多数で否決したということでございます。にもかかわらず、結局、現公民館を含むもとの位置への建設案と旧昭栄中学校跡地の建設案の経済比較をしてみれば、ほとんど同額に近い、そんな形になってしまう結果でありました。

昨年の9月定例議会での反対多数での議案否決の大義名分は全く立たないということは明

白であります。町公民館建設検討委員会での利便性を重視した答申は一体何だったのか。これでは、建設検討委員会の皆様が誠心誠意議論を重ねて答申した意味は何だったのか。委員の多くの皆様が憤慨するのは当たり前でございます。今後、住民の皆様は何と説明したらいいのか戸惑いを隠せません。

しかしながら、今に至っては、昨年の9月定例議会での議案反対議員の多数の意見がより多くの町民の声を代弁しているものと、そのように理解するしかございません。よって、清田町長のご存念のとおり、これからは一日も早く新公民館がオープンされ、住民の皆様方の福祉に資することを望みます。これについては答弁は不要でございます。

続きまして、3項目めの平成28年度新規事業の取り組み状況についての中の長柄町地域経済活性化提案型事業についてでございます。

本事業の成果の一つとして、「ながランくらぶ」があるということで、これについては、先ほど言いましたように、千葉日報に掲載されておりましたが、改めてお尋ねいたします。

1点目、「ながランくらぶ」のその仕組みをお聞きしたいということでございます。それと、2点目、「ながランくらぶ」の行政施策における評価についてお聞きをいたします。

続きまして、4項目めの町総合計画3カ年実施計画についてでございます。

長柄町版の生涯活躍のまち構想が具体化していく上でも協働の町づくりは不可欠でございます。多種多様なポイント制度を仮に「健康長柄ポイント制度」というふうに呼称するとすれば、「健康長柄ポイント制度」は、協働の町づくりにも資することができ、町活性化の、いわば万能薬になり得ると言っても過言ではないと考えます。

そこで、お聞きいたします。

多種多様なポイント制度で、現時点で想定される項目があったらお聞きいたします。

次に、4項目めの町総合計画3カ年実施計画の中のサンプスギ再生・資源循環促進事業についてお尋ねします。

伐採木の処分については民間企業に委ねるとのことでございますけれども、サンプスギ等の用材林に限らず、雑木林の里山再生を含めることにより、鳥獣被害対応や豊かな生態系の保全に資することができると思えます。

そこで、お聞きします。

長柄町におけるバイオマスエネルギー事業の可能性はいかに考えるかお尋ねします。それと、先ほどの答弁の中で、バイオマス事業者にそれを売却するというお話がありましたが、ということは、その売却費用が捻出されるということだと思っておりますが、それは、どなたが

その利益を受けるのかお尋ねしておきたいと思います。

それと、4項目めの町総合計画3カ年実施計画の中の都市農村交流センター施設改修事業についてでございます。

町の活性化という形の中で、そこに1時間でも2時間でも、あるいは半日でも、あるいは2日でも滞在していただくということになると思いますけれども、そうしますと、当然、滞在型施設というような考え方も浮かんでくると思うんですが、この滞在型施設ということになれば、やはり日本人なら温泉がつきものではないかというふうに考えます。

我が町には、地下資源の恵みとして、ながら温泉があるにもかかわらず、ふるさと納税返礼品や「ながランくらぶ」等で取り上げられないのは、まことに寂しいことでございます。

お役人の発想で目的が福祉にあると言われればそれまでですが、享受されるばかりが福祉ではありません。逆に、享受することもあり得るものと発想の転換が必要ではないかというふうに考えます。

そこで、お聞きいたします。

滞在型施設運用に当たって、町内のあらゆる資源を生かした施策体系の一つとして、ながら温泉の利活用の位置づけをどのように考えているのかお聞きいたします。

続いて、6項目めの高齢者の健康についてでございます。

インフルエンザワクチン接種率と肺炎球菌ワクチン接種率の開きが多くなっている要因で、肺炎球菌ワクチン接種が高額であることが原因の一つであるということでご答弁いただきました。あわせて、助成金のアップは考えていないということでご答弁がありましたけれども、事の要因がそういうことであるとするならば、やはり助成金アップを検討していくべきではないかというふうに考えます。その辺については、あえてご答弁いただくつもりはありませんけれども、ひとつご検討願えればなというふうに考えております。

7項目めの各種基金の管理状況についてでございますけれども、1つ目の土地開発基金についてですが、町開発基金条例の基金目的からして、基金運用の方向性として、今後、当該積立金の使途計画はあるのかどうかお聞きをいたします。

次に、7項目めの各種基金の管理状況についての総括的なところなんですけれども、今回、各種基金の管理状況についてということで、土地開発基金、あるいは福祉振興基金、そして減債基金についてお聞きしたところですが、この質問の狙いの一つとしては、いわゆる一般企業で言うところの過分なら留保資金の温床になっているのではないかとの懸念があるからでございます。

各基金の運用による法定果実は、極めて乏しいわけでございます。いわゆる死に金になっていないかとの懸念があるためでございます。可能な限り有効な資金計画をいま一度ご考慮願いたいというふうに考えるものでございます。これについては、当局のほうでご答弁あればぜひお聞きしたいというふうに考えます。

最後に、8項目めの中学生海外研修事業費の個人負担額の軽減策についてなんですが、2回目のご答弁でいただいた中に、教育委員会のほうで、これ勘違いしているんじゃないかなと思うんですが、ふるさと納税の関係で、町内からの寄附がゼロ件だと、ゼロ円だということで、ふるさと納税寄附金を募ることは難しいと、これ2回もお聞きしているんですけども、もともとふるさと納税寄附金の目的をご存じだと思うんですが、基本的には、町内に住んでいる人からはふるさと納税寄附金というのは余り望めない、そういうところの趣旨の制度じゃないんですよね。だから、ゼロ件でも当たり前、私は1件でもあったら、ああ、すごく奇麗な人がいるんだなと、私はそんなふう考えたぐらいなんです。逆に言えば、ゼロ件、ああ、そうなんだな、やっぱりなということですよ。

だけれども、町民からもふるさと納税できるわけですよ。実際に、ふるさと納税の制度が創設して、当初は、長柄町は10万円の寄附金があったんですね。誰が寄附してくれたのかなと聞いたら、いや、実は長柄町の住民です。いや、長柄町の住民の中の長柄町の職員なんですという話を聞いて驚いてしまったんですけども、それは可能なわけです。

ただ、その制度そのものがそれを期待しているわけじゃないのでということなんですが、ただ、それもできるということですから、そういう意味では、ゼロ件であったからふるさと納税寄附金を募ることは難しいという、そういう結論にはならないんだろうというふうに私は思います。

その辺は、もう一度、よく考えていただければなと思うんですけども、最後に、町ふるさと納税寄附金取扱要項第3条第2項なんですけれども、使途の指定のない寄附金については、先ほど3,514万9,000円だということでお聞きしました。これだけ使途の指定のない寄附金がありますので、中学生の海外研修事業費の個人負担額の軽減に活用することもできるのかなというふうに考えますし、逆に、これは、ほかのいろんな不足する財源に充てるんだよというようなことで、そういうスタンスで今おられるのかもしれませんが、そういうことにも使えるんであろうと、町長さえ決断すれば使えるんだろうというふうに思うわけですので、この辺の使途の指定のない寄附金についての活用についてどのように考えるのかお尋ねしたいと思います。

以上で、私の一般質問を全て終わります。どうもありがとうございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） それでは、3項目め1点目の長柄町地域経済活性化提案型事業の「ながランくらぶ」の仕組み及び行政施策における評価についてのご質問にお答えいたします。

「ながランくらぶ」は、インターネットを活用し、会員を募るものでございまして、町を初め、商工会や協賛企業のホームページ、ふるさと納税寄附金サイトの「さとふる」からもリンクできるよう整備を図っております。また、チラシを作成いたしまして、各所に配置したり、ふるさと納税返礼品に同封することで広く周知を図っているところでございます。

町といたしましては、「ながランくらぶ」の情報発信能力を活用させていただき、グリーンツーリズム事業を初め、各種イベントの告知を行うことで事務の軽減やその集客力に期待するものでございます。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 健康ポイントについてですが、今後のということで、現時点で想定されるポイントにつきましては、参加者の皆様に、先ほど来申し上げている活動量計、これ、いわゆる万歩計のちょっと新しいものでして、歩数や速度、時間を記録する、いわゆる万歩計の進化したものというところで考えております。それらを貸与いたしまして、換算された活動量のポイント化、これが一つだと思います。また、介護予防教室やサロンなどへの参加についてもポイントを付与したいというふうに考えております。

千葉大学予防医学センターからは、介護予防については、身体活動のみならず社会参加を促し、心理的かつ社会的な側面を含んだ包括的なアプローチも必要との助言をいただきました。最初の町長の答弁の中でもございましたけれども、今回のこのことについては、大学としても学術的な視点から注目をしているということがまず1点なんです、その中でも、人とかかわりの効果検証を提案していきたい、これが大学のほうで1点言っているものです。体を一生懸命動かすというのは、当然、何かしらの健康の方向への振れ方というのは考えられるんですが、これら人とかかわりの効果検証なども提案をしていただく中で、それをプログラム化していくと、ポイント化していくと、これが一つの今後の目玉の一つかなというふうには思っております。

というようなことから、将来的には、公民館で行われる生涯学習教室とか、自主サークル

などへの参加、ボランティア活動などについても、これまでも累々申し上げておりますが、ポイントを付与していくということが大事なのだというふうに考えてございます。

また、リソル生命の森が独自で、もうこの春から展開する予定だということで、チラシなどももしかしたら見たのかもしれませんが、施設内での各種教室に対するポイント制度につきましても、町との、今後、一元化などが図れるよう協議し、進めてまいりたいというふうに考えております。

広告につきましては、もしあれでしたら、お帰りの際に、1階の窓口の脇あたりに多分出ていると思いますので、参考までにお持ち帰りいただければというふうに思います。

ポイントについては以上です。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 続きまして、4項目め2点目のサンプスギ再生・資源循環促進事業の中で、バイオマスエネルギーの可能性ということでございますけれども、伐採木を活用した暖房設備の燃料としての事例は、本町でも実験的に行われております。エネルギーとしての活用の可能性はあるとは思われますが、この実験においても、コスト見合いと申しますか、その費用につきましては、化石燃料と比べ特段の有利性はないと聞いております。

今後、さらなる技術の向上によりまして、コスト軽減が図ればその期待は膨らむものかと思われます。

また、売却費用の件でございますけれども、この売却益につきましては、事業費の中に取り込まれるというふうに聞いております。ご理解のほどをよろしく願います。

続きまして、3点目、都市農村交流センター施設改修事業のながら温泉の活用につきましては、ログハウス跡地の再整備につきましては、議員からも提案がありましたようなグラランピングやオートキャンプ場としての活用が想定されます。

その場合、トイレや簡易なシャワー施設の建設は必要であるというふうに考えますが、ご質問のながら温泉につきましては、おかげさまで、町内外から多くの利用があると聞いてございます。しかしながら、ご存じのように、決して大きな施設ではないことなどから問題点もあるようでございます。これらをクリアした上で、活用が図れるか、今後、福祉センター及び関係課と協議してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 交流センターの改修に絡めたながら温泉のご質問の補足とい

うことでお願いいたします。

ながら温泉のこのお湯の活用につきましては、これまで、平成17年に行った行政改革の中でも特出しで何か活用できないかというのが出ていたわけですが、結局活用はできてございませんが、そんなこともございました。そのほかに、現在、ロングウッドステーションということで、今お願いをしているところですが、その前身であるエスグラントコーポレーションさんがあそこに立地をした際に、何とかあそこの立て直しをするのはということで、町内をいろいろと見回した中で、やはり議員と同じように着眼したのがながら温泉、この温泉は素晴らしいということで何とかしたいということがございました。まさにあの場所というか、あの近辺なんでございますけれども、結果といたしましてはできていないわけなんです。当時は、足湯というのが随分はやっておりまして、足湯で人を呼びたいということだったわけです。結論から申し上げます、何でできなかったかということになっちゃうと、やはりダムというところがネックになってきたというのが結論でございます。

水資源機構といたしましては、当然、あそこはダム周辺ですので、浄化槽を通した水でもダムに入る以上は地下水はまかりならぬというか、特に、あの色からしてもなのかどうかわかりませんが、京葉工業地帯の精密機械等で鉄工とかやっている受水車との協定がございまして、水質が変わった場合には物すごい投資が絡むというようなことから、水資源機構としてはそこに慎重になっているというようなことで、当時はできませんでした。

今回のご提案も含めまして、もう時間もたっておりますので、できないことなんですという答弁をするつもりはございません。ただし、その辺のことも含みおきいただいた上で、今後、さまざま機構のほうとはこれからも協議すべきことが山積しておりますので、それらにあわせて協議してまいりたいというふうに考えておりますので、また報告の機会などございましたらというところでお願いしたいと思います。

土地開発基金の今後の活用の計画でございます。

地価の継続的な下落の傾向が現在下げどまっているのかどうか、そうでないのか専門的知見を私、持ち合わせておりませんが、いずれにいたしましても経済の著しい発展と、それに伴う、いわゆるこれから地価の上昇に伴う公共用地の取得の難航というような状況が再びくるといふふうには非常に考えづらいというのは、私どもも同様に思っております。また、現在、公共用地を先行取得する事業など、町には特に予定はございません。そういった状況でございます。

ただ、一方で、用地交渉につきましては、通常、大変時間を要するものでありまして、交

渉合意となったときが契約のときでございまして、それがいつの段階でというのは、正直、わからないというのが用地交渉かと思います。そういうような側面もあるかと思います。そのような場合には、大変有効なのが本基金であると言えるというふうにも考えております。

今後、今申し上げました2点、相反しますけれども、そのようなことを総合的に勘案いたしまして、基金のあり方についてはこれを機会に一考してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどを賜りたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 最後の中学生の海外派遣とふるさと納税の件、ふるさと納税ということあれなんです、寄附金がどうだと、今、議員のほうから質問がありました。

私は、これ技術的には補助できると思っております。この事業につきましては、ご案内のとおり、長南中学校の子供とうちの子供と20人ずつ、40人を定員と。これはどういうことかといいますと、やはり費用の縮減を図ろうという考えで、合同で行ったほうが有利だと、20名でオーストラリアに行くよりも40名で行ったほうが、やはり安く仕上がりますよというようなこと、非常に打算的なんです、確かに同じ事業を組むのはそれがいいというふうに思って、それは、裏は何かといいますと、やはり海外で、いわゆる外国語研修については、目的は同じですから、やはりできるだけ費用を下げたあげましょと、これは親心ではありません。私ども、行政を担うものとしては、これはあるべき姿で私は間違いないと思います。

ところが、保護者は、長南中の保護者もいらっしゃいます。長柄中もいらっしゃいます。例えば、100円かかるものを公費で70円出すと。じゃ、長柄町、20円、ふるさと納税のあれでやりましょ。長柄町はオーケーですけれども、長南町はそのまま、いや、俺のところはできないよと、70円しか出せないよというような、やはり調整があると思うんですね。

ですから、その辺のところは、これから、教育委員会を飛び越してということはちょっと失礼ですが、やはり行政的なサイドの考え方がかなり入ると思います。教育委員会の教育長さん、または議員の皆様方のご意見も当然聞く中で、やはりこれから協議して、できるだけ親御さんの負担を少なくしていくという方向については私も賛成であります。その方向にこれから向かっていきたいというふうに思っております。

それで、一つ、ちょっと今年、私は、海外行くのを中学生なんか喜んで手を挙げていくんだらうと思ったんですよ、行きたいと。ところが、20人募集のところ、希望者が17人、あと3名集まらないの。そうすると、向こうのホームステイで英語話せないから嫌だと。これ

が今の中学生の、わずかだと思うんですけども、素朴な、やはり不安感があるんですよね。

我々、それを打破してほしいから、いわゆる行ってほしいというところを願うんですが、そこで二の足を踏んで、いや、本当は行きたいんだけど、向こう行って心細いなというような中学生も増えているということ。我々が考えていることと、今度はちょっと少し違う中学生のかたぎというのが出てきている。

その辺のところは、学校の指導、本人、また家庭からの支援のあり方だというふうに思いますが、そういったことも含めて、決してこれは悪いことではないんですが、何としてでも、やはり世界を見られる大きな立場での人材育成という形で私はこれからこの事業は継続してまいりたいというふうに思っております。できるだけご家庭の負担を軽減するように、長南町と少し詰めていきたいというふうに思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 山根議員、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 以上で、山根義弘君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日3日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時36分

平成29年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年3月3日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(支払督促に対する督促異議の申立てに係る訴えの提起について)
- 日程第 3 議案第 1号 長柄町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2号 長柄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 10号 長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 11号 長柄町老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 長柄町表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度長柄町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度長柄町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 5 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度長柄町一般会計予算
- 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度長柄町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度長柄町介護保険特別会計予算
- 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度長柄町浄化槽事業特別会計予算
- 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 1 6 休会の件

出席議員 (1 2 名)

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民 之 輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	1 0 番	神 崎 好 功 君
1 1 番	星 野 一 成 君	1 2 番	月 岡 清 孝 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	清 田 勝 利 君	副 町 長	鈴 木 誠 一 君
総 務 課 長	蒔 田 功 君	企画財政課長	白 井 浩 君

税務住民課長	石井正信君	健康福祉課長	小林敬二君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	若菜聖史君
会計管理者	大塚真由美君	教育長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	石井一好君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理委員会 書記	蒔田功君	農業委員会 農事務局長	若菜聖史君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田孝一	議会書記	安部吉輝
--------	------	------	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（支払督促に対する督促異議の申立てに係る訴えの提起について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第1号 支払督促に対する異議の申し立てに係る訴えの提起について、地方自治法第179条第1項により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

資料の専決処分書にあるとおり、町営住宅の入居者が住宅使用料を5年以上の間、金額に

して合計約90万円を滞納していたことから、平成28年12月9日、千葉一宮簡易裁判所に支払督促の申し立てをいたしました。

これに対し、滞納者から平成28年12月27日付で督促に対する異議の申し立てがあったことから、民事訴訟法395号に基づき、訴えの提起があったとみなされ、通常訴訟に移行いたしました。

訴えの提起は、議会の議決事項であります。議会を招集する時間的な余裕がないことから、専決処分をしたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 11番、星野です。

債権回収の方法といたしましては、法的手段にはいろいろございますけれども、なぜ支払督促を選択したものかお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今回、住宅の使用料の滞納ということで、議員さんおっしゃるとおり、少額訴訟とか、最初から通常訴訟、いろいろ選択肢がございますが、先進地の事例などを見ながら、支払督促の手法が一番簡略で費用もかからないことから、この手法により法的措置を講じたものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 今、内藤課長の説明ですと、支払督促、これが一番簡便な方法だと思うんですけれども、私個人的には、滞納金額は90万円ということですので、今まで担当職員といろいろ交渉したと思うんです。支払督促じゃなくて、私は通常訴訟、あるいは特定調停のほうがベターだったのかなという気がしたもので、ご質問させてもらいました。その辺についてまた答弁お願いしたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） いろいろ手法はあるということですが、先ほども言ったとおり、県内の状況などを見まして、支払督促が一番適当であろうということで、この手法により訴えをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 3回目です。

債務名義をとるには、支払督促手続とっても、仮執行宣言付きの申請といいますか、手続しなければ債務名義とれませんので、当然のごとく通常訴訟あるいは特定調停といったような調停、訴訟の半分ぐらいの金額で当然できますので、私にすれば、先ほども言いましたけれども、そっちのほうがベターかなと。支払督促だと、やっぱり異議申し立てが出た場合には、当然無効になってきちゃいますので、住宅資金の回収に当たっては当然時間がかかってきてしまう。やはり住宅資金を早く回収したいということであれば、当然のごとく訴訟あるいは調停で裁判所で話し合いをしたほうがいいのかという気がします。今なら、当然これからまた訴訟に移行するような形でしょうけれども、今後のところで、私は支払督促じゃなくて、いきなり訴訟のほうがベターかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 先ほどからもお話がございましたが、いろいろな手法があると思いますので、その辺の先進地の事例などを参考にしながら、十分に検討しながら、今後は債権の回収に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（月岡清孝君） ほかに質疑ございますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

ただいまの件なんですけれども、家賃の滞納90万円という金額なんですけれども、これ家賃は1カ月幾らでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今のご質問ですけれども、この方の家賃は、若干の変動はございますが、月1万4,000円から1万5,000円ということでございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） としますと、90万円という金額はこれ何年ですか、6年もの間放置していたというような考え方になりますけれども、いかがですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまのご質問ですが、この方は、いろいろ個人情報的なところもございますが、平成の一桁代に入居されまして、入居間もなくからこういう状態が続いております。それから、連帯保証人はもちろん、いろいろな手法で取り組んできたところもございますが、最終的にこの5年間については納付が見られなかったものですから、今回こういう手法をとらせていただいた経過でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今課長のほうから連帯保証人という話がございましたけれども、その件については、何ら答弁なかったんですけれども、この連帯保証人の責任は賃借人と同じ義務は発生するという事は理解していると思うんですけれども、連帯保証人に対しての催告等はどのようにしてきたんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 先ほども申し上げましたが、かなり長い期間、こういうことで、過去からの担当者が毎月なり隔月なりで催告を、入居者本人はもちろん、連帯保証人にも催告をしてきたところでございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 長くなりますけれども、今言ったように、賃借人と連帯保証人って同じ義務が発生するんですよ。ですから、払わないから連帯保証人が払うんじゃないんで、連帯保証人に払ってもらおうという、こういう強い催促をしなければならぬんですよ。これ6年間も放置しちゃって、これがもし回収できない場合は皆さんの血税、町民税をそこへ充てるわけですよ。そういうことから考えると、6年間というのは、言葉は悪いけれども、職務怠慢というふうに言われてもやむを得ないという結果になっているんですよ。少なくとも3カ月以上滞納したら退去命令とか、あるいはそういうものに対して強制執行で出すとか、そっちのほうによっぽど安く済むというふうに思います。

ですから、今後はこういう5年も6年も放置、それは職員は一生懸命やってきたというふうに思うかもしれませんが、しかし結果的に、こういう債権が発生しちゃうわけですよ、こういう家賃の滞納で、これが結局町の負債というふうになるわけですね。ですから、そういうことを十分考えながら、今後は家賃回収に精を出していただきたいというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。

専決処分の理由の中で、滞納者が督促異議の申し立てをしたということなのですが、督促異議の申し立ての内容をちょっと教えていただけますか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 督促異議の申し立ての内容ということでございますが、これは本人が直接裁判所のほうに文書により行ったものでありますので、うちのほうでも問い合わせてみましたが、その辺は開示できないということでございました。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（支払督促に対する督促異議の申し立てに係る訴えの提起について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第3、議案第1号 長柄町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 長柄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第2号 長柄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため、関係法律の整備に関する法律（行政機関個人情報保護法等改正法）の施行を踏まえたものであり、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いに係る規定について、所要の改正を行うものがあります。

なお、詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは、議案第1号及び議案第2号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第1号 情報公開条例の一部改正につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

情報公開条例につきましては、第7条公文書の開示義務の規定中、個人情報、先ほど提案理由にございました個人情報の定義の明確化ということで、これまで「生年月日その他の記述等」とあったところを「生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう」というようなふうに明確に規定されたところがございます。これらの個人情報については、個人番号、旅券番号、基礎年金番号はもとより、顔認識データ、指紋認識データ等も含まれるものでございます。

続きまして、個人情報保護条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

こちらにつきましても、新旧対照表で説明させていただきます。

まず、第2条第2項第1号につきましては、個人情報の定義の明確化ということでございます。先ほどの情報公開と同じ趣旨でございまして、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画等）」がと「以下全ての電磁記録等も含めたもの」を「一切の事項」というふうに表記が変わりました。これらを「個人識別符号」というふうに称します。

2号では、この「個人識別符号が含まれるもの」ということで、個人情報の定義が明確に規定されたところでございます。

次に、その下の第3項、「要配慮個人情報」ですが、こちらも提案理由で町長が申し上げましたけれども、要配慮個人情報について明確に規定するという、こちらは世界の趨勢でございます。これまでは個人情報の中に包括して捉えられておりましたが、別出しで「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」ということで規定が明確にされたところでございます。

以下は条文の整備が続きまして、ちょっと飛びまして、第6条でございます。第6条は、「(個人情報取扱事務の届出等)」の規定でございますが、この中の第5号、エに「個人情報に要配慮個人情報が含まれるときはその旨」ということで、個人情報取扱事務の届け出の中にこの情報が含まれるという規定でございます。

次のページの第7条、「(収集の制限)」ということでございます。収集の制限の中に、第5項でございますけれども、「要配慮個人情報」も含めるというふうに規定されています。ただし、この場合、「(本人の人種、信条、社会的身分及び犯罪の経歴が含まれる個人情報に限る。)」ということ、ここに除かれていますのは、病歴、被害者の不当な差別、偏見でございます。これらについては防災あるいは防犯の関連から、収集の制限の中から除かれている者でございます。

以下につきましては、関連する条例の整備でございます。

この条例につきましては、提案理由で申し上げました行政機関個人情報保護法等改正法の施行日、5月30日というふうに定められております、から施行することになります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(月岡清孝君) 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(月岡清孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(月岡清孝君) 討論なし、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 長柄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第4、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告による職員の給与改定に準じ改正を行うもので、期末手当の支給率を0.1カ月分引き上げ、本年度から実施するものであります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 議案第3号につきまして、補足説明を申し上げます。

こちらにつきましても、新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表、第1条関係、第2条関係となっております。

第1条関係につきましては、本年度、平成28年度分の改正の規定でございます。12月支給分の期末手当について0.1月引き上げるものでございます。「100分の217.5」を「100分の227.5」とするものでございます。

次に、第2条関係でございますが、こちらは平成29年度以降の分でございます。本年度は12月支給分一括で0.1月引き上げですが、平成29年度以降は、6月支給分、12月支給分それぞれ0.05月引き上げ、合わせまして0.1月の引き上げとするものでございます。6月支給分については「100分の202.5」を0.05月上げまして「207.5」、12月支給分については1条の改正で0.1引き上げた後でございますので、「227.5」から0.05月引き下げ「222.5」とし、合わせまして現行から0.1月引き上げるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋です。

ちょっと私もわからないことがあるんですが、第2条のここに、第5条第2項に「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」ということで、次の項目の「（施行期日等）」のところに、「2」ですか、この報酬については「平成28年12月1日から適用する。」というように書かれていますが、この辺がちょっとよく理解できないんですが、ご説明をお願いできますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ちょっと説明が不足していたかもしれません。

改正条文の附則をご覧くださいと思います。

1項で「この条例は、公布の日から施行する。」ということで、「ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から」ということでございます。

2項におきまして、1条の規定による議員報酬については、「12月1日から適用」ということでございまして、この意味するところは、第1条の規定は12月1日に遡及して、12月支給分を0.1月引き上げる。29年度以降については公布の日からということで、29年度の6月支給分から適用というようなことでございます。

結果、先ほど申し上げましたように、今年度分について12月支給分にさかのぼって0.1月

引き上げ、29年度以降は6月支給分、12月支給分それぞれ0.05月引き上げ、あわせて0.1月の引き上げとなるものでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 非常に難しく、なかなかわかりにくいところがあるんですが、結局数字からすれば、12月1日の基準日、6月1日の基準日と12月1日の適用日が2つあるんですけれども、遡及すると、要するにプラス0.05、ここでマイナス0.05、イコールゼロということでもとに戻るということで、変わりがないというような認識でよろしいんですよね、よろしいんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 改正条例の第1条、第2条に関しましては、それぞれ支給引き上げの月が違いますけれども、トータルすると0.1月ということで、第1条、第2条ともに0.1月引き上げるということでございます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 了解しました。

○議長（月岡清孝君） ほかに。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩ですけれども、非常にわかりづらいんですけれども、結果的に0.1カ月上げるということでしょうか、報酬を。それを遡及する、12月からにさかのぼって支給しようという、そういうことでしょうか。だから、勘違いするといけないので、何かもとへ戻すとかもとへ戻さないとかじゃなくて、0.1上げるという、そういうような姿勢ということですよ、はい。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（月岡清孝君） ないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 結論から。私は反対討論をいたします。

前も、報酬もそうなんですけれども、各自治体において非常に厳しい条件がどこの自治体

も行われております。ここの長柄に限ったことではないんですけれども、こんな中で、毎年毎年報酬についても、賃金についても、行政評価が見直されてきて、なぜならば行革という名目は必ずこの行財政改革があるから、このように行われてきております。本来のこの町の置かれている立場を十分に考えるならば、やはり議員の報酬及び費用弁償に、私は乱暴な言葉遣いになって、皆様方には怒られるかもしれませんが、その辺はお許しいただきまして、私の率直的な言葉とするならば、引き下げるということは当然やらなくてはならないことであって、議員報酬を上げるということはもってのほかだと、私は日ごろから感じております。質の高い行政を行っていい、町民への明確な責任説明と明確性を持っているんだったら、引き下げるとは十分な効果が得られるというように確信しております。

よって、私はこの第3号議案につきましては反対いたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 11番、星野です。

賛成討論させていただきます。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性を帯び、自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。また、議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。

こうした中、議会議員の報酬を時代にふさわしいものにするには、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。

よって、町民の幅広い政治参加や、議会における人材確保の観点から、議会議員の報酬条例の改正については賛成いたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論ございますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

私もこの3号議案については反対をするものでございます。

今、長柄町の現況を見ますと、きのうもそうですけれども、海外視察、あるいはいろいろな問題で、町民寄附を集めたり、それからふるさと納税で他市町村からも寄附を集めながら財政を維持し、豊かな町をつくろうという、こういう時代に議員の報酬を上げる、これ

は町民の理解は私も得られないというふうに考えます。この後、出てきます案件につきましても、特別職で非常勤のもの、審議会委員あるいは協議会委員の費用を、報酬や日当を引き下げようという、一般の町民がなる委員会の委員あるいは協議会、審議会の委員の日当を下げようという、そういう提案がなされている中、議員の報酬を上げるというのは、とても町民の理解は得られないというふうに思います。

私は、皆さん承知のように、長柄町は長生郡内で一番小さな行政になってしまっていると思うんですよ。申しわけないけれども、睦沢さんですね、人口でも毎年130人、150人が減少する中、これは町長はもとより、議会議員の責任も大だというふうに私は認識しております。

そういう中、じゃ、果たして議会議員が本当に町民のために一生懸命豊かな生活を守るために活動してきたか、結果なんですよ、我々が幾らやっても結果が悪ければ、私たちはそういう使命にまともにしてこなかった。そういう結果、今の長柄町の現状を抱いている。あくまで人事院は、県の委員会がこうなさいと、それは下げることについて反対したなら、これ問題ありますけれども、上げることに各町村の財政事情によって、現状維持あるいは引き下げること、何ら私は抵抗はないというふうに考えております。

上げる前に、我々やっぱり議員が一生懸命町民のために、町民が豊かになった、議員の皆さん、あるいは町長のおかげ、職員のおかげだというふうな認識を持った中での報酬の上げであれば、私は正々堂々と賛成いたしますけれども、今の現状の中では到底住民の理解は得られないというふうに思いますので、この案件については私は反対でございます。議員の皆さんのご同意をよろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 私は賛成ということで討論をさせていただきます。

さきの定例議会の中で、議員年金の要望という形の中で、議員からの発議案があったわけですが、それについては私は反対という形でお話ししました。その理由というのは、国費が約244億円、年間かかるということ、そしてそれを雇用する町がさらにそれを負担しなきゃいけない。それに対して賛成だと言いながら、ここに来て反対だと、今度これについては反対だと。全く矛盾した発想ですよ、考え方ですよ。これは絶対受け入れられないことだと思います。まずそれが一つ。

それと、先ほど星野議員からありましたとおり、まさにそのとおりだと思います。それと

それにつけ加えて言うのであれば、県の人事院の勧告という部分が一つ後ろ盾にあるわけですから、その辺について私は賛成していくべきものというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第5、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、条例規則等に規定する附属機関等に係る報酬額で、日額で定める報酬額について、報酬の額を統一しようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） では、議案第4号につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、改正条文本文ですが、第1条ただし書きの改正でございます。これにつきましては、

別表右側の真ん中よりちょっと上、自治会長の項目がございますけれども、自治会長の報酬につきまして、現行、年額12万円と規定してあるものを、基本額6万円、世帯割額1,200円というふうに改めます。これについて、本文の表記を改正するものでございます。

次に、別表でございますが、別表につきまして、昨年6月の定例会におきまして、附属機関の整備条例ということで、それまで条例に定めのない附属機関、諮問機関等があったことから、条例を整備したところでございます。今回の報酬条例につきましては、その際、一度提案しようと思ったところでございますけれども、年度途中ということで、改めまして、平成29年度4月からということで提案させていただくものでございます。平成27年度までは委員会が、条例に定めるものが1節の報酬で支払われておりました。そうでない、条例以外の要項、規定等で定められました委員会につきましては報償費ということで、それぞれ分かれておりました。報酬で支給するものにつきましては、委員長相当職が7,600円、委員が7,200円となっております。そして、条例に定めのない委員会が一律5,000円ということでございました。ついては、昨年6月の定例会におきまして、条例の整備は図ったところでございますが、報酬額につきましては、従前、報酬だったものが7,600円、7,200円、そしてそれ以外のものが5,000円ということで、報酬に定めは、規定は整備したところでございますけれども、報酬額についてはそういうふうに2種類に分かれていたというふうなことでございます。

つきまして、今回その統一化を図ろうということで、委員長につきましては5,500円、そして委員が5,000円ということで統一を図るものでございます。

なお、4ページ目の鳥獣被害対策実施隊員につきましては、現行3,000円でしたが、長南町、睦沢町、3町と協議の結果、これらについても、鳥獣被害対策実施隊員につきましても、その他の委員と同様、今回5,000円に引き上げ、統一化を図ったところでございます。

これによりまして、日額で支給する委員会等、前段の執行機関、医師等を除き、委員長5,500円、委員5,000円というふうに統一させていただきたいということでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡でございますけれども、鳥獣被害対策実施隊員、3,000円

から5,000円ということで、私はいいかと思うんですけども、私、これ値上げを随分お話ししてきましたけれども、そのたびに3町で協議することであると、長柄町だけ値上げできないという話を随分聞きましたけれども、いつの会議というか、いつの話し合いで5,000円に決めたのか。提案町村はどこ町村か。

それと、各委員長につきましては5,000円じゃなくて5,500円だと。隊員につきましては、隊長さん、まとめる方ですね、現場をまとめる方、隊員をまとめる方、隊長さんと呼んじゃっていいのかわかりませんが、そういう方は5,500円、そういう考えはないんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまの5,000円、実施隊の件でございますけれども、昨年の夏ごろだったかと思えます。第1回の協議会を開催させていただいた際に、役員であります猟友会の会長さんのほうからこれらを含めましてご要望ございましたので、3町で協議いたしまして、5,000円に引き上げるというものを調整図ったものでございます。

また、隊長というふうなお考えでございますけれども、実際の猟友会の会長さんという方と、実際現場でやる隊長といいますか、現場を仕切る方が異なっております。そういったこともございますので、改めてどこの町村も隊長だからというふうな明記はせず、全て実施隊というふうな形で報償費をお支払いするというふうなことになっております。

よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 猟友会の会長のほうから値上げの要求があったんですか。町で値上げしようという提案をしたんじゃないんですか。

○議長（月岡清孝君） 若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） このあたりのお話は以前からあったというふうにお伺いしております。その中で、やはり実費的な経費等もかさんできているということもありまして、そのようなご要望がなされたのは事実でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 5番、本吉です。

別表の中にあります、今回4月1日からということの施行でなっておりますけれども、この中で委員会、またなくなっている委員会等あると思うんですけれども、それはどのように把握しているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 別表につきましては、6月の提案のときと委員会の項目は変わっておりません。金額のみの改正でございます。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢です。

ちょっと質問させていただきますけれども、この報酬額の中の月額報酬がございすけれども、月額報酬というのは他の市町村とのバランスもあると思うんですけれども、その辺の調整がとれているのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 月額 of 委員報酬につきまして調整ということでございすけれども、調整がとれている部分とない部分とございす。個々に申し上げますと、選挙管理委員会については各市町村で金額はばらつきがございす。教育委員会は郡内は同じ金額でございす。選挙に係る投票管理者等については、これは基準がございすので統一でございす。あと監査委員につきましても、おおむね同水準ですが、若干の金額のばらつきがございす。農業委員会は郡内同じ金額でございす。固定資産評価審査委員会につきましては、これは日額ですね。月額については、あと医師等で年額の定めがございすけれども、こちらについては郡内統一でございす。

以上でございす。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

若干のばらつきがあるということでございすけれども、やはり郡内の町村は連絡協議会的なものがありますので、ある程度その辺は調整をしながら、報酬は決めていったほうがいいんじゃないかというふうに私は思います。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第6、議案第5号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告による職員の給与改正に準じ改正を行うもので、期末手当の支給率を0.1カ月分引き上げ、本年度分から実施するものであります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案第5号 長柄町特別職の職員の給与に関しましては、まず新旧対照表をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、先ほどの議員報酬と同様に、第1条関係で本年度分期末手当を12月支給分で0.1月引き上げる、第2号で6月支給分、12月支給分、現行から比べまして0.05月分引き上げ、合わせて0.1月というような改正でございます。

なお、現在の特別職の給与条例につきましては、町長、副町長、教育長と改正されておりますが、長柄町は教育委員会制度の変更に伴います変更がまだなされておられません。旧の制度の教育長ということで、議案第6号の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧長柄町教育委員教育長ということで給与の支払いがなされている関係から、6号については現行、旧の制度上の教育長の給与をあわせて改正するもので、改正内容は同様でございます。28年、今年度にさかのぼって期末手当を0.1引き上げる内容でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

先ほど、3号議案の議員の報酬についても反対の討論をいたしました。先ほども私申し上

げましたように、長柄町の財政状況を鑑み、あるいは国内でふるさと納税資金がたくさん集まったので、議員報酬を上げる提案したところ、寄附者から大ブーイングで、結局議員の報酬を取り下げたというような経緯もございます。今の長柄町の現状の中で、ふるさと納税、これを長柄町の財政の中で少しでも皆さんの支援をいただきながら、行財政運営をやっているというさなかに、特別職の町長や副町長の報酬を上げる、先ほども申し上げましたけれども、到底私にご理解は得られない。住民の理解あるいは寄附者の理解は得られないというふうに考えております。

下世話な話で申しわけありませんけれども、町長の年間の報酬1,326万2,040円。副町長は1,075万4,370円です。少なくとも今の経済状況の中で、長柄町の財政状況の中で、決して低い報酬ではなかろうかなというふうに私は考えております。これをさらに、わずか0.1でありますけれども、上げることになると、先ほど来申しました住民の理解は得られない。先ほど申し上げましたけれども、ふるさと納税、海外の研修、こういうものに寄附金を集めて対応するとか、そういう協議もしている中、私は引き下げはあっても、上げるという認識はこれっぽっちも持っておりません。提案すること自体が、私には甚だ疑問でございます。

先ほども申し上げましたように、特別職の非常勤の報酬、例えば明るい選挙推進協議会とか小学校のあり方検討会とかいっぱいありますよ。生涯のまちづくり推進協議会、こういう一般の町民、あるいは学識経験者の日当や報酬を削減しながら、特別職の報酬を上げる。先ほども申し上げましたように、到底住民の理解は得られないし、これからのふるさと納税の寄附金にも支障を来すものと考えておりますので、いろいろな問題から、この特別職の報酬の値上げの条例には、私は理解できませんので反対を表明させていただきます。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論ございますか。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 11番、星野です。

先ほど第3号議案の議員の報酬の引き上げでも賛成討論をさせていただきましたけれども、特別職の町長、副町長、教育長の給与につきましても引き上げに賛成したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧長柄町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告を受け、所要の改

正を行うものであります。

1点目に、給料月額の設定で、平均改定率は0.2%であります。

2点目に、扶養手当の改正で、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、また、子に要する経費の実情や、少子化対策の推進に配慮し、配偶者の扶養手当を、段階的にほかの扶養親族と同額まで減額するとともに、これに生ずる原資により、子に係る手当額を引き上げるものであります。

3点目に、期末勤勉手当の支給率を0.1カ月分引き上げ、4.3カ月分とするものであります。

以上、3点につきまして、平成28年度分から実施するものであります。

また、国基準の改定に伴い3%となりました地域手当につきましては、平成27年度の1%から段階的に引き上げ、平成29年度につきましては、本年度の2%から国基準の3%に引き上げるものであります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは、議案第7号につきまして補足説明を申し上げます。

まず、新旧対照表でご説明申し上げます。

職員の給与条例に関しましても、第1条、第2条と2段階の改正となっております。まず、第1条関係でございますが、これは本年度、28年度分の改正でございます。第10条、扶養手当でございますけれども、これまで2項2号で規定していました子について、孫と分ける改正でございます。これについては、子に係る扶養手当が金額が変わることに伴うことの改正でございます。

3項につきましては、金額でございますが、配偶者は現行どおり1万3,000円ですけれども、子について6,500円を7,000円に、500円引き上げるものでございます。また、括弧の部分ですが、配偶者がいない場合の加算につきまして、1人について1万1,000円でございます。

10条の2につきましては、扶養親族の届け出につきまして、この10条の改正に伴う認定廃止の関係の条文の整備でございます。

3項についてはほぼ全部改正になっておりますけれども、これについては配偶者の扶養手当が子以外の扶養手当と同じくなることに伴う経過措置の規定でございます。

続きまして、21条でございます。勤勉手当。職員については勤勉手当で引き上げを行いま

す。従前の100分の80を100分の90に引き上げるものでございます。これについては12月にさかのぼりますので、1回で0.1月の引き上げとなるものでございます。2号については再任用職員のものでございまして、こちらは0.05月、常勤職員の半分というふうな引き上げになっております。

続きまして、第2条関係でございますけれども、こちらについては平成29年度以降分でございます。29年度から子供を1万円、配偶者を6,500円、その他の扶養親族と同じ金額にするということ。これは本則でございますけれども、経過措置で、後ほど説明しますが、これについては平成30年度からの適用になりまして、経過措置で29年度については配偶者は1万円、子が8,000円ということで、段階的に配偶者を下げて、子供を1万円に引き上げるというようなことになっております。

10条の2につきましては、配偶者が父母等と同じ6,500円に引き下げられたことに伴いまして、不要となった規定を削るものでございます。

以下は、先ほどの認定廃止の申請に係る条文の整備でございまして、次にめくっていただきまして、21条、勤勉手当。勤勉手当につきましては、先ほど12月支給分1回で0.1月、100分の80を90に上げましたけれども、29年度からは現行の100分の80を100分の85ということで、0.05月で6月、12月、2回支給になりますので、0.05月掛ける2で0.1月それぞれ上げて、トータル0.1月の引き上げとするものでございます。

2号の再任用職員につきましては0.025月、職員と同じようにまた戻しまして、0.025月の引き上げ掛ける2で0.05月トータル引き上げになるものでございます。

最後のページの行政職給料表、級別基準職務表ということで、こちらにつきましては現行6級が課長、局長、課長補佐、副主幹を課長補佐、副主幹、そして7級、困難な業務を行う課長、主幹の職務を課長、局長、主幹の職務というふうに改めるものでございます。

附則のすぐ上なんですけれども、こちら第3条ということで、長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正ということで、こちらも人事院勧告に基づきまして、特定任期付職員の給料月額につきまして、2項目ほど若干の引き上げがございましたので、こちらの改正でございます。

附則ですが、附則1項も、こちら先ほどの特別職と同じで、公布の日から施行しますが、2条及び3条については29年からということで、そのうち2項で規定してありますのは、勤勉手当の引き上げを除きまして、いわゆる給料表については4月1日に遡及、そして第1条の規定中21の2というのが勤勉手当でございまして、勤勉手当は12月支給分にさかのぼって

適用というような規定でございます。

飛びまして、第5項ですが、こちらに経過措置の規定がございまして、第2条、本則では平成30年以降の配偶者6,500円、子が1万円となっておりますけれども、平成29年度につきましては経過措置として、配偶者1万円、子が8,000円というような規定でございます。伴いまして括弧の部分は、配偶者、扶養親族である子がいない場合にあっては、1人について9,000円と、6,500円が9,000円と、1人については加算措置があるというような規定でございます。

先般、説明会でも地域手当のお話をさせていただきましたけれども、地域手当につきましては、現行、先ほど町長の説明もありましたけれども、本則で既に3%ということで、平成27年3月議会定例会におきまして既にご議決いただいております、それにつきましては……これが今回の改正ではありませんで、平成27年3月議会定例会におきまして、既に10条の5で地域手当を3%ということで、附則におきまして29年度までについては段階的に引き上げる旨の規定を改正したところでございますので、あわせてご説明申し上げます。

以上で職員の給与に関する条例の補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋です。

私ちょっとわからないことがあるもので、勉強のために教えてもらいたいんですが、地方公務員法第22条が定まっているんですが、長柄町にいるかどうかわからないところがあるんですが、条件付職員というものがおられると思うんですが、この条件付職員という方が発生した場合には一般職となり、一般職と同じ給料表で対応していくのかどうか、その辺をちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

条件付任用職員につきましては一般職と同じ給与体系でございます。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第8、議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、民間労働法制の改正内容に即した見直しで、所要の改正を行うものであります。

1点目として、介護休暇の取得について、分割が可能になること。

2点目として、介護時間の新設で、連続する3年以下、1日につき、2時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みであります。

3点目として、育児休業等に係る子の範囲の拡大で、特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、または里親である職員に委託され、当該職員が養子縁組によって養親となること

を希望している子などに範囲を拡大するものであります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 議案第8号につきまして補足説明を申し上げます。

こちらにつきましても新旧対照表でご説明申し上げます。

まず、8条の2でございますが、こちらにつきましては、子の範囲の拡大ということで、先ほど提案理由にもありましたが、特別養子縁組の成立に伴う介護を現に行う子、あるいは当該養子縁組によって養子になることを希望している子などを加えたものでございます。

めくっていただきまして、8条の2の第3項でございますけれども、こちらについては育児休業の介護休暇の準用の規定を、先ほどの改正に合わせて条文を整備するものでございます。

次に、その次のページの第15条、介護休暇でございます。これも提案理由にありました、これまでは1回の取得、6月の期間というふうに定められたものを、3回を超えず、通算して6月を超えない範囲、6月は変わらないんですけれども、それを3つに分けてとれるということでございます。

続きまして、その下の15条の2、介護時間。こちらは新設でございます。要介護者を介護するために、連続する3年の期間の間、1日について2時間を超えない範囲で休暇が認められるというような新しい制度でございます。

介護休暇もそうですけれども、この介護時間につきましても無給、給料は支給されない休暇の規定がされております。

16条は条文の整備でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 時間についてお聞きしたいんですけれども、介護時間の時間というところで、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間ということなんですけ

れども、これは職場を出てから2時間なのか、通勤時間だとかあると思うんで、その辺を詳しく教えてもらいたいですけれども。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 介護時間につきましては、勤務時間のうち2時間ということでございます。今現在は8時半から5時15分の間、1時間の休憩を挟んで7時間45分のうち2時間というようなことになります。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それはじゃ、職場に来てということですよ。通勤時間も入れてどうだということではないということですよ。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） そうではありません。あくまでも勤務時間のうち2時間ということですよ。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 例えば通勤に1時間かかると、それは関係ないということですよ。ここに来てということですよ、はい。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 説明が足りなかったのですみません。通勤時間は含まれません。あくまでも勤務時間でございます。何時間かかろうが、通勤時間は通勤時間ですので、別でございます。

○議長（月岡清孝君） よろしいでしょうか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋です。

今の話が出なければ手を挙げるつもりなかったんですけれども、町長さんにひとつ要望だけお願いしておきます。

この勤務時間なんですけれども、実は介護におきますと、第7次、第8次とこれから事業を進めていく中で介護離職と、要するに介護退職というものが、必ずどこの企業も、この地方自治も増えてまいります。そんな介護をしなくてはいけないための職員の皆さん方の時間の拡大をもう一度検討して、すぐにではなくて、検討していただきたいなというようにひとつ要望だけお願いしておきます。

じゃ、どうぞ、よろしくをお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 今、これは我が町だけでなく、本当にこの日本の国全体が、ある面では疲弊して、本当に声が、悲鳴が上がっているというような状態で、内閣のほうも働き方改革ということで、その中で安倍首相が一番先に言っていたのが、介護離職をまず防ごうというようなこと、それから先ほど本吉議員からありました勤務時間等をどうやってその中で介護をしている方たちにサポートできるかということを含めて、これ本当に待ったなしの、ある面では、我が町でもこれから考えなくてはならない。役場職員だけでなく、町民、町全体としての大きな課題になっていくかと認識しております。そういうことで、できるだけ我々も研究していきたいという思いでおります。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ほかはございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第9、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例同様、育児休業等に係る子の範囲の拡大に伴うもので、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 議案第9号につきまして補足説明を申し上げます。

こちらにつきましても新旧対照表でご説明申し上げます。

まず、第2条、育児休業をすることができない職員につきましては、任期付職員のうち短時間勤務職員を新たに加えたものでございます。

めくっていただきまして、4号は非常勤職員の項目でございますけれども、非常勤職員は勤務形態が多様でございますので、それらに対応した規定をしているものでございます。

次に、2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定めるものということで、ここに先ほどの子の範囲の拡大に伴います里親の関係を加えたものでございます。

2条の3、育児休業法第2条第1項の条例で定める日につきましては、これについても、非常勤職員の関係の規定でございます。これらについても次のページ、そのまた次のページまであります。勤務形態によって細かく規定されているものでございます。

続きまして、第2条の4、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める期間ということございまして、これまでは規則に委任しておりましたが、法律に明記されたことから、57日間と。これについては、通称育児パパとかというような分の育児休業でございます。

続きまして、第3条、再度の育児休業でございますが、こちらにつきましても里親、子の範囲の拡大に伴う規定の整備でございます。

続きましては、第3条の一番最後、第8号ですけれども、こちらについては非常勤職員の規定でございます。

次に、第10条、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合の育児短時間勤務の特別の事情の中に、里親の関係を新たに加えたものでございます。

飛びまして、第20条、部分休業の承認。こちらについては従前から規定がありましたが、この中に非常勤職員の規定を加えたものでございます。

第2項、3項については、介護時間の新設に伴う条文の整備でございます。3項は、そのうち非常勤職員の規定を定めたものでございます。

いずれも労働基準法等に基づく改正、また地方公務員の育児休業法に伴う改正でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第10、議案第10号 長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第10号 長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について、

提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、地方税法及び地方交付税等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことによる町税条例の一部改正であります。

主な改正は、地方消費税率の引き上げの実施時期が平成31年10月1日に延期となることに対応した所要の規定の整備を行うものであり、法人住民税の所得割の税率の引き下げの実施時期の変更並びに軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更であります。

また、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、軽自動車税のグリーン化特例の税率の特例の延長等に対応した所要の規定の整備を行うものであります。

なお、詳細につきましては、税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 補足説明を申し上げます。

議案第10号 長柄町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

初めに、一部改正条例第1条関係になります。これも2条仕立てになりまして、第1条につきましては本則、第2条関係につきましては、平成28年に長柄町条例第13号で行いました一部改正の一部改正ということになります。

それでは、新旧対照表の1ページ目をご覧ください。

初めに、寄付金税額控除第34条の7第1項第3号です。これは、特定非営利活動促進法の一部改正によりまして、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称が変わりましたので、これを改めるものでございます。

附則7条の3の2の改正は、個人住民税における住宅ローン控除制度に関するものですが、適用期限を平成33年12月31日まで延長させるものでございます。

次に、一部改正条例第2条関連になります。これは平成28年3月31日条例第13号の一部改正条文です。消費税の値上げを平成29年4月1日、これを8%から10%に引き上げることを前提といたしました条例でございました。平成28年条例13号で税条例の一部を改正しましたが、政府は、その後消費税の引き上げ時期を2年半延長いたしまして、平成31年10月1日といたしました。今回の税条例の改正は、消費税引き上げ時期と同時に行うとされた法人住民

税の税率の引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の創設の条文を削りまして、新たに平成31年10月1日の消費税の引き上げに合わせた条文の整備を行うものでございます。

引き続き新旧対照表でご説明させていただきます。

新旧対照表は非常にボリュームございますけれども、これは消費税の引き上げ時期の延長に合わせた改正でありますので、平成28年条例13号で一部改正されたものを一旦削りまして、改めて平成31年10月1日の消費税の引き上げに合わせたものにするものでございます。

3ページから14ページになりますけれども、これは現行条文と改正後の条文がございますけれども、改正は……

〔「ページ振っていない」と呼ぶ者あり〕

○税務住民課長（石井正信君） 振っていない……ページちょっと見づらいんですけども、おわかりになりますでしょうか、すみません。申しわけありません。

今申し上げました3ページから14ページ目は、消費税8%のときのものでございますので、これを一旦削除、削除条文でございますので削除をするということでございますので、改正後の欄は空欄となっております。重ねますけれども、消費税が本年4月1日から8%から10%へ引き上げることが前提となったものでございます。軽自動車税の環境性能割に関するもの、法人住民税の引き下げに関するものになります。

15ページ、16ページになります。この改正規定は、平成29年3月31日までに新規に購入された新車の軽自動車税の種別割の適用期間を1年延期させるものでございます。

次に、17ページから24ページまでの表は、先ほど削りましたんですが、消費税の延長に伴いまして削除するとした条項を、平成31年10月1日の消費税10%の引き上げに合わせて新たに新設にする形式にしたものでございます。

次に、附則第16条第2項から第4項までを削る。この規定は、軽自動車税のグリーン化特例に関するものですが、現行の規定を1年延長させまして、平成29年3月31日までを適用期限といたしまして、平成29年4月1日以降は2項から4項、この条文はなくなることとなります。しかしながら、政府の平成29年度税制改正の大綱では、重点化を行った上で2年間延長と決まりました。後日改めてこの条文が整備されることになると思います。

次に、25ページの附則になります。第1条第1項第2号は、軽自動車税に係る条文の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

次に、4号です。軽自動車税の環境性能割の条文は、消費税の引き上げに合わせて平成31年10月1日とするものでございます。

次に、第2条の2になります。法人税の引き下げも平成31年10月1日以降に開始する事業年度分に該当するものから適用するものでございます。

第3条の2です。これはグリーン化特例による軽減税率は、1年延長させ平成29年3月31日までに購入したものに適用いたしまして、平成29年度分の軽自動車税に適用させるものでございます。

次に、第4条第1項ですが、軽自動車税の環境性能割の税は、平成31年10月1日以降に取得した軽自動車に適用させる条文です。また、2項では、軽自動車税の種別割に関する適用を平成32年度以降の軽自動車税に適用させるものです。

27ページ、附則でございます。本改正規定第1条の仮認定を特例認定とする特定非営利活動法人の名称の変更は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行させるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

この税条例についてはよくわかりませんが、文言で、環境性能割の税率ということはどういうことなんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 環境性能割は、条例の制定条文の、議案第10号、5ページをご覧になっていただけますでしょうか。軽自動車税の環境性能割の税率の特例ということで、第15条の6でございます。これにつきましては、新車を購入した場合、自動車取得税というのが今かかっていると思うんですけども、これが住民税のほうに、自動車取得税は県税だと思えますけれども、住民税のほうに来るとということで、その税率がそれぞれ1%、2%、3%というようなことになっておりますけれども、この表のあるとおりなんですけれども、そういうふうな形になると。ただ、収納関係は今までどおり県がやってくれると。県に事務の手数料といたしまして若干の手数料を支払うということで町の税率になると。新たに新設される消費税の10%に上がるということで、新たに新設される税です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

私は、今まで軽自動車税というのは町税だというふうに思っていたんですけども、県のほうから徴収されるんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井課長。

○税務住民課長（石井正信君） 今までの町税というような形でやっていたのは種別割というような税になります。それは燃費のいいものについて減税されるとか何かあるんですけども、それとはまた別個に、今まで自動車取得税というものでかかっていたものが町のほうに移管されるということで、それは消費税に合わせてということでございます。だから、個人にとっては、税の行き先が変わるだけで、何ら影響ないんですけども、町にとっても、当分の間というような表記の仕方なんですけど、当分の間は今までどおり県がその事務手続きをしてくれると、に変わるものというようなことをご理解いただいてもよろしいのかなというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 軽自動車の営業用と、自家用の定義ですね、そして農家が使用している軽トラック、これは営業用になるのか、自家用になるのかを教えてくださいと思います。

○議長（月岡清孝君） 石井課長。

○税務住民課長（石井正信君） 農家の軽トラックなどは自家用でやっております。当然、会社の名義とか何かになっていけば、営業用というような形になるかと思うんですけども、個人的な、会社組織にしていなくて使っているような方についてはちょっと今即答できませんので、後ほどということでもよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 何かちょっとおかしいんじゃないかと私思うんですよね。法人の登録だから営業用で、個人の農家だって個人事業者なんですよね。その辺のところを、農家だから自家用で、法人登記だから営業用で減額されるというのは、ちょっと私は理解できないんですけども、当然農家もどうしても必需品だと思うんですけども、これも一つの、農業という営業なんですよね。それを今までもし自家用という形で徴収していれば、これは当然私は見直すべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 石井課長。

○税務住民課長（石井正信君） 大変勉強不足で申しわけありません。今ここで断言、こうですよということ言いづらいところがありますので、午後一番ということよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） ここで暫時休憩に入らせていただきます。この続き、午後から始めさせていただきます。再開は午後1時といたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、答弁をお願いいたします。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 午前中の質問でございます。営業用自動車というものは、旅客や貨物を運送し、専らその運送自体を商業的行為とする事業、すなわち貨物や人を乗せて、その対価として料金を受け取り、報酬や利益を得るといような事業に使われるものというようにございます。これは陸運局へ申請されます。そのときに、長柄町につきましては車検証を確認して、車検証に営業用・自家用ということ明記されておりますので、それを見て判断して課税しているというのが実情でございます。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第11、議案第11号 長柄町老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第11号 長柄町老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

昭和54年開設の老人いこいの家梅乃木荘については、現在、緊急防災・減災事業債耐震化事業として耐震工事を施工中であり、今月末の竣工を目指し、工事も順調に進んでいるところであります。

今回提案の長柄町老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部改正であります、4月からの施設運用に当たり、条文の整備を図るものであります。

主な改正点ですが、現行の名称は「老人いこいの家」であります、国における「老人」としての具体的な年齢の定義がなく、各種施策の老人としての対象年齢もさまざまな状態があります。本施設においては、子供から高齢者まで幅広い年齢層の方々が利用していただいております。「老人」にこだわらず、町民の福祉施設として運用したく、「老人いこいの家」から「町民いこいの家」として名称変更を提案するものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほうお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 議案第11号 長柄町老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案第11号及び附属資料（新旧対照表）をそれぞれご覧いただき、ご説明させていただきます。

まず初め、改正の趣旨といたしましては、町長の提案理由のとおり、現在本施設は4月から運用開始に向けた耐震工事を施工中であります。このことから、今回提案申し上げます施設の設置及び管理に関する条例につきましても、運用を再開するに当たり、目的に沿った条文に整えたく、提案するものでございます。

本施設におきましては、現在に至るまで、地域の子供から高齢者まで幅広い年齢層の方々に利用していただいておりますことから、題名の「長柄町老人いこいの家の設置及び管理に関する条例」を「長柄町民いこいの家の設置及び管理に関する条例」に改めるものでございます。

次に、第1条の見出し中「及び設置」を削り、見出し（目的）とし、第1条本文中「この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、長柄町民いこいの家（以下「いこいの家」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。」に改めるものでございます。

次に、条文改正を行わない第5条から第10条までを、それぞれ1条ずつ繰り下げ、第4条中の改正につきましては、現在に至るまで本施設は、地域住民が福祉活動の拠点施設として活用しておりますことから、本文中「60才以上の」を削り、同条を第5条とするものでございます。

次に、第3条を1条繰り下げ、第2条中「長柄町老人いこいの家」を「長柄町民いこいの家」に改め、同条を第3条とするものでございます。

次に、第1条の次に新たに、見出し（設置）第2条を加え「本町の高齢者の健康増進及び生きがいがづくり並びに町民の福祉活動の拠点施設として、いこいの家を設置する。」としたもので、主に名称を変更とした改正とするものでございます。

なお、この本条例につきましては、平成29年4月1日から施行するものでありますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根です。

今の説明で、その説明趣旨はよくわかります。ただ、事務処理上、果たして改正でいいの

かどうかという疑問があります。というのは、まず題名が変わる。そして目的、設置、そして施設名称まで、いわゆる根幹が変わってしまうわけですから、私は長柄町老人いこいの家の設置及び管理に関する条例ですよね、これそのものをまず廃止すべきだと。そして改めて、長柄町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例を制定すべきだろうと、そのように考えるんですけども、いかがお考えかお尋ねします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ご質問につきましては、法規を担当しています私のほうから答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、あるいは新規に制定し、老人いこいの家の条例についてはあわせて廃止する方法がよかったのかもしれないというふうに、私も思います。ただし、町といたしましては、今回老人いこいの家が大規模改修でリニューアルされるということなんですけれども、利用の目的、形態の大筋につきましては現行を倣うということでございましたので、昭和54年、古い条例になりますので、これらの文言の整理をした上での改正という方法を選びました。山根議員さんがおっしゃる方法、手続も当然あり得るし、そちらが、あるいはベターだったのかもしれませんが、町としては今回は従前の老人いこいの家のリニューアルという観点から改正の手法を選んだところでございますので、ご理解賜ればと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかに。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢です。

私も、今山根議員の質問したことと同じです。基本的に、条例を一部改正するんじゃなくて、やっぱり新しい施設になるんですから、そのような新規条例の制定が望ましいんじゃないかというふうに私も思いました。

それと、もう一点聞きたいのは、この施設を耐震化整備をするときに、交付税措置のある起債がついたということでございますけれども、それらの起債とこの施設の何か因果関係があるのかどうか。今後の施設を存続していくのに、因果関係が何かあるのかというのを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 今回の財源としての町債につきましては、緊急防災・減災事業債ということでございまして、この施設が災害時の避難所に指定されていることから、起債の対象になったところがございます。避難所の指定に関しましては、本来の目的とは何ら関係ございませんので、災害時の避難所に指定されているから措置された起債ということで、今後の、本来の目的、設置に関しまして何ら影響を受けるものではないというふうに思います。以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） じゃ、起債の充当関係とは全く関係ないという理解でよろしいですね。そうしますと、せっかく「老人」というものの文言を外したわけですがけれども、この第2条の設置の中で「高齢者」という文言がまたあらわれてきているんですよ。わざわざ、ここで「高齢者」をつける必要は私はないと思うんですがけれども、その辺どうですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 第2条、設置が新規に加わったわけですがけれども、この中に「高齢者」ということで明記されておりますけれども、実際こちらにつきましては、水上地区住民の健康維持とか、あと福祉の増進を目的としております関係で、子供から高齢者まで利用する形になっております。その中で、とりあえず「高齢者」という言葉、文言も入れさせてもらってございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今の説明であれば、逆に要らないんじゃないですか。「高齢者」をとったほうがすっきりすると思いますけれども、ぜひ、これとっていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 本改正条例の設置目的につきましては、長柄町福祉センターの設置目的に倣ったものでございます。高齢者を中心に子供から大人までというような意味でございまして、ご理解賜ればというふうに存じます。

〔「議長、暫時休憩して」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） じゃ、これで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時30分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 先ほどは大変失礼いたしました。

議案第11号の長柄町老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、こちらのほうで新たに、第2条の設置につきまして、文言のほうの訂正をさせていただきました。こちらのほうでご了承承願したいと思います。読み上げさせていただきます。

（設置）

第2条 町民の健康増進及び生きがいがづくり並びに福祉活動の拠点施設として、このいこいの家を設置する、に直させていただきますと思います。

〔「このってないじゃん」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（小林敬二君） 失礼しました。

拠点施設としていこいの家を設置する、でございます。

こちらにつきまして、あと新旧対照表のほうでございますけれども、こちらにつきましては、また参考資料ということですので、皆さん、ちょっとお手元のほうを直していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） それでは、説明が終わりました。

質問ある方、ありますでしょうか。

5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 設置条項で、文言を変えられたということなんですが、町民の健康増進及び生きがいがづくり並びに福祉活動の拠点ということで、先ほど、説明では子供からお年寄りまでというか、高齢者までという話があったんですが、この文言だとちょっと何か、申しわけないんですけれども、高齢者的な感じがまだそのままあるような感じがするので、ちょっと考えていただけたらありがたいなというのと、できれば、ここまで来たので、老人ということで、いこいの家ということで、ネーミングもできればちょっと変えられるものなら、一回、先ほど山根議員がお話ししていただきましたけれども、一回取り消しというか、していただいて、このネーミングもちょっと変えたらいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょ

うか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） とりあえず、現在、子供からというか、水上地区の、あれは何保存会でしたっけ……

〔「お囃子」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（小林敬二君） お囃子の保存会とか、あと親睦団体として踊りとかの団体とかもあると聞いておりますけれども、その辺、子供さんが結構月一回とか利用しているという形になっていますので、その辺は子供からという形でご了承願いたいと思うんですけども……。

〔「もう一つ、名称」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（小林敬二君） 名称につきましても、町民という形で、全体、長柄町民の利用という形でうちのほう見ていますので、その辺でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋です。

これで結構です。時期来たら、研修課題として、この地域に合った、子供たちから逆に高齢者までアンケート調査とってみてください。そして一番いいものをこの地域の名前として、時間を差上げますので、やっていただければ、いいものができると思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉議員、よろしいですか。

5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 様子というか、状況はよくわかります。よくわかるんですけども、どうせ直すなら直すほうがいいんじゃないかと私は思うんですけども、これじゃちょっと、水上地区の方が主に使われているということだと思ふんですけども、せっかく立派な建物が、今回も耐震を直して、されているわけですから、もうちょっと全町民も利用できるような、そういう周知もしていただきながら、できればなというふうに思ったもので、どうなんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長、答弁願います。

○総務課長（蒔田 功君） 本吉議員のご指摘については、また時間をいただいた中で考えていきたいと思いますが、現在の施設につきましては通称梅乃木荘ということで、名前を使うときには、条例は別として、通称梅乃木荘で名称は使う予定でございますので、皆さんがな

じんだ梅乃木荘という中で、この条例のいこいの家につきましては、時間の中でまた検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 長柄町老人いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第12、議案第12号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第12号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険法施行令の改正に伴い、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができるよう、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 議案第12号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案第12号及び附属資料の12（新旧対照表）をそれぞれご覧いただき、説明させていただきます。

改正の趣旨につきましては、平成28年9月7日付厚生労働省老健局長通知によりまして、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、先ほど町長の提案理由のとおり用いることができることとなったことから、本条例の所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、介護保険制度の第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方の保険料の段階の判定に伴い、所得をはかる指標として、現行、合計所得金額を用いているところでございます。

この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生ずる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年度の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合があること、さらには土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責に帰さない理由による場合があることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、保険料段階の判定に、現行の合計所得金額等から、租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除を控除して得た額を用いることとなったことから、本条例の一部を改正し、条例の整備を図りたく、ご提案申し上げるものでございます。

ご理解いただきますようお願い申し上げます、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。休憩時間2分間だけください。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時46分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第13、議案第13号 長柄町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第13号 長柄町表彰条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、功労表彰の要件のうち、町立学校長及び町職員を対象から除きますとともに、助役、収入役の規定を整理するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

第3条の第2項、1号から4号までの職にある者ということで、この通算年数、年数通算ですか、については、別に町長が定めるとありますけれども、どのような形で定めてあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

条例第3条2項の通算年数でございますが、これにつきましては、別に定めるということでございますが、定めとしては持ち合わせてはおりません。それぞれその1号から、この改正後だと4号までの職の年数を併記した上で、表彰委員会に諮っているというのが現状でございますので、そのように答弁させていただきたいと思います。1号から4号までが重複して歴としてあった場合、それを表彰委員会に諮るといようなことで現在対応しております。何が何年という規定は別には定めてはおりませんが、例えば町長の職が8年、議会議員が12年ということであれば、それらを勘案した中でトータル、相当する年数になった場合に、表彰委員会に推薦するといようなことで今対応しております。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 理解できましたけれども、じゃ、町長が表彰委員会にそれを提案するわけですね。それによって表彰委員会でそれを決定するということによろしいのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ただいま大岩議員がおっしゃったとおり、そのとおりでございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、単純に削除した理由、それを明確に教えてもらいたいと思います。

新しい対象者を増やす分には私はいいいことだと思うんですけれども、今まで表彰、私も正直なところ、去年受けたのをご存じかと思うんですけれども、私なり過去に受けた人の実績、それを否定されるような気持ちになっちゃうんですけれどもね。また、表彰委員会ですか、

それで対象者を厳選すればいいし、また自分がそれに対象者として選ばれても、それだけの実績がないよとお断りする、辞退すればいいことでもありますし、表彰条例の内容を削除しなくても、このままでも私はいんじゃないかと思うんですけれども、削除した理由を明確に教えてもらいたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 本件につきましては、ご指摘のとおり、町立学校長6年以上、また町職員で25年以上、10年以上の経験を有する方がこの表彰に値しないということでは決してございません。表彰に、対象者としては当然あるべきかと存じますが、この条例が昭和39年制定ということでございます。時代の経過の中で時代背景を考慮して除いたということでご理解賜ればというように存じます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 条例からこの項目を外すということは、この先、町立学校長、町の職員の表彰はなくなるということですよ。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 町立学校長6年以上、また町の職員25年以上、管理職として10年以上というだけでは表彰の対象にはなり得ないということで、その他新しい第5号等で表彰を受けることはあり得ることかと存じます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 役場の職員、高卒で入る、大卒で入る、42年、38年、公務員として本当に一生懸命やったんだという自覚を持っている人いると思うんですよ。そういう自覚がなければ、当然役場職員、いい仕事できないと思いますし、ただ時間に来たから、給料もらったからやる、それだけ云々だったら、ろくな職員じゃないと私は考えておりますけれども、そういう職員の気持ちも少し酌んで、残してもいいんじゃないかと思っておりますけれども、これ否決なるはずないと、多数決で私が反対しても可決になっちゃうと思うんですけれども、反対に私、可決になったときのことを考えましていろいろ調べたんですけれども、隣の茂原市なんかにつきましては、条例までいかないんですけれども、職員表彰の規定ということで、ちょっと条例よりも、条例、要綱、規定ですか、ちょっと格が下がるんですけれども、職員の表彰の規定ということでうたってあるんですけれども、庁内の職員云々についての表彰、そういうものをかわりに設けるとか、そういうことは考えられないでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 現在のところ考えておりませんが、私ども地方公務員、役場職員はそれぞれ上部団体からの表彰はそれぞれ20年、25年といただいておりますので、念のため申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 高卒なり大卒で38年、42年、一生懸命やった職員のために、条例ではカットされて表彰されないと。そのかわりに、表彰規定というのを設けたらどうかと、単純にそれだけの回答で結構でございますけれども、そういうことは考えないのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 大変ありがたいご意見でございますが、私ども町政発展のために誠心誠意努力して町に貢献することは、これが本務でございますので、当然といえば当然という観点から、今回除くというようなことでもございます。ご提案の趣旨は大変私どもとしてはありがたいお言葉ではございますが、今のところは考えておりません。また、時代の変遷の中でそういう考える時期も来るのかどうかわかりませんが、今のところは考えておりませんので、その点ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 考えていないということでございますけれども、それこそ私が検討するということおかしきかもしれませんけれども、検討していただいて、今後に結んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢でございます。

○3番（池沢俊雄君） 先ほど、大岩議員からの質問の中で、3条の2項、年数通算については別に町長が定めるという表現になってはいますが、これはないというような、先ほどの答弁ですけれども、私の記憶ではあるような記憶があるんですけれども、その辺、あるのか、私の記憶ですから、私の記憶も違っている可能性もあるんですけれども、ただ、あるのになんかというように答弁されちゃいますと、それはもう全く間違えになっちゃいますんで、私の記憶ではあるような気がするんですね。調べていただけませんか。そこをはっきりしたほうがいいと思いますんで。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ただいまのご質問ですけれども、表彰条例、表彰規則の中には、通算の方法、手順等については記載されておられません。あるいは別途内規等のようなものがあるかどうかについては、ただいま私承知していませんけれども、別途調べさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今の答弁で基本的なことはわかりますけれども、私の言ったことは、大岩議員に対しての答弁が、「ない」という答弁を先ほど総務課長していますから、ただ、内規とか何かであれば、それはもう全く、「ない」という答弁が間違いになりますんで、私はそこを指摘しているんですよ。だから、その辺をあるのかないのかというのをはっきり総務課長は「ない」という答弁をしましたから、そこが全く本当はないのか、決め事であるのか。私は表彰条例の中で古い名簿がずっとあると思うんですけれども、その中に何かとじ込んであったような記憶が、私としてはあるんですよ。だから、例えば3年任期の委員の方もいるし、4年任期の方もいますから、そういうものは通算しますよとか、そういうような形がたしか内規の中でうたってあったような気がいたしますので、その辺もう一度、後でいいですから、もし答弁が間違っていたんなら後でよろしいですから訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（月岡清孝君） なければ、質疑を終了といたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第13号 長柄町表彰条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号～議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第14、議案第14号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第5号）、議案第15号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第16号 平成28年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第17号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第18号 平成28年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）、議案第19号 平成28年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算ですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第14号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第5号）、議案第15号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第16号 平成28年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第17号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第18号 平成28年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）、議案第19号 平成28年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。5,881万7,000円を減額し、補正後の予算総額を40億4,225万2,000円とするものであります。今回の補正予算は、年度末における実績に伴う諸経費の調整を会計全般にわたり行うものであります。

総務費では、人事院勧告による給与改定、扶養手当、地域手当の増がある一方で、職員の育児休業等による人件費の減、また地域防災計画の見直し、ふるさと納税寄附金の増加による委託業務の増。

民生費では、障害者福祉費及び児童手当実績に伴う扶助費の減、平成27年度臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金精算による返還金の増。

衛生費では、感染症流行による子ども医療費扶助及び検診業務の増、広域市町村圏組合衛

生費負担金及び農業集落排水事業並びに浄化槽事業特別会計への繰出金の減。

農林水産業費では、経営体育成事業採択による減。皿木地区電気柵の設置要望による鳥獣被害防止対策協議会補助金の増。

商工費では、街路灯LED化事業の不採択による商工会補助金の減。

土木費では、地籍調査業務の精算に伴う減、橋梁点検業務・橋梁長寿化修繕計画策定業務に充当したことによる工事費の減、町道1064号線舗装工事は入札差金による減、舗装修繕事業及び町道3033号線道路改良事業並びにS I C周辺整備、町道1457号線道路改良事業については、交付額が低下したことによる工事費の減。

教育費では、学校施設環境改善事業による工事費等の入札差金による減、公民館建設に伴う測量業務の増、公民館空調設備故障によるエアコン取付工事の増。

公債費では、利子償還金の減。

諸支出金では、臨時財政対策債1億5,682万1,000円を借り入れないこととし、また財政調整基金に1億円、公共施設等整備基金に4,618万9,000円、各基金に利子を積み立ていたします。

また、歳入につきましても、それぞれ年度末の事業費の確定に伴う補正であります。町民税、ゴルフ場利用税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、寄附金の増と、国・県支出金、町債の減が主なものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、共同事業拠出金の減によるもので、補正額は2,296万4,000円の減額で、補正後の予算総額は12億1,659万8,000円となるものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算ですが、年度末に当たり、各経費の精算を行うものであり、補正額は79万4,000円の減額で、補正後の予算額は5,640万6,000円となるものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、保険給付費を減額するもので、補正額は2,629万円の減額で、補正後の予算総額は6億9,755万6,000円となるものであります。

次に、浄化槽事業特別会計ですが、浄化槽設置基数の減によるもので、補正額は963万9,000円の減額で、補正後の予算総額は5,686万1,000円となるものであります。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、広域連合納付金の増額によるもので、補正額は1万円の増額で、補正後の予算額は7,401万円となるものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第14号 一般会計補正予算（第5号）について補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げます。

本補正予算の全般的なものとしたしましては、年度末に当たる実績によるものが主なものでございます。したがって、補正額が少額であり、かつ実績によるものは説明を省略させていただきます。

また、人件費につきましては、人事院勧告による給与改定、扶養手当、地域手当の増の一方で、職員の育児休暇等による人件費の減が主なもので、一般会計、特別会計合わせて943万4,000円の減となります。以降、人件費にかかわるものを説明を省かせていただきます。

それでは、補正予算書の34、35ページをお開きください。

まず、2款1項1目一般管理費の7節賃金390万円は、臨時保育教諭等の増でございます。36、37ページをお願いいたします。

2款1項3目防災対策費、11節需用費、印刷製本費74万6,000円の増は、長柄町地域防災計画の本町の機構改革による課の再編等に係る修正計画書の印刷代でございます。

次に、15節工事請負費138万円の減は、防災行政無線屋外子局新設工事の入札差金による減です。

次に、4目財政管理費の13節委託料300万円の増は、ふるさと納税寄附金の増に伴う委託業務の増でございます。

38、39ページをお願いいたします。

6目財産管理費、15節工事請負費124万7,000円の増のうち、庁舎トイレウォシュレット交換工事127万1,000円の増は、庁舎内の洋式便所17基のウォシュレット更新工事、開庁後15年が経過する中で経年劣化から不具合が多発しているもので、その改修を行うものでございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

9目諸費、11節需用費127万6,000円の減は、電気単価の減及び防犯灯のLED化に伴う節電効果による減でございます。

10目無線共聴施設保守管理事業費、15節工事請負費53万1,000円の増は、電柱移設工事に伴う地デジ共聴施設の移設工事費で、町内2カ所の道路改良工事に伴うものでございます。

11目社会保障・税番号制度事業費、12節役務費119万円の減は、中間サーバーの回線運用経費に係る国の仕様提示が遅れておりまして、執行が見込めない分の減でございます。

42、43ページをお願いいたします。

2款4項3目千葉県知事選挙費、18節備品購入費8万4,000円の増は、第4投票所用の備品として、新たに業務用石油ストーブ1台を購入するものでございます。

続きまして、44、45ページをお願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費合計495万円の減の主なものとしては、20節扶助費の減によるもので、これは本年度の実績から各種給付金の年度末見込みを算定したのになります。

次に、46、47ページ。

5目国民健康保険費、28節繰出金734万5,000円の減は、国民健康保険特別会計で別途ご説明をいたします。

次に、6目福祉センター費合計831万8,000円の減の主なものは、老人いこいの家梅乃木荘耐震化事業で、13節委託料230万1,000円の減は、設計監理業務の入札差金による減、15節工事請負費574万円の減も同じく入札差金のための減でございます。

次に、7目介護保険費、13節委託料350万4,000円の減のうち、介護予防事業健康とくらしの調査業務286万円の減は、地方創生加速化交付金による生涯活躍のまち構想策定業務内で当該調査が包含できたことから、全額分の減となりました。

その他、この7目と8目後期高齢者医療費の28節繰出金は、それぞれの特別会計でご説明を申し上げます。

48、49ページをお願いいたします。

一番上、8目後期高齢者医療費、13節委託料4万7,000円の増は、健康診査受診者の増による業務費の増でございます。

10目臨時福祉給付金事業費、23節償還金利子割引料、返還金74万4,000円の増は、臨時福祉給付金事業費返還金、平成27年度の精算による増でございます。

3款2項2目児童措置費152万3,000円の減は、児童手当支給人数の実績見込みによるものでございます。

3款2項4目こども園費、13節委託料260万4,000円の増は、千葉市の保育所に入所している2名分の管外保育業務費の増でございます。

5目子育て世帯臨時特例給付金事業費、23節償還金利子及び割引料、返還金64万5,000円の増は、子育て世帯臨時特例給付金、平成27年度の精算による返還金の増でございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

4款1項1目子ども医療費助成事業150万円の増は、感染症流行の影響を考慮し、扶助費の増を見込むものでございます。

4款1項2目予防費、がん検診事業、13節委託料507万円の増は、がん検診業務不足額の増でございます。これは年度当初予算の見積もり時に一部計上漏れがあったためのものでございます。

次に、予防接種事業、13節委託料90万円の増は、がん検診業務に流用した分の不足分を増額補正するものでございます。

続きまして、52、53ページをお願いいたします。

4款1項4目環境衛生費、19節負担金のうち、広域市町村圏組合衛生費481万8,000円の減は、主なものといたしまして、新し尿処理場建設事業の入札差金による負担金の減です。

同じく19節住宅用太陽光発電システム設置補助金86万7,000円の減は、当初15件の予定でしたが、実績として8件であったための減となるものでございます。

28節繰出金の443万7,000円の減は、農集会計では53万1,000円の減、浄化槽会計では390万6,000円の減になります。詳細は各特別会計でご説明申し上げます。

5款1項3目農業振興費、次の54、55ページをお願いいたします。

19節補助金、経営体育成支援事業補助金の300万円の減は、県の補助金が採択されなかったことによる減です。

5款1項4目農業基盤整備費、19節負担金補助及び交付金、補助金177万9,000円の増は、町鳥獣被害防止対策協議会補助金で、イノシシ捕獲報償金の増及び皿木地区要望による電気柵の増によるものでございます。

5目都市農村交流事業費、11節需用費26万円の増は、交流ターミナル施設に係る燃料費及び光熱水費の増です。

6款1項2目商工業振興費、19節補助金90万円の減は、街路灯LED化事業の施工の見込みがないため、商工会への補助金を減額するものでございます。

56、57ページをお願いいたします。

7款1項2目地籍調査費4,342万4,000円の減の大なるところでございますが、委託料の減ですが、これは要望額に対して今年度の交付額が約75%だったということによる事業費の減でございます。

次に、7款2項1目道路維持費、11節需用費です。

次の58、59ページをお願いいたします。

上から2段目、修繕料25万円の増は、道路照明1灯のLED化の増です。

次に、橋梁長寿命化修繕事業1,604万7,000円の減、その下、舗装修繕事業830万円の減、そのまま7款2項2目道路新設改良費、町道3033号線道路改良事業4,992万1,000円の減、申しわけありません、次のページの60、61ページの上段、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業765万8,000円の減、以上4事業は全て国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業でありまして、地籍調査と同様に今年度要望額に対して交付額が非常に低かったことによる減額でございます。

申しわけございませんが、前のページ、58、59ページに戻っていただきまして、7款2項2目道路新設改良費、このページの一番下、19節負担金補助及び交付金、負担金の118万8,000円の増は、(仮称)茂原長柄スマートインターチェンジアクセス道路整備の負担金の増で、ネクスコ事務手数料の一部が次年度に見送られるということになったものでございます。

次に、もう一度、60、61ページをお願いいたします。

7款4項1目住宅管理費、19節負担金補助及び交付金、補助金15万4,000円の増は、空き家分の共益費の補助の増でございます。

62、63ページをお願いいたします。一部次のページの上段も兼ねてご覧になりながらお願いいたします。

9款2項1目小学校費、学校管理費、委託料674万5,000円の減は、主に小学校普通教室空調設備整備事業、工事監理業務の350万2,000円の減、長柄小耐震補強工事、工事監理業務280万5,000円の減です。これは入札差金によるものです。

次に、同じ1目15節工事請負費404万5,000円の減は、空調設備工事で99万7,000円の減、長柄小学校北側校舎耐震補強工事297万6,000円の減などで、同じく入札差金によるものでございます。

64、65ページをお願いいたします。

9款3項1目中学校費、学校管理費、委託料311万円の減は、小学校費と同様に主に普通教室空調設備整備事業、工事監理業務の195万5,000円の減で、同じく入札差金による減、その他スクールバス運行事業費の80万円の減は実績によるものです。

次に、同じ1目15節工事請負費165万8,000円の減は、普通教室空調設備工事で入札差金によるものでございます。

2目教育振興費、一番下段から次のページになりますが、委託料243万5,000円の減は、海
外交流研修業務において契約差金及び参加者1名の減のためのものがございます。

続きまして、66、67ページをお願いいたします。

9款4項2目公民館費、15節工事請負費335万円の増は、1月12日に公民館全館の空調が
停止し、その復旧設備工事を行うものでございます。

68、69ページをお願いいたします。

9款4項3目公民館建設費、13節委託料500万円の増は、新たな建設予定地の測量業務費
でございます。

70、71ページをお願いいたします。

11款1項1目元金、23節償還金利子及び割引料、元金74万5,000円の増は、利率見直し方
式で借り入れた起債の利率見直しによるものでございます。見直しによる利息は減少しまし
たが、元利均等払いでありますので、元金が増えたものでございます。後年度返済額を含め
たトータルの返済額は減少となります。

2目の利子799万5,000円の減は、利率見直しによるもの及び平成27年度町債の発行に伴う
借入金利が当初想定していた金利より低い金利で借り入れできたことによる減でございま
す。

次に、12款2項1目基金費、25節積立金1億4,776万9,000円の増は、各基金からの利子分
146万7,000円をそれぞれの基金に積み立てを行うほか、本補正予算で生じた補正剰余金を主
な原資として、財政調整基金へ1億円、公共施設整備等基金へ4,630万2,000円を予算積み立
てするものでございます。

また、28節繰出金5万7,000円の増は、土地開発基金及び奨学基金のそれぞれの利子積立
額でございます。

次に、これら歳出に伴う歳入についてご説明を申し上げます。

戻っていただきまして、16、17ページをお願いいたします。

1款町税、1項町民税、1目個人1,057万1,000円の減は、比較的所得の高い方々が退職さ
れたことによる所得の減、2目法人の6,800万円の増は企業利益の増によるものでござい
ます。

2項固定資産税、1目固定資産税4,600万円の増は、水資源機構及び太陽光発電の償却資
産などの増加によるものでございます。

2款地方譲与税から次のページの7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、実績見込み
によるものです。

18、19ページをお願いいたします。

8款自動車取得税交付金の120万円の増は、平成27年4月以降エコカー減税の見直しがありました。対象となる車両は平成27年度燃費達成基準から平成32年度燃費達成基準となりエコカー減税の対象が厳しくなったものによる増でございます。

次に、20、21ページ、9款地方特例交付金は24万6,000円の減ですが、交付額の実績によるものです。

次に、10款地方交付税6,054万6,000円の増は、需要額を求める際には、5年に一度行われる国勢調査の人口がベースになります。平成27年に行われた同調査の本町の人口は、対平成22年比で698人の減少となり、このことから今年度予算の編成に当たり、交付税額を抑えて算出したところですが、しかしながら、国では人口減少による市町村財政の急激な影響を避けるため、人口急減補正係数を用いたこと、また赤字国債である臨時財政対策債の発行額を国が抑制したことなどが、増額となった主な要因でございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金の367万1,000円の増は、ながらこども園の園児の管外からの受け入れによる他市町村からの受託金等の増でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料のうち、2目民生使用料110万円の増は、福祉センターながら温泉の利用者の増によるものです。

続いて、22、23ページをお願いいたします。

3目土木使用料、1節道路使用料120万円の増は、東京電力の電柱占用料が主なものとなります。

4目教育使用料、1節こども園保育料28万円の減は、短時間時の保育料改定により一律一人月6,000円であったものを、所得に応じた料金体系と第2子半額、第3子免除と新しい保育料料金を設定したことによります。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節の児童手当国庫負担金の451万8,000円の減は、受給者数の減、2節国民健康保険基盤安定負担金164万1,000円の増は、保険税の軽減対象となった一般被保険者数に応じて、一定割合を公費で負担する額の確定による増、3節障害者福祉負担金のうち、障害者自立支援給付金等負担金56万4,000円の減は、介護給付訓練等給付事業費の扶助費の減によるものです。

4節の障害児福祉費負担金67万円の減は、障害児通所給付費である放課後デイサービスの利用者の利用日数の減によるものです。

次に、14款2項国庫補助金、1目の民生費国庫補助金、1節障害者福祉費補助金102万

6,000円の減は、地域生活支援事業費の減に伴うものです。

2節児童福祉費補助金536万3,000円の増のうち、児童福祉費補助金として357万9,000円、子ども・子育て支援給付金として178万4,000円の増で、これは一時保育・子育て支援センター及び学童クラブ運営に係る補助金でございます。

24、25ページをお願いいたします。

14款2項2目教育費国庫補助金、4節学校施設環境改善交付金174万4,000円の増は、平成27年度に実施した長柄小学校の北側校舎と体育館の耐震設計業務に伴う交付金でございます。

次に、5目土木費国庫補助金の4,501万2,000円の減は、先ほど歳出で申しあげました社会資本整備総合交付金の減であり、国からの補助金の割り当てにより減少したものでございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、1目県移譲事務交付金のうち、総務課所管23万5,000円の減は、交付金実績によるものです。

2目民生費負担金、1節児童手当県負担金98万4,000円の減、2節の国民健康保険基盤安定負担金の49万1,000円の減、次のページの3節障害者福祉負担金の28万2,000円の減は、先ほどの14款民生費国庫負担金と同内容の県の分となります。

4節千葉県後期高齢者医療保険基盤安定負担金の203万5,000円の減は、低所得者数の確定による負担金の減です。

次に、5節障害児福祉費負担金33万5,000円の減は、先ほどと同様の民生費国庫負担金の県分となります。

15款2項1目総務費県補助金、1節総務費補助金47万1,000円の減は、地域防災力向上総合支援補助金で、自主防災組織に対する資機材助成を受ける団体の減です。

2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金70万6,000円の減は、実績に伴うものです。

2節児童福祉費補助金147万4,000円の児童福祉補助金357万9,000円の増、放課後子どもプラン推進事業補助金の388万9,000円の減、子ども・子育て支援補助金178万4,000円の増は、先ほどの14款民生費国庫負担金と同様の事業費の減に伴う県分となります。

3款衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金の50万4,000円の減は、住宅用太陽光発電の設置基数の減によるものです。

次に、4目農林水産業費県補助金の303万7,000円の減は、歳出でご説明した主に経営体育成支援事業補助金の300万円の減となります。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。

6目土木費県補助金の3,402万円の減は地籍調査費の補助金交付決定の減に伴うものです。
次に、16款1項2目1節利子及び配当金の146万6,000円の増は、財政調整基金等の利息になります。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金の4,900万円の増は、ふるさと納税寄附金の増です。

18款繰入金、1項繰入金、2目公共施設整備等基金繰入金の695万5,000円の増は、長柄小学校耐震化事業の一般財源負担分を、当初、次のページ3目の東日本大震災復興基金より取り崩して充てる予定でございましたけれども、基金の使途にそぐわないため、振りかえを行うものです。

30ページ、31ページをお願いいたします。

3目東日本大震災復興基金繰入金は、主に先ほどのとおりでございます。

4項福祉振興基金繰入金533万3,000円の減は、財政措置がある有利な起債である緊急防災・減災事業債を発行することとしたための減です。

2項特別会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金の367万7,000円の増は、介護会計の前年度事業確定による精算金分でございます。

20款3項1目過年度収入の30万4,000円の増は、給食費の滞納繰越分の収入です。

2目1節雑入の説明欄の駅伝参加費の増は、参加団体の増加によるものです。

給食費負担金の減は、給食数の減によるものです。

企画財政課の613万7,000円の増は、主に広域市町村圏組合の平成27年度市町村負担金の精算による返還金となります。

健康福祉課の90万円の増は、学童クラブ利用者の増。

産業振興課の45万5,000円の増は、都市農村交流ターミナルの光熱水費・燃料費の受益者負担相当分の増。

建設環境課の352万9,000円の減は、広域市町村圏組合水道部からの受託事業として行った舗装修繕の実績の減。

介護予防サービス計画費収入の249万4,000円の減は、生活機能の改善を図る地域支援事業の通所サービスを行う事業所の委託解除に伴うものです。

千葉県市町村振興協会市町村交付金の168万2,000円の減は、宝くじ収益金の配分額確定によるものでございます。

海外交流事業個人負担金61万3,000円の減は、事業費確定によるものです。

次に、21款町債、1項1目臨時財政対策債1億5,682万1,000円の減につきましては、今回の補正に伴い余剰金が出ましたので、臨時財政対策債を全額借り入れないものとするものです。

2目1節の緊急防災・減災事業債140万円の減は、防災行政無線整備事業の事業費確定によるものでございます。

次に、32、33ページをお願いいたします。

3目民生債の280万円の減は、梅乃木荘耐震化事業の事業費確定によるものでございます。

4目土木債の3,090万円の減は、町道3033号線、スマートインターチェンジ、橋梁長寿命化修繕、舗装修繕、S I C周辺道路、それぞれの事業費確定によるものです。

5目教育債の1,060万円の減は、小中学校の空調設備工事及び長柄小学校の耐震化工事の事業費確定によるものです。

次に、また前に戻っていただきまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費となります。6ページ、7ページです。お願いいたします。

本年3月末日までに事業の完了が見込めない可能性があるものを繰越明許費として設定するものです。

2款1項戸別受信機外部アンテナ設置事業1,250万円、これは戸別受信機を設置後、電波が安定して受信できていない場合に、外部アンテナを取りつけるもので、適切な事業実施期間を設けるためのものでございます。

次に、2款1項個人番号カード関連事務委託等に係る交付金事業57万7,000円、この事業は国のシステム構築の仕様がいまだ定まっていないことから、通達により繰り越すものでございます。

7款1項地籍調査業務774万円、これは年度末に国の追加補正予算を受けたもので、今年度の当初計画地区外の調査を今後実施することから、繰り越すものでございます。

7款2項橋梁長寿命化修繕事業1,437万4,000円、同じく7款2項町道3033号線道路改良事業3,200万円、同じく7款2項（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジS I C設置事業1,769万1,000円、これら3事業も国の追加交付分に当たり工期が不足することから、繰り越すものでございます。

次に、9款4項公民館空調設備設置事業335万円、これは歳出でもご説明したとおり、施設の老朽化による緊急の修繕工事を行うもので、年度内の完了が見込めないことから、繰り越すものです。

同じく 9 款 4 項、公民館建設に伴う設計業務3,348万円、これはこれまでの基本設計に基づき詳細な発注用の実施設計を行うもので、発注後、本建設事業が流動的となってしまう、再検討に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越すものでございます。

同じく 9 款 4 項公民館建設に伴う測量業務500万円、これは新たに建設地とした旧昭栄中学校跡地及びその周辺を測量する業務です。本補正予算計上の業務であり、翌年度に繰り越しを行うものでございます。

次に、8 ページ、9 ページ、第 3 表地方債補正です。

まず、臨時財政対策債 1 億5,682万1,000円を借り入れないこととし、緊急防災・減災事業債を 1 億9,360万円から 1 億8,940万円に、公共事業等債 1 億1,020万円を7,930万円に、学校教育施設等整備事業債 1 億2,490万円を 1 億4,320万円に、それぞれ減額補正するものでございます。

次に、10ページ、11ページ、第 4 表債務負担行為の補正です。

「ちば電子調達システム」は、入札執行の事務の効率化を図ることなどから、千葉県内の地方自治体で組織する「千葉県電子自治体共同運営協議会」に参加し、昨年も本サービス使用料として債務負担行為の設定を行いました。本件は、総務省が示す「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」として、クラウドサービスを機能追加し、電子入札の際に利用者から送信されるファイルの無害化を図るもので、このシステムの総使用料7,432万7,328円のうち、長柄町負担分の34万3,000円を平成29年度から平成30年度の2カ年で負担することとなりましたので、このたび債務負担行為の設定を行うものであります。

以上、一般会計でございました。

次に、議案第15号 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明です。

歳出からご説明いたします。

14ページ、15ページをご覧いただきたいと思います。

2 款保険給付費、1 項療養諸費の減額は、本年度の当初分から平成28年12月までの実績と年度末見込みを推計して算出したものです。

次に、2 項高額療養費、19 節負担金542万3,000円の増は、高額な医療事案の発生に伴う増でございます。

次のページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等、6 款介護納付金は、確定額による減です。

7 款共同事業拠出金は、10月までの実績と年度末見込みを推計して算出したものです。

次のページ、8款1項特定健康診査等事業費の減額は、集団健診受診者数、保健指導対象者の確定によるものでございます。

歳入です。

8ページ、9ページをご覧ください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税の各節の減ですが、被保険者数の減です。

2目退職被保険者等国民健康保険税の各節の減は、退職者医療制度の廃止に伴い、新規適用地者がいないため、被保険者が減少していることによるものです。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金2,500万円の増は、一般被保険者分の医療費の増によるものです。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目療養給付費等交付金1,517万9,000円の減は、退職者被保険者の減によるものです。

8款1項1目高額医療費共同事業交付金の980万9,000円の増は、80万円以上の高額な医療事案の発生に伴う増でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

8款1項2目保険財政安定化共同事業交付金の2,842万4,000円の減は、80万円未満の医療事案の減です。

10款1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の6節財政安定化支援事業繰入金894万9,000円の減は、保険者の責めによらない被保険者の保険料負担能力、年齢構成差の調整のため、一般会計から繰り入れが認められているもので、繰り出し基準の改正による減でございます。

続きまして、議案第16号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明です。歳出からご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

本補正は、刑部、金谷、田代地区の農業集落排水施設の維持管理に伴う年度末の実績による補正でございます。1款1項1目で5万円の減、2目で69万4,000円の光熱水費の減、2款1項2目で5万円の償還利子の減であります。

歳入です。

8ページ、9ページをご覧ください。

2款1項1目33万1,000円の減は、実績によるものでございます。

3款1項1目53万1,000円の減は、実績に伴う一般会計からの繰入金の減。

4款1項1目6万8,000円の増は、前年度からの繰越金です。

次に、議案第17号 介護保険特別会計補正予算（第4号）の補足説明を申し上げます。

14、15ページをご覧ください。

歳出です。

1款に係るものは、人件費及び介護保険指定管理システム導入経費によるものなどが主なものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス諸費、1目居宅介護サービス給付金1,300万円の増、2目の施設介護サービス給付費3,160万円の減、次のページ、3目居宅介護福祉用具購入費20万円の減、5目居宅介護サービス計画給付費100万円の増、6目特定入所者介護サービス費100万円の増、7目地域密着型介護サービス費560万円の減につきましては、平成28年12月末現在の実績から年度末現在の過不足を見込んだものでございます。

次に、2項高額サービス費、1目高額介護サービス費100万円の増、2目高額医療合算介護サービス費50万円の増も実績によるものでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目、次のページになります。介護予防・生活支援サービス事業費649万4,000円の減、2目介護予防ケアマネジメント事業費207万8,000円の減、3目一般介護予防事業費18万3,000円の減、2項包括的支援事業・任意事業費、次のページの1目包括的支援事業費51万3,000円の減、2目任意事業費44万4,000円の減、これらも実績によるものです。

4款1項基金積立金では19万4,000円を基金へ積み立てるものです。

5款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金367万8,000円の増は、平成27年度介護給付費の実績による精算額を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入です。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料400万円の増は、被保険者の増です。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金につきましては、歳出での補正金額に見合う国・県支払基金、町の負担分の補正であります。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

8款繰越金、1項繰越金ですが、今回の補正に充当するため、363万1,000円を前年度繰越金から充当するものです。

続きまして、議案第18号 浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

14ページ、15ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目一般管理費102万2,000円の減につきましては、人件費が主なものです。

2目施設管理費100万円の減は、汚泥引き抜き等実績による減でございます。

2項工事費、1目工事費、15節の工事請負費520万8,000円の減は、当初15基で見込んでいた設置基数が10基となったものです。

19節補助金の減221万円は、単独浄化槽やくみ取り式からの転換補助、蒸発拡散装置などの補助の件数減のためのものです。

2款公債費、1項公債費、2目利子11万3,000円の減は、27年度事業の借り入れ利息が予定よりも低利で借り入れできたためのものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧くださいと思います。

1款1項1目浄化槽整備事業分担金57万円の減は、設置基数の減によるものです。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料の38万円の増は、実績によるものです。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目循環型社会形成推進交付金は96万5,000円の増となります。

歳出では、5基分の工事費が減となっておりますが、本補助金の制度は内示額によって補助金が交付されます。本年度の交付額は15基分でした。この5基分は平成29年度の事業で調整されます。

4款県支出金、1項県補助金、1目生活排水対策浄化槽推進事業補助金237万5,000円の減は、転換補助金等の件数の減によるものです。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、次のページ、390万8,000円の減は、国庫補助金の増が見込めること、また転換補助金の件数の減に伴い、町負担分が減額となったことによるものです。

6款繰越金、1項繰越金9万5,000円の増は、前年度繰越金です。

7款諸収入、2項雑入7万2,000円の増は、消費税の還付金です。

8款町債、1項町債430万円の減は、設置基数の減などに伴い、起債対象事業費が減額と

なったものです。

次に、4ページ、5ページの第2表地方債補正についてご説明いたします。

起債借入額が対象事業費の減により減額となったため、地方債の補正を行うものです。

1,060万円の限度額を630万円とするものです。

最後に、議案第19号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず歳出です。

2款1項1目の1万円の増は、保険料の収入見込みにより、後期高齢者医療広域連合への納付金が増額となったものです。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料299万3,000円の減、2目普通徴収保険料571万7,000円の増は、実績見込みによるものです。

3款1項1目2節の保険基盤安定繰入金271万4,000円の減は、低所得者の保険料軽減分が確定したことによるものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。説明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後3時5分とします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時06分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。質疑ございませんか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡でございます。

土木費の7の2、道路新設改良費の工事請負費でございます。59ページです、すみません。

町道3033号線道路改良事業ですか、交付額が少なかったからという説明を受けまして、△の4,992万1,000円ということでお聞きしておりますけれども、実際この補助金の交付金、交付決定はいつごろ来るんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今の社会資本総合交付金についてでございますが、正確な日付まではわかりませんが、一時配当分といたしまして、年度当初の6月か7月ごろに参ります。その時点で、3033についてはおおむね2割から3割ということで交付決定がございました。その後、12月にさらに追加補正分ということで同じぐらいの金額が補正で来たような状況でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 実際、最終補正で、24ページを見ますと、大体半分近くが来ていますよね。それで繰越金が3,200万円と。実際の工事は繰り越しちゃって、大庭自治会ですか、実際現場では繰り越ししちゃって何もやっていないということですよ。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 先ほどお話ししました年度当初、6月か7月に来た分については発注済みで、地元の丸嶋建設さんが今工事をしております。その後に交付決定が来たものにつきましては、県の指導で議会で繰り越しの承認を受けた後、適正な工期をとって発注するよという指導がございましたので、この議会で繰り越しの手続が済んだ時点で、入札のほうを実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 当初予算の9,270万円ですけども、これは補助金も見て9,270万円という予算を組むんじゃないんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ちょっと今質問が正確にとれなかったんですけども、要は年度当初はうちのほうはこの事業を1億数千円ということで要望したんですが、当初は2割程度の交付決定しかなかったということで、最終的にその後の追加の要望もいたしまして、追加交付決定があった場合に対応できるようにしてございまして、最終的にこの3月補正で精

算をするということでございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 丸嶋建設に発注した分については、交付決定した2割か3割分についての事業費で発注しているということで、その分については繰り越し云々じゃなくて、実際に今やっているということですか。わかりました。

○議長（月岡清孝君） ほかございますでしょうか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1問だけお聞きしたいと思うんですが、ページ数でいくと42ページ、43ページなんですが、科目でいきますと2款4項3目18節、知事選の備品購入費、これストープということで先ほど説明を受けました。なぜ今日聞くかということ、知事選が目の前に来ているんですけれども、この知事選に当たりまして、昨年度の6月で閣議決定された選挙人制度、18歳からということが決まりまして、参議院選挙からスタートされたんですけれども、日本全国で240万人増えたということで、この長柄町においても、参議院選挙は時期もありましたけれども、知事選から18歳の資格する、要するに有権者、選挙権者、これは大学生でも結構なんですけれども、こういった方々を、ここでいいますと選挙立会人ってなかなか難しいと思うんですが、期日前投票の立会人とか、投票所の立会人もこれは難しいところがありますけれども、こういったところで採用していくと私は信じているんですが、今回の知事選からそういった希望者、そういう要望というのがあれば、報償費を組んでもいいのかと。組めないようでしたら、当初予算で対応できるのかというようにも思うんですが、そういう事例というのは、この知事選から行われますか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 選挙権が18歳に変わりました、若年層の投票率向上なども取り組んでおるところでございますけれども、今回の知事選からは投票立会人について公募をしております。今回は6人の応募がありまして、うち1人が大学生でありました。高校生も含めて募集はしているんですけれども、今回は大学生1名ということであります。前回の参議院選のときには大学生が3人お手伝いいただいたんですけれども、これからも高校生も含めてそういった取り組みは進めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） わかりました。そうすると、この知事選からお一人参加されるということで、費用面については報償費が出てくるかと思っておりますけれども、今課長さんがお話しさ

れたように、これから続く選挙戦がございますので、ぜひ、ちょうど学校側といえば学問を学ぶ時期と試験とか、これが重なってしまうとなかなか有効な措置で受けられませんけれども、高校——長柄には高校ありませんので、ちょっと外に出まして、また協議を進めた中でかち合うところがありましたら、ぜひ立会人でも作業でもひとつ強く要望しておきます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかに質問ございますでしょうか。

4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 三枝でございます。

ページで40、41ページの総務費の9番の諸費の需用費の防犯灯事業、これについてちょっとお聞きしたいんですが、現在この防犯灯事業は町主体でやっていると思うんですけども、ちなみに新設と既存の球の交換等あると思うんですけども、新設が年何基ぐらい出るのか。それと、旧の球がえ、これが現状どの程度の進行状況なのか、ちょっとお知らせ願いたいと思うんですが、わかりましたら。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長、答弁願います。

○総務課長（蒔田 功君） まず、新規の防災灯の設置ですけれども、現在新規については全てLED設備ということで、ちっちゃい形の、おおむね30基でございます。それから、LED化についてはこの器具そのもの、LED化になりますとおおむね半分程度、残りはもうほとんど、ほとんどというか、もう100%近く、LED球には——球というか、蛍光灯はLEDになっているんですけども、器具が旧の器具ということで、これらについても順次、球切れとあわせて、古いものについてはLED設備に変えていくというようなことで考えております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。なぜ、こういう質問をしたかといいますと、私は茂原市の隣に住んでおるんですけども、茂原市のほうは現在全部LED化になっております。これは何か委託とかというお話を聞いておるんですけども、町の場合は町の財産で交換するというので、そういう内容をお聞きしているんですけども、もうLED化になって大分時間がたつんで、90%近くになっているとおっしゃいますけれども、残った10%でも球が切れた前でも交換したらどうかというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） LED設備については半分程度と申し上げました。LED灯についてはほぼ100%ということで、変えたばかりということもありますので、球切れに合わせて器具は更新していきたいと。整備当初から比べますと、器具の代金もずっと安くなりましたので、ぜひそういう形で進めたいということで、さほど年はかからないというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） はい、わかりました。できるだけ早く交換していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それでは、1点だけお伺いします。

地方交付税なんですけれども、6,054万6,000円の増額になっておりますけれども、何か人口急減対策費だと、ありがたくなようなネーミングなんですけれども、この人口急減対策と、どのような定義で人口急減対策なんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほどの説明とちょっと重複というか、繰り返しになるかもしれませんが、制度の細かいところについては私今即答、完全な形では答弁できないんですが、先ほど申し上げたように、国では、全体的に人口減少の傾向にあるという中で、市町村財政に大きくその辺が影響するということから、急激なその辺の影響を避けるために、今申し上げた人口急減補正係数というのを新たに設けまして、その辺について補正をかけているというふうに聞いております。よろしいでしょうか。人口が減少して地方財政がどんどん悪い方向に行くということから、この交付税の算定に当たっても、人口減少に対しての補正が含まれているというようなことです。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 内容は理解できましたけれども、人口に対して年間何%以上とかという、そういうような規定があるのか、あるいは何千人、何百人減ったから過疎地域だとかという、そういう地域に対してこの人口急減対策費ですか、の交付税が交付されるのか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長、答弁願います。

○企画財政課長（白井 浩君） 明確なお答えは、議事録に残りますので、いいかげんなこと

は言えませんので、また調べるといたしまして、多分その辺の細かい、交付税の中身の算定の細かい数値のパーセントとかそういうことについては示されていないんじゃないのかというふうに思いますが、また追ってこういうことでしたということでお答えをするということによろしいければ、また県のほうにお問い合わせをすとか、もう少し勉強してお答えさせていただければというふうに思いますが、ご勘弁いただけますでしょうか。

〔「理解できませんと」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ほかございますでしょうか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 私のほうからは、36、37ページの2款4目の財政管理費のところの、まず委託料300万円、それと48ページ、49ページの児童福祉費、4目のこども園費のところの13節の委託料、これについてお尋ねしますけれども、36、37ページについては、先ほど歳入のほうでふるさと納税、増額歳入だよということであつたんですが、残りの3月に入ってしまったら、今この300万円の委託料というのがちょっと解せない部分があるんですけども、今ここで300万円の根拠を教えてくださいということなんです。

そして、48ページ、49ページなんですけど、これについては既に債務負担が発生しちゃっているんじゃないのかというふうに勝手に思っているんですけど、これ、36、37ページも同じことですね。それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ふるさと納税でございますけれども、12月の補正で随分増の傾向にあるということで考えたんですけども、実際それを超えて来ておまして、ありがたいことにと申しますか、来ております。一旦、年度が終わりましたので、これで随分減少傾向にはあるわけなんですけど、いまだまだおかげさまで寄附のほうも続いて入ってきているという状況でして、その不足分ということで1月から3月の分につきまして、概算ですが、月150万円ぐらいを見込んで、3カ月分で450万円ぐらいの寄附を見込むということで、今回その委託料とかその他もろもろ、返礼品の関係分のということで、合計300万円ということで捻出させていただいたものでございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） こども園の委託料、管外保育児業務の関係でございますけれども、こちらにつきましては本町で見られなく、千葉市の認可保育所のほうに2名ほどお願

いしたものでございます。

あと債務負担の関係でございますけれども、こちらは……当初、違うんだよね、足んなくて今回の補正だから……途中からです……そうですね……ちょっと細かい内容につきましては、また後ほどあれますけれども、当初、2歳児につきまして管外保育して、その後ゼロ歳児が入ってきた段階で、こちらはゼロ歳児をまたお願いしているというような形なんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 48、49ページのこども園費の委託料で、質問の方向を変えて言いますと、単純に、先ほどの説明だと2名分だというお話は聞いておるんですが、そうすると今ここに来て、3月で補正という形の中で、じゃ2月までというのは当然それまでの現行予算で間に合っていたんですよね、3月分だけですよ。ということは、3月分一月で1人130万円なんですかということなんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 5分間の休憩に入ります。暫時休憩入ります。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時35分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） こども園の管外保育の関係でございますけれども、実際、ゼロ歳、2歳児2名の方について、千葉市のほうの認可保育所に預けておまして、当初、覚書を交わさせていただいて、そちらのほうを千葉市のほうに預けているのが実情でございます。管外保育委託という形でやっておるところでございます。確定するのがこの年度末、3月に入ってから確定する関係で、補正予算を今回とらせていただいて、それで支払いのほうをする方向であります。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） どうもありがとうございました。

次に、50ページ、51ページの2目の予防費の中の13節委託料の関係なんですけど、説明のほ

うを見ますと、がん検診事業ですか、その委託料ということなのですが、今ここで507万円の増額補正を組んで、この残り一月以内の中で、このがん検診事業というのはいつ予定されているのかお尋ねします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） この予防費の委託料のがん検診事業でございますけれども、こちらにつきましては、実際がん検診につきましては昨年、28年12月24日を最後に定期検診のほうは終了しております。支払いにつきましては、この3月、この後ですね、3月になってからまた請求書が来る予定になっておりますので、補正終了後に支払うという形になってございます。こちらにつきましては、当初、先ほど財政課長のほうからも説明あったかと思うんですけれども、女性のがん検診について一部計上漏れがあった関係で、今回のこの補正をお願いするものでございます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） そうなると、予算根拠がないのに事業を推進といいますか、ここでは委託料なのですが、この業務を実施したというふうに捉えてしまうんですが、その辺の合理的な説明をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 確かに山根議員ご指摘のとおりでございます。当初予算におきまして、こちらのほう、女性のがん検診につきましては予算計上されていなかったというのが実情でございます。大変申しわけございませんでした。今後気をつけて執行のほうをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） ほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成28年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成28年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成28年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号～議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（月岡清孝君） 日程第15、議案第20号 平成29年度長柄町一般会計予算、議案第21号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成29年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号 平成29年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも平成29年度予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第20号 平成29年度長柄町一般会計予算及び議案第21号から議案第25号の各特別会計の予算につきまして提案理由をご説明申し上げます。

少子高齢化や人口減少への対応が求められる中、国では「一億総活躍の国創り」を掲げ、誰もが活躍できる社会の実現に向けた取り組みを進めております。

また、全国の自治体におきましては、地方創生元年と言われた一昨年から今年まで3年目を迎え、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地域の特性を生かしたまちづくりが進められつつあります。

本町の人口は、昨年1年間で124人減少し、本年1月1日現在7,254人という状況で、自然減、社会減ともに60人強となっております。この数字はまさに生産年齢人口の減少を示すものであり、今後の税収減などが懸念されるころでもあります。

町では、何としてもこの流れを変えるべく、昨年3月に策定いたしました長柄町版総合戦略に基づき、地方創生の好循環を図るため、新年度におきましても各種の取り組みを展開し、また町づくりの基本理念を念頭に、後期基本計画でお示しした6本の施策の柱の実現に向け、加速化してまいります。

まず1番目といたしまして「自然とともに生きる快適なまちづくり」の基盤整備では、茂原市と共同で推進しているスマートインターチェンジ設置事業、味庄地区ほかの地籍調査、大庭地先の町道3033号線の道路改良工事等に加え、優良農地の確保・産業振興のため農業振興地域の見直しを行います。

次に「人が健康で支えあうまちづくり」の保健・福祉の充実では、感染症の拡大を防ぐため、中学生までの子供のインフルエンザ予防接種助成事業を実施いたします。

また、健康寿命延伸のため、町民の健康意識の醸成に力を入れ、検診の受診、健康教室への参加、健康診断の結果等の改善ぐあいによりポイントを付与し、商品券を交付する健康ポイント事業を試行的に実施いたします。

また、高齢者の外出支援策として、免許の自主返納をした方などを対象に、タクシーチケットの助成を行い、高齢者の日常生活における交通利便性の向上に取り組みます。

次に「人が生き生きと輝くまちづくり」、教育文化の充実では、学校教育環境を充実させるため、トイレの洋式化改修工事を実施いたします。町民の郷土愛を進化させ、文化交流を促進するため、町史をデジタル化、閲覧を可能にいたします。

次に「人がうるおう美しく安全なまちづくり」、生活環境の整備では、町美化事業として、自治会、小・中学校の児童・生徒とPTAが連携し、ごみ拾いを実施し、協働の町づくりへの心を芽ばえさせる取り組みをいたします。

また、移住・定住対策では、既存の施策のほか、空き家の家財処分、引っ越し費用などの支援を追加し、制度の充実を図ります。

また、千葉大学、リソルホールディングス株式会社、本町による産官学連携で推進している「長柄町版生涯活躍のまち構想」を地域再生計画として、改正地域再生法に基づき、国に提出をいたし、認定をいただきたく、事業実現に向け促進を図ります。

次に「人と自然が創る豊かなまちづくり」、産業振興の農林施策では、引き続き有害鳥獣対策のほか、園芸農家等の機械設備購入費の助成、溝腐病の被害を受けているサンプスギの伐採、苗木の植えつけを行い、森林の保護を進めます。

また、商工業の振興では、町商工会で実施する地域経済活性化提案型事業に助成をいたします。「ながランくらぶ」に加入した方に、イベント情報等のメルマガを配信するもので、町の魅力を継続して発信してまいります。

次に「町民が主役となる開かれたまちづくり」、地域・行財政の充実では、ホームページのリニューアルを行い、町民視点のわかりやすい情報提供を実現いたします。

また、歳入の確保対策として町税のコンビニ収納のシステム構築を実施いたします。

また、現在策定している公共施設等総合管理計画に基づき、対症療法的修繕から予防保全的修繕に転換することで、施設等の長寿命化を図り、経費の縮減につなげます。

行財政改革をスピード感を持って推し進め、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、健全な財政の堅持に努めてまいります。

これらの経費を含めました一般会計予算の総額は35億5,000万円となっており、前年度比

11.0%の減となりました。

次に、国民健康保険特別会計ですが、本会計は医療費の支払いに要する経費であります。当該年度は、広域化に向けたシステム改善を実施いたします。予算総額は11億4,550万円で、前年度比2.7%の減となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、本会計では汚水処理施設の維持管理費用であります。予算総額は5,400万円で、前年度比5.6%の減となっております。

次に、介護保険特別会計ですが、本会計は高齢者の介護サービス事業を行うものであります。予算総額は7億円で、前年度比1.2%の減となっております。

次に、浄化槽事業特別会計ですが、本会計は循環型社会形成推進交付金制度を活用し、農業集落排水事業区域以外を合併浄化槽で整備する事業であります。新設工事費と既設分の維持管理費として、予算総額は6,610万円で前年度比0.6%の減となるものであります。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、本会計は75歳以上の医療に係る保険料の収納と、保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付するための会計であります。予算総額は7,720万円で、前年度比4.3%の増となっております。

これら各特別会計と一般会計を合わせた総額は55億9,280万円であり、前年度比7.9%の減の予算となっております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案の取り扱いにつき、審議する前に総括質疑を行います。

総括質疑は款、項について行い、詳細については、この後お諮りしますが、常任委員会で質疑するようお願いします。

それでは、質疑ありますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。1点だけ質問をいたします。

平成29年度より地方公会計を取り入れるということで、それに先立ちまして、町の正味財産、期末残高、財産目録、そして財務諸表、流動資産、固定資産、こういうものをこれから各常任委員会に付託するに当たりまして、それを踏まえた中の審議をぜひすべきだというふうに思うんですけども、それまでには出るんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 公会計につきましては、29年度で作成をするという形になっておりまして、29年度中というところがございますので、間に合うかというところ、それまでには確定のものは出せないというところかと思えます。現在のところ、せんだってもちよっと聞かれたところなんですけれども、平成27年に固定資産台帳のほうの整備をいたしまして、今年その更新の関係を行っております。その関係で、固定資産関係、全ての資産を全部出しまして、29年度においてその増減等を見合っていく中で、公会計の作成のほうに入っていくと、財務諸表のほうの作成、予定としては12月いっぱいまでに財務諸表の作成を完了できればというところで考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今年12月末ということですか。5月に会計処理はするわけでありませよ。それから半年以上は必要なんですか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長、答弁願います。

○企画財政課長（白井 浩君） 年度が始まってから、公会計のシステムの関係のほうの業務委託等を行う関係がまず1点と、あと28年度決算を経て、その辺を数値的なものを出して、12月31日までにと、こういうスケジュール感でおります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案第20号から議案第25号までの6議案は、議会運営委員会で決定のとおり、各所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第25号までの6議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎休会の件

○議長（月岡清孝君） 日程第16、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査及び予算審査常任委員会開催のため、明日から16日まで休会としたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

よって、明日4日から16日まで休会することと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

再開は3月17日午後3時といたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時57分

平成29年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第3号)

平成29年3月17日(金曜日)午後3時開議

日程第1 諸般の報告(議長の報告)

日程第2 議案第20号 平成29年度長柄町一般会計予算

議案第21号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成29年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算

議案第23号 平成29年度長柄町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計予算

議案第25号 平成29年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算

(委員長報告)

追加日程第1 発議案第1号 長柄町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

追加日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(町営住宅使用料請求事件の和解について)

追加日程第3 議案第26号 長柄町いじめ防止対策推進条例の制定について

追加日程第4 同意第1号 副町長の選任について

出席議員(12名)

1番 川嶋朗敬君

2番 鶴岡喜豊君

3番 池沢俊雄君

4番 三枝新一君

5番 本吉敏子君

6番 山根義弘君

7番 古坂勇人君

8番 関民之輔君

9番 大岩芳治君

10番 神崎好功君

11番 星野一成君

12番 月岡清孝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	鈴木誠一君
総務課長	蒔田功君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	石井正信君	健康福祉課長	小林敬二君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	若菜聖史君
会計管理者	大塚真由美君	教育長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	石井一好君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理委員会 書記	蒔田功君	農業委員会 事務局長	若菜聖史君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田孝一	議会書記	安部吉輝
--------	------	------	------

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

- 議長（月岡清孝君） 本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。
ただいまの出席議員は12名全員であります。
休会前に引き続き、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。
議長から報告いたします。
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。
以上で諸般の報告を終わります。
-

◎議案第20号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（月岡清孝君） 日程第2、議案第20号 平成29年度長柄町一般会計予算、議案第21号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成29年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号 平成29年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。
本案件につきましては、さきに予算審査常任委員会に付託してございますので、審査の経過及び結果につきましては、委員長に報告を求めます。
総務事業常任委員会委員長、三枝新一君。
- 総務事業常任委員長（三枝新一君） 平成29年度予算審査の総務事業常任委員会の報告をいたします。

3月3日の第1回議会定例会において、本常任委員会に付託されました案件は、議案3件でございます。

この審査のために、去る3月8日委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第20号 平成29年度長柄町一般会計予算、議案第22号 平成29年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計予算についてであります。本議案については、全会一致で原案のとおり可決することと決定いたしました。

なお、審査の過程において、当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたので、その主なものを要約して申し上げます。

まず、産業振興課の審査では町単独電気柵設置補助金として200万円計上しているが、予定規模はどの程度かとの質問に対し、10町歩程度設置できると考えているとの答弁がありました。

次に、農業委員会会長の交際費は適切に執行することとの意見に対し、過去の支出を精査し適切な執行に努めていくとの答弁がありました。

次に、観光施設案内看板更新工事の更新内容は何かとの質問に対し、圏央道開通、町観光協会への加入団体増加、住民からの要望など定期的な更新を実施するとの答弁がありました。

次に、わな免許取得について環境整備を図りたいとの意見に対し、免許取得について補助金を出しているとの答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、河川・地下水の水質検査は実施自体について検討されたいとの意見に対し、実施箇所や回数については順次精査していくとの答弁がありました。

次に、除雪については、長柄地区を重点的にお願いしたいとの意見に対し、降雪の状況に応じて効果的に対応していくとの答弁がありました。

次に、区画線の補修を重点的にお願いしたいとの要望に対し、企画財政課と相談し必要に応じて予算の増額等の対応を検討するとの答弁がありました。

続いて、総務課の審査では、防火水槽の維持管理の徹底について検討されたいとの意見に対し、計画的な清掃、整備等を検討するとの答弁がありました。

次に、町職員の地域手当支給について、郡内町村と足並みをそろえ、支給を見直すべきではないかとの意見に対し、人事院勧告の基準に基づいて実施しているとの答弁がありました。

次に、役場の宿日直について、民間委託はできないかとの質問に対し、経費の面から結論を得ていない。引き続き協議するとの答弁がありました。

次に、消火栓の設置を積極的にお願いしたいとの意見に対し、味庄分署と協議し計画的に実施するとの答弁がありました。

次に、自主防災組織の設置についてとの質問に対し、町内全自治会への設置をめざし、今後未設置自治会へ周知していくとの答弁がありました。

続いて、企画財政課の審査では、町公式SNSによる情報発信についてとの質問に対し、現在ながランのフェイスブックを利用しているが町公式アカウントはないため、今後取得に取り組んでいくとの答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、コンビニ収納率ほどの程度見込んでいるのか。また、税徴収率の向上に取り組まれたいとの意見に対し、コンビニ収納の普及は経過を注視しながら取り組みたい。また、徴収率の向上については引き続き努力していくとの答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行いました。その中でふるさと納税について、町外から通勤している職員に対して協力要請をされたい及びイノシシ対策について、担当部局だけでなく町を挙げて取り組まれたいとの要望などが改めて委員からされました。

以上のとおり、本委員会は審査・質疑等の結果を付し、付託されました議案第20号 平成29年度長柄町一般会計予算及び議案第22号 平成29年度農業集落排水事業特別会計予算並びに議案第24号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後になりますが、この予算の執行に当たっては、町民のニーズに沿って適宜見直しを加えながら、常に経費削減を心がけ町財政負担の軽減が図れるよう努力をお願いして、総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、本吉敏子君。

○住民教育常任委員長（本吉敏子君） 平成29年度予算審査、住民教育常任委員会委員長報告をさせていただきます。

3月3日の第1回議会定例会において、本常任委員会に付託されました案件は、議案4件です。

この審査のために、去る3月7日委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎

重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告をいたします。

付託されました議案は、議案第20号 平成29年度長柄町一般会計予算、議案第21号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成29年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第25号 平成29年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。議案第20号については、賛成多数、議案第21号、議案第23号、議案第25号については、全会一致で原案のとおり可決することと決定をいたしました。

なお、審査の過程において、当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げます。

生涯学習課の審査では、新設する公民館のほうに目がいつているが、現在の公民館の修繕費は予算に盛り込まれているのかとの質問に対し、公民館の修繕費にて計上している。29年度は168万1,000円であり、内容は例年計上している100万円と電気受電設備の区分開閉器であるパス交換修繕費68万1,000円となっているとの答弁がありました。

次に、長柄町一周駅伝大会について、もう一つ盛り上がるものがあればと考えるがとの質問に対し、内容について各種団体と協力を図りながら、参加者に楽しんでいただけるように検討していきたいとの答弁がありました。

また、補助金・交付金は透明性を求める。武道館利用者に対してAEDの使用を躊躇しないような訓練をしないといけない。その形を整えていくようにとの意見がありました。

学校教育課の審査では、給食費負担金について、無料化等負担軽減をすることはできないのかとの質問に対し、事務局・町長部局と検討してまいりたいとの答弁がありました。

また、無料の公営の塾や一定の所得以下の世帯への塾支援等の貧困対策が必要である。中学校の職場体験が毎年行われているが2日では短い、5日～1週間にしてほしいという声がある。ぜひ検討を望むとの意見がありました。

税務住民課の審査では、コンビニ納付の進捗はとの質問に対し、30年度4月の実施に向けて遺漏のないよう準備していくとの答弁がありました。また、これに関連して、計上日と納付日の関係があることから、OCRの読み取り事業を進めていかないと延滞金を計算したときに間違っただけになってしまう。コンビニ納付と並行してスタートすることが重要であるとの意見がありました。

健康福祉課の審査では、健康ポイント事業について内容をとの質問に対し、生涯活躍のまちということで、活動量計を活用し、介護予防推進員やサポーター及びボランティアなどを

モニターとして試行的に考えており、各種健康教室や参加記録などをポイント化し、町内で使える商品券と交換できるよう考えているとの答弁がありました。

次に、こども園の英会話の取り組み及び保育士の英語スキル向上のための制度の有無についてとの質問に対し、保育士の英語スキル向上のための制度はないが、四、五歳児は週に1回約20分、ALTによって英会話に取り組んでいるとの答弁がありました。

また、こども園でICTを取り入れた教育を導入することについて前向きな検討を望む。地域活動支援センターI型業務及び介護特別会計の介護認定審査会費の長生郡市内の均等割率20%は大き過ぎる。ぜひ一度話をしておくべきものだと思うとの意見がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行いました。その中で小中学校の教職員に対しての英語研修制度の発想や実施はないのかとの質問に対し、小学校について28年度夏休みに町企画で英語の研修会を行った。今後も小学校の教員も積極的にかかわれるように機会を増やしていくとの答弁がありました。

次に、旅券事務の移管について詳細をとの質問に対し、県が市町村にパスポートの申請・交付の窓口事務を順次移管している。中学生の海外研修もあるので、利便性を考慮して長柄町も受ける方向で検討している。予算には計上してはいないが、来年の10月1日をめどに準備をしていく予定との答弁がありました。

また、今後、英語教育は非常に重要になってくるので中学生の海外交流研修について魅力ある事業にしてほしい、町外在住職員にふるさと納税をお願いしたいという要望などが、改めてそれぞれの委員から出されました。

以上のとおり、本委員会は審査・質疑等の結果を付し、付託されました議案第20号 平成29年度長柄町一般会計予算、議案第21号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成29年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第25号 平成29年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、住民教育常任委員会の委員長報告を終わりにいたします。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査経過と結果に対する質疑にとどめ、付託された議案に対し、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承願います。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 平成29年度長柄町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成29年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成29年度長柄町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成29年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま大岩芳治君から発議案1件が提出されました。

また、町長から専決処分の承認を求めることについて（町営住宅使用料請求事件の和解について）承認1件、長柄町いじめ防止対策推進条例の制定について議案1件、副町長の選任について同意1件が提出されました。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本発議案及び承認、議案、同意を日程追加することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩といたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時30分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第1、発議案第1号 長柄町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案は、提出者であります大岩芳治君より趣旨説明を求めます。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

それでは、ただいまの提案理由の説明について申し上げます。

発議案第1号 長柄町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

長柄町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

平成29年3月17日。

提出者、長柄町議会議員、大岩芳治。

賛成者、長柄町議会議員、本吉敏子、同、神崎好功、同、関民之輔、同、三枝新一、同、鶴岡喜豊。

本案につきましては、一般質問に関し、選択制により一括質問一括答弁の方式または一問一答方式で行うことができることを加え、質問に対する趣旨を確認できるように見直しをするものであります。

よろしく審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 長柄町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（町営住宅使用料請求事件の和解について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、町営住宅使用料請求事件における和解について、地方自治法第179条第1項により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

今定例会に初日ご承認をいただきました支払い督促に対する異議申し立てについて、その後通常訴訟に移行いたしました。相手方から話し合いによる和解の申し出があり、別紙和解条項により和解が成立いたしました。訴訟上の和解は議会の議決事項ではありますが、本定例会休会中でありましたので、専決処分をしたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（町営住宅使用料請求事件の和解について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第3、議案第26号 長柄町いじめ防止対策推進条例の制定に

ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第26号 長柄町いじめ防止対策推進条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成24年7月に滋賀県大津市でいじめ事案が発覚し、報道されて以来、いじめが大きな社会問題として再認識されました。

このことから、国では平成25年6月にいじめ防止対策推進法を公布し施行されたことに伴い、その対応が全国的に進み、千葉県では平成26年2月にいじめ防止対策推進条例を制定し、同年8月には県教育委員会がいじめ防止基本方針を策定し、県内の各学校に周知しているところであります。

本町では、幸いにして現時点ではいじめの重大事案が発生しておりませんが、国の見直し作業に合わせ、いじめ対策のさらなる充実と不測の事態に備え、本町はいじめ防止対策推進条例を制定するものであります。

なお、詳細の内容につきましては、学校教育課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 長柄町いじめ防止対策推進条例について、補足説明させていただきます。

先ほど、町長の答弁にもございましたように、本町では幸いにして今の時点でいじめの重大事案は発生しておりません。国のいじめ防止対策推進法の見直し作業に合わせ、いじめ防止対策のさらなる充実と万が一の不測の事態に備え、長柄町いじめ防止対策推進条例を作成したいと考え、本日ご提案申し上げます。

条例の1条では、目的を記してございます。この条例は、国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止等、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策に関する基本理念を定め、町・教育委員会・学校・保護者等の責務、役割を明確にし、積極的かつ効果的ないじめ防止のための対策を実施することにより、児童・生徒が安心して健やかに成長できる環境をつくることを目的としています。

第2条においては、用語の意義等について定義されております。1項目めでいじめの定義

について記されております。児童等に対して、学校は在籍している当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されております。そのほか、児童等、学校、保護者、住民等が定義されております。

第3条では、基本理念が示されております。いじめの防止等のための対策は児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識し、各関係者が連携のもと取り組まなければならないと記されております。

第4条は、いじめの禁止等であります。児童等はいじめを行ってはならない、またいじめを認識しながらこれを放置することがないよう努めると記してございます。

第5条は、町の責務であります。町は関係者と連携を図り、本町の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。また、町は学校の設置者としていじめ防止等に関する施策を第一義的に実施すべき立場であることを踏まえ、必要な措置を講じるものとするとしております。

第6条は、教育委員会の責務であります。教育委員会は基本理念にのっとり、当該地域の実情に応じたいじめ防止等に関する施策を策定し、実施するものであると記述してあります。

第7条は、学校及び教職員の役割についてであります。学校及び教職員は学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめについて迅速かつ適切に対処する、また教職員はみずからの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分認識して指導に当たるものであると記してございます。

第8条は保護者の役割について、第9条は住民の役割について記してございます。

第10条は、いじめ防止基本方針であります。町は実情に応じたいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるものとしております。基本方針には、基本的な方向に関する事項、また対策の内容に関する事項、対策の評価及び検証方法に関する事項を記すよう定めております。

第11条は、学校いじめ防止基本方針です。学校は国のいじめ防止基本方針、県はいじめ基本方針及び長柄町いじめ防止基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとしております。

第12条、相談及び情報収集体制の充実です。町及び学校にいじめ防止等に関する者が安心して相談できる相談体制の充実を図るものとする。また、情報の収集を行うとしております。

第13条では、予防及び早期発見です。町は、学校その他の関係者と相互に連携し、児童等をみずからいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることのできる取り組み、児童等の互いに良好な関係を築くことができる取り組みを実施すると記しております。

第14条は、人材の確保及び資質の向上です。町は、いじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言を実施する。いじめ防止等のための対策に係る人材の確保及び資質の向上を図るとしております。

第15条、啓発です。いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、相談制度また救済制度について必要な広報、その他啓発活動を実施するとしております。

第16条は、インターネットを通じて行われるいじめ対策です。ネットいじめに関しては、ネットいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する県等の関係機関、または関係団体との連携及び取り組みの支援、ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備、インターネットの適切な利用方法の周知、ネットいじめの防止に資する教育、啓発活動となっております。

第17条は、調査研究としていじめ防止及び早期発見のための方策、いじめ防止等の対策の実施の状況について調査研究と検証を行うものとしてしております。

第18条、いじめ問題対策連絡協議会の設置です。町は連絡協議会を設置する場合、必要に応じて県に対して適切な指導、助言、援助を要請することができる。必要な事項は教育委員会が別に定めるものとしております。

第19条、いじめ対策委員会です。町は長柄町いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等を実効的に行うため、教育委員会に長柄町いじめ対策委員会を設置する。いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的見地から審議並びに重大事態が町内の学校で発生した場合におけるその事実の確認と調査及び審議を行うことを目的としております。

第20条、重大事態への対応についてです。町は学校で重大事態が発生した場合、関連機関と連携して対処し、迅速かつ適切に実施するものとしています。

第21条、財政措置です。町はいじめの防止等のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講じる。

第22条は、委任であります。この条例の施行に関して必要な事項は町長または教育委員会が別に定めるものとしております。附則として施行期日は平成29年4月1日から施行する。また、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正をしますということであります。

この長柄町いじめ防止対策推進条例は、国のいじめ防止対策推進法及び県のいじめ防止対策推進条例を踏まえて策定しました。この条例が町の学校教育の一つの指針として、児童・生徒が健やかに成長できる環境づくりに役立つものであると考えております。

以上、雑駁ですが、長柄町いじめ防止対策推進条例について補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋です。

1点だけ確認をしておきたいんですけども、この長柄町いじめ防止対策推進条例、誠に素晴らしいことだと思っています。特に、7条、8条、9条、それぞれの役目をきちっと果たしていただくことがこの条例の意義があると思っております。

そこで、先ほど学校課長のほうから委任の中に教育委員会が別に定めるということで、これは義務教育課程の、要するに文部科学省によるいじめ対策防止なのか、それとも厚労省によるこども園の子供たちについては含まれていないのかどうか。もし含まれていないようであれば、この幼児の子供たちに対してどのような考え方をしているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 川嶋議員さんのご質問にお答えいたします。

本町のいじめ防止対策推進条例につきましては、とりあえずは義務教育、小中学校を対象に作成したものでございます。しかしながら、こども園等子供たちが日々生活しているその中でいじめ等が仮にあった場合、この条例等また適用して対処するというのもまた一つかと考えます。

現在のこの長柄町の条例につきましては、小中学校を対象ということで考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

お話ししていることは十二分に承知しております。ただ、長柄町の子供たち全体を捉えた場合には、幼児から、実際のところは乳幼児からなんですけれども、全て公平に平等に同じ

義務教育を受ける過程を今学習中であります。その絶対にということはありませんので、厚労省の関係につきましても、ぜひ前向きにこの検討もしていただきたいなというように切にお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 私のほうからは、第3条、基本理念にかかわるところなんです、第3条の第2項のところちょっと一つお聞きしたいと思っております。

第2項の中では、3行目の中に『町、教育委員会、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携のもと、取り組まなければならない』とあるんですが、それが責務あるいはそれぞれ役割ということの中で、第5条から第9条にわたってそれぞれがそれぞれの責務あるいは役割を明示しているわけですけども。

その中で、3条第2項の家庭その他の関係者の部分が、どこにも出てこないわけですね、責務あるいは役割として。その辺をどうやって考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 3条の家庭その他の関係者につきまして、山根議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

18条をご覧いただきたいと思いますが、18条ではいじめ防止に関する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進連絡協議会を設置するというように記されてございます。

関係者の連携ということなわけですけども、ここでいう18条でいいますと、県関係、県の例えば県教委の東上総教育事務所の生徒指導担当者、また長生健康福祉センターの家庭教育相談員、また東上総児童相談所、児相の職員、その他茂原警察署の生活安全課、外房センターの署員等々、関係者と連携を図っていくということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 家庭その他の関係者って、私の捉え方は保護者というのはその前にありますけれども、それは保護者という分野の中のものであって、家庭ということになりますとその親権者以外の人たちがそこにいるわけですね、おじいちゃん、おばあちゃん含めて。そういうような意味合いの中での部分なのかなというふうに理解していたわけですけども、

18条の中だよというような話でございますので、それはじゃそういうことで理解するとします。

次に、第21条なのですが、財政措置でございます。そして、附則の施行期日この関係でございます。

まず、施行期日、29年4月1日から施行するという事なんですが、21条に戻りますと必要な財政上の措置を講ずるものとするということなんですが、これはどのように理解すればいいか、というのは、4月1日時点で財政措置がされていないという形であろうかと思うんですが、その辺の説明を求めます。

○議長（月岡清孝君） 石井学校教育課長、答弁願います。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 山根議員のご質問にお答えします。

本日この条例を議員の皆様方にご提示申し上げまして、通していただけるならば、この後教育委員会議等で規則をつくります。そして、町の基本方針をまた総合教育会議等で話し合っただけで基本方針を定めます。その後、財政の措置ということで手続を踏んでまいりたいというふうに考えておるところであります。この後の手続がまた幾つかございますので、とりあえず条例に記させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） そういう一つの見方もあると思うんですが、それはそういうことなんだろうけれども、もう一つこの財政措置の中に全く現在想定されていないようなものが出てくる可能性があるわけですね。今の説明の中では、そういう、例えば連絡協議会とか対策委員会とかそういうものの、組織立てにかかわる経費というような、確かにそれが主なものだと思うんですが、それ以外にいろいろな事故防止するための部分として何か必要なものが出てくる可能性はあるわけですね。それも、今日か明日かわからない。そのような中で4月1日から施行すると、だけど財政措置はされていないと、そういう側面を見た場合ですね。その辺がちょっと気になったものですから、まだ、そういうことはあつてはならないし、そう簡単にはないとは思いますが、一応その辺は指摘させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 5番、本吉です。

今回、長柄町のいじめ防止対策推進条例ということで、本当に私も一日も早くという思いでありましたので、本当に良かったと思います。

第19条のいじめ対策委員会についてお伺いいたします。

この中にありますけれども、長柄町いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に長柄町いじめ対策委員会を設置するわけですが、この3項にあります第三者等の参加を図るということでありまして、具体的に長柄町としてはどういう方を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 石井課長、答弁願います。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 本吉議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

第19条のいじめ対策委員会の構成メンバーですが、事案によって多少構成メンバーも変わってくるかと思いますが、現在考えているところが有識者関係ということで学校医、また精神科医、学識経験者としまして学校評議員等、あと児童心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラー、そして臨床心理士等、あと弁護士さんや保護者会、PTA連絡協議会等の方々を構成メンバーとして考えてございます。

あと、教育委員会関係では教育長さん、そして学校関係は校長会をこのメンバーの中に入れてという考えでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ないようです。質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第26号 長柄町いじめ防止対策推進条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第4、同意第1号 副町長の選任についてを議題といたします。

鈴木副町長は退席をお願いいたします。

〔副町長 鈴木誠一君退場〕

○議長（月岡清孝君） 提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 副町長の選任について、提案理由を説明申し上げます。

現在、副町長に選任しています長柄町刑部1431番地4、鈴木誠一氏を再度副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

ご案内のとおり、鈴木氏は昭和47年に長柄町に奉職以来、長柄町職員として庁舎建設室長、税務課長、企画財政課長、産業課長、住民課長等を歴任され、行財政全般にわたり高い見識と豊富な行政経験をお持ちであります。

市町村を取り巻く状況は、地方分権が進み、分担する事務が増加し、その内容もますます高度かつ多岐になってきております。本町といたしましても第4次総合計画、また、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略に計画されております長柄町創生の柱としての生涯活躍のまち推進事業を初め、交通弱者対策、買い物弱者対策、健康寿命延伸事業など、新規プロジェクトはまだ緒についてばかりであります。

このような状況の中、私といたしましては、総合調整役といたしましてこれらの事業を完遂させるためにはどうしても鈴木氏が必要であります。そして、最適任者であるというふうを考えておる次第であります。

以上のような事柄を踏まえまして、ぜひとも長柄町副町長に選任いただきたいと思っておりますので、ご提案申し上げます。

議員の皆様の絶大なご高配とご同意をぜひともお願いする次第であります。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。ご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしということで、会議規則第82条に基づき、今回投票により採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。しばらくお時間下さい。

ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項により議長から指名します。

立会人に10番、神崎好功君、11番、星野一成君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。

念のため、申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載してください。なお、白票の取り扱いについては、会議規則第84条により否とみなします。

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をお願いします。

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、議席番号1番の議員から順番に投票を願います。

投票していない方おられますか。いませんね。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

10番、神崎好功君、11番、星野一成君に開票の立ち合いをお願いします。

開票の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員と同じです。

賛成5票、反対6票。

以上の結果、同意第1号は原案のとおり同意しないことに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

鈴木副町長の入場を認めます。しばらくお待ちください。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。
よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これもちまして、平成29年長柄町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時17分